

平成26年版
環境報告書



岩 手 県

表紙の説明

「岩手の山の四季」

春の岩手山と小岩井の一本桜

夏の岩手山に咲くコマクサ

秋の焼石岳の紅葉

冬の五葉山

この報告書は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成10年岩手県条例第22号）第9条の規定により、平成25年度の本県における環境の現状や課題、その解決に向けた施策を取りまとめたものです。

目 次

() 内は事業を所管する主な室課名

第1部 環境の現状と環境の保全及び創造に関する施策の展開

第1編 総論

第1章 環境問題の動向（環境生活企画室）	2
第2章 岩手県の環境をめぐる主な課題と対応	2
1 再生可能エネルギー導入の目標と方向性（環境生活企画室）	2
2 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理（廃棄物特別対策室）	4
3 東京電力株式会社原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染の状況と対応（総務室）	4

第2編 各論

第1章 低炭素社会の構築	8
第1節 低炭素排出削減対策の推進	8
1 本県における温室効果ガス排出量の状況（環境生活企画室）	8
2 具体的施策の概要（環境生活企画室）	8
3 再生可能エネルギー導入への取組状況（環境生活企画室）	9
4 再生可能エネルギーの導入状況（環境生活企画室）	10
5 低炭素なまちづくり（建築住宅課・都市計画課）	10
第2節 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進	10
1 間伐等の適切な実施（森林整備課）	10
2 県産材活用、木質バイオマスの利用拡大（林業振興課）	10
第3節 その他の温室効果ガス（フロン類）排出削減対策の推進	11
1 国際的な取組（環境保全課）	11
2 日本の取組（環境保全課）	11
3 岩手県の取組（環境保全課）	11
第2章 循環型社会の形成	12
第1節 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進	12
1 一般廃棄物（資源循環推進課）	12
2 産業廃棄物（資源循環推進課）	13
第2節 廃棄物の不適正処理の防止等	15
1 産業廃棄物（資源循環推進課）	15
2 青森県境不法投棄事案（廃棄物特別対策室）	15
第3章 自然共生社会の形成	16
第1節 豊かな自然との共生	16
1 多様な自然の体系的な保全（自然保護課）	18
2 自然環境保全地域等の指定（自然保護課）	18
3 大規模開発行為の届出（自然保護課）	18
4 生態系のかく乱防止（自然保護課）	18
5 野生生物の保護対策の推進（自然保護課）	18
6 希少野生動植物の保護の推進（自然保護課）	21
7 関係機関との自然環境の保全及び自然保護活動（自然保護課）	21

第2節	自然とのふれあいの促進	22
1	自然公園の適正な利用の増進（自然保護課）	22
2	森林公園等の整備（森林整備課）	22
3	県内の温泉の状況（自然保護課）	22
第3節	森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	23
1	森林計画（森林整備課）	23
2	林地開発許可（森林保全課）	23
3	森林・農地の被害対策（森林整備課・農業振興課）	23
4	中山間地域等の直接支払制度の推進（農業振興課）	24
5	森林整備地域活動支援交付金制度の推進（森林整備課）	24
6	保安林の適正な管理（森林保全課）	24
7	地域協働による農地等の保全活動の促進（農村建設課）	24
第4章	安全で安心できる環境の確保	26
第1節	大気環境の保全	26
1	環境大気（環境保全課）	26
2	酸性雨（環境保全課）	28
3	大気汚染物質の発生源の規制及び指導（環境保全課）	28
4	アスベスト対策（環境保全課）	29
5	高速交通による騒音・振動（環境保全課）	30
6	騒音・振動の発生源の規制及び指導（環境保全課）	31
7	悪臭（環境保全課）	31
第2節	水環境の保全	32
1	公共用水域（環境保全課）	32
2	地下水（環境保全課）	36
3	工場・事業場排水の監視・指導（環境保全課）	36
4	生活排水対策（環境保全課）	38
5	水需給の動向（環境保全課）	38
6	水道水源（県民くらしの安全課）	39
7	北上川清流化確保対策（環境保全課）	39
8	その他の休廃止鉱山対策（環境保全課）	40
第3節	土地環境及び地盤環境の保全（環境保全課）	40
第4節	化学物質の環境リスク対策の推進	40
1	P R T R制度（環境保全課）	40
2	環境コミュニケーションの推進（環境保全課）	41
3	化学物質環境実態調査（環境保全課）	41
4	ダイオキシン類調査（環境保全課）	42
5	2,4,5-T系除草剤埋設地の周辺環境調査（環境保全課）	42
第5節	監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	42
1	環境に係る調査研究の充実（環境保全課）	42
2	公害苦情等（環境保全課）	42
3	公害紛争の処理（環境保全課）	43

4	環境放射能（環境保全課）	43
5	東京電力株式会社原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染への環境部門における 具体の取組（環境保全課、自然保護課、資源循環推進課、県民くらしの安全課）	43
第6節	環境影響評価制度について（環境保全課）	45
第5章	快適でうるおいのある環境の創造	46
第1節	快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	46
1	水辺環境の整備（河川課・下水環境課）	46
2	快適で衛生的な生活を支える污水处理施設の整備の促進（下水環境課等）	46
3	快適な住環境の整備の促進（建築住宅課）	47
4	都市環境の整備（都市計画課）	48
5	農村環境の整備（農村計画課・農業振興課）	48
6	景観（都市計画課）	49
7	屋外広告物に対する規制（都市計画課）	49
第2節	歴史的・文化的環境の保全（若者女性協働推進室・生涯学習文化課）	49
第6章	環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	50
第1節	環境学習の推進	50
1	学校における環境学習の推進（環境生活企画室・学校教育室）	50
2	多様で身近な環境学習機会の提供、支援（環境生活企画室等）	50
第2節	環境に配慮した行動・協働の推進	52
1	環境に配慮した行動の促進（環境生活企画室）	52
2	県民参加の森林づくり促進（林業振興課）	52
3	流域の連携による環境保全活動の推進（環境生活企画室）	52
4	環境情報の提供（環境生活企画室）	52
5	環境広報活動（環境生活企画室）	53
第3節	県境を越えた連携、国際的取組の推進	53
1	北海道・北東北地域の連携（環境生活企画室）	53
2	東アジアへの環境分析技術支援について（環境保全課）	53
第7章	環境を守り育てる産業の振興	54
第1節	環境関連産業の振興	54
1	新事業活動の促進（経営支援課）	54
2	ゼロエミッションの推進（資源循環推進課）	54
第2節	自然共生型産業の振興	54
1	環境に配慮した産業活動の促進（農業普及技術課）	54
2	優れた自然を活用した観光産業の振興（観光課）	55
第3節	環境に関する科学技術の振興	55
1	環境に関する科学技術の研究開発の促進（ものづくり自動車産業振興課）	55
2	三陸沿岸における海洋環境等の調査研究（科学 I L C 推進室）	55
第3編	岩手県環境基本計画等の進捗状況	
第1章	平成25年度の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況（環境生活企画室）	56
I	低炭素社会の構築	56
II	循環型社会の形成	59

Ⅲ	自然共生社会の形成	60
Ⅳ	安全で安心できる環境の確保	62
Ⅴ	快適でうるおいのある環境の創造	64
Ⅵ	環境を守り育てる人材の育成と協働活動の促進	65
Ⅶ	環境を守り育てる産業の振興	67
第2章	平成25年度いわての水を守り育てる施策の実施状況について（環境生活企画室）	69
1	水環境の保全及び水資源の確保に関する施策	69
2	効率的で持続的な水の利用を推進する施策	71
3	水の有効利用を推進する施策	72
4	水の価値を再認識するための施策	72
5	その他の施策	75

第2部 資料

1	県行政組織	84
2	県における環境保全関係条例の制定状況	85
3	審議会等の開催状況	85
4	平成25年度「県及び事業者等が実施する水環境保全等の活動に対する顕彰」表彰者	87
5	平成25年度大気環境基準の達成状況	88
6	水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況	89
7	騒音に係る環境基準の類型指定状況	96
8	国立公園等の指定の状況	98
9	自然環境保全地域等の指定の状況	100
10	希少野生動植物の状況	102
11	いわての名水二十選	105
12	環境保健研究センター研究体系	106
13	県環境基本計画関連事業	107

第 1 部

環境の現状と環境の保全及び 創造に関する施策の展開

第1編 総論

第1章 環境問題の動向

〈国の動向〉

わが国においては、戦後の経済復興から昭和30～40年代の高度成長期において、産業活動による公害や国土の乱開発によって発生した自然破壊に対処するため、「公害対策基本法」や「自然環境保全法」などが制定され、企業の公害防止への投資や技術開発を促し、公害防止の収束に効果をあげました。

しかし、昭和50年代以降の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムが定着し、自動車排気ガスによる大気汚染問題が深刻になるとともに、廃棄物処理問題、地球温暖化問題、化学物質問題など、通常の事業活動や国民の日常生活に起因するものへと変化してきました。

また、近年では地球温暖化や生物多様性の損失等の環境問題も生じております。

我が国が3年前に経験した観測史上最大級の地震と津波、そしてこの震災により発生した東京電力第一発電所の事故により大量の放射性物質が環境中に放出したことは、我が国における最大の環境問題としてとらえることができます。

現在、我が国では景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくことが最大の政策課題ですが、同時に様々な環境問題への対応も喫緊の課題となっています。

私たち人類が目指すべき社会は、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会であり、その実現のためには環境教育を推進していく必要があります。我が国はそれぞれの分野について主導的な役割を担っていく必要があります。それぞれの分野における取組を推進していくこととしています。

〈県の動向〉

高度経済成長の過程で様々な公害の発生や乱開発による自然破壊の問題が生じましたが、環境保全関係条例等の制定による規制や施策の推進により改善がなされてきました。特に、旧松尾鉱山による鉱害問題尾鉱山による鉱害問題は本県最大の環境問題となりましたが、昭和57年に新中和処理施設が稼動し、現在でも年間約6億円の維持費をかけながら、北上川の清らかな流れを維持しています。

また、近年、県内でも地球温暖化の影響による大規模な洪水や、生物多様性の損失などによる特定生物の増加などの環境問題も生じております。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により、大量の災害廃棄物が発生したほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、土壌等に沈着した放射性物質の影響も認められています。

一方、災害に強い自立・分散型エネルギー供給体制の構築を図るため、再生可能エネルギーの積極的な導入も進んでいます。

このため、災害廃棄物の早期処理を第一の課題として取り組むとともに、放射性物質のモニタリング、市町村等が行う放射線量低減措置の支援、放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理、放射線影響等に関する正確な情報の周知等に努めています。

このように東日本大震災津波からの復興を推進しつつ、平成22年度に策定した「岩手県環境基本計画」の基本目標である「みんなの力で次代へ引き継ぐいわての『ゆたかさ』」を目指し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会を構築する施策を計画の中核と位置づけ、環境施策を推進しています。

第2章 岩手県の環境をめぐる主な課題と対応

1 再生可能エネルギー導入の目標と方向性

本県では、平成21年12月に策定した「いわて県民計画の持続可能な低炭素社会を目指す「環境共生いわて構想」や、平成23年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」の防災のまちづくりの実現のため、再生可能エネルギーの導入を推進しており、平成24年3月には、平成32年度を目標年とする「岩手県地球温暖化対策実行計画」を定めました。

この実行計画では、温室効果ガスの排出量を平成2年比で30%削減することを目指し、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が日々の活動の中で省エネルギーの取組や、地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用した地産地消の取組を推進することを柱として、災害に強く、持続可能な低炭素社会を実現することを目指しています。

再生可能エネルギーに関する導入目標として、太陽光発電については約4倍、風力発電については約8.6倍などにすることを目標とし、「県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合」や「再生可能エネルギーによる電力自給率」を目標年度までに現行の約2倍にすることとしており、その目標達成に向けて取り組んでいます。

表2-1 再生可能エネルギーの導入目標

エネルギー種別	平成22年度 基準	平成32年度 目標	増減率	
電力利用	太陽光	35MW	140MW	302%
	風力	67MW	575MW	757%
	バイオマス	2MW	2MW	35%
	地熱	104MW	164kW	58%
	水力	275MW	276MW	1%
	小計	482MW	1,157MW	140%
熱利用	23千kl	28千kl	18%	

指標名	平成22年度 基準	平成32年度 目標
再生可能エネルギーによる電力自給率	18.1%	35.0%

〈再生可能エネルギーを取り巻く環境〉

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による固定価格買取制度が開始されました。

この制度は、太陽光発電など再生可能エネルギー発電の種別ごとに国が買取価格を定め、最大で20年間の長期にわたり、電力会社にこの固定価格で発電事業者からの全量買取を義務化したものであり、導入促進を図るうえで大きな追い風となっており、他の発電種別に比べて開発期間が短い太陽光発電を中心に導入が進んでいます。

そのような中、送電網の接続可能量が少なくなったことや、必要な許認可手続きを行わずに発電設備を設置する事例があるなどの課題が全国的に生じており、国では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて制度の運用の見直しなどを進めています。

〈今後の取組の方向性〉

目標達成に向け、県では「防災」「参入・誘致」「研究・開発」の3つの推進方策のもと、取組を実施しています。

防災の面では、「岩手県再生可能エネルギー設備導入等推進基金」を活用し、庁舎や避難所など、地域の防災拠点となる施設が非常時にその機能を維持できるよう、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を支援するなど、エネルギー自給体制としての「点」の整備を進めています。

更には、葛巻町をフィールドに一定のエリアにおける再生可能エネルギーによるエネルギー自給モデルの調査・研究などを行っており、この成果も活かしながら今後「面」的な展開を進めていく考えです。

参入・誘致の面では、市町村と連携して事業者の誘致に取り組んでおり、多数のメガソーラーが設置されるとともに、風力発電や地熱発電などの開発も着実に進められていますが、本県の豊富な

ポテンシャルを生かすためには、送電網の接続可能量などの課題を乗り越えていく必要があることから、様々な機会を捉えて国への提案や要望を行っています。

また、市民主導による発電事業の取組も出てきており、このような地域に根ざした取組の掘り起こしや新規参入などを促進するため、県民、事業者、自治体などあらゆる主体が連携しながら取組が進められるよう、普及啓発や機運醸成、技術的情報や各種手続きの情報提供などを行っています。

研究・開発の面では、三陸の海の資源である海洋再生可能エネルギーの利用が期待されていることから、波力や洋上風力などの研究開発プロジェクト等の導入に向けた取組を進めています。

〈さんりくエコタウン形成プロジェクト〉

本県の三陸地域においては、大震災津波の発生以前から、人口減少や高齢化、それに伴う地域の社会経済の活力の減退などが課題とされてきたところですが、大震災津波発生によってこれらの問題が顕在化しており、産業や地域コミュニティの担い手の不足、消費需要の減少による地域経済の縮小などが懸念される状況となっています。

県では、三陸地域の豊富な地域資源を活用した、「世界に誇る新しい三陸地域の創造」を目指し、「三陸創造プロジェクト」として、5つのプロジェクトを掲げ、具体的取組を推進していくこととしています。

このプロジェクトの一つ、『さんりくエコタウン形成プロジェクト』は、三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入を促進し、災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制を構築するとともに、3R（発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）を基調とした事業活動や生活様式が定着した循環型地域社会の形成を目指し、環境と共生したエコタウンの実現に向けた取組を推進するものです。

～主な取組～

- 再生可能エネルギーの導入促進
住宅や防災拠点への導入促進、自立・分散型エネルギー供給体制の構築、大規模発電施設の立地促進等
- エコタウンの普及啓発
ポータルサイトによる情報発信、エコタウンモデル事業の推進等
- スマートコミュニティの形成
環境に配慮したまちづくり、地域内の低炭素化の促進の取組等
- 研究開発
環境・エネルギーの研究開発促進

2 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理

東日本大震災津波により発生した岩手県沿岸地域における災害廃棄物は、処理期限である平成26年3月末までに生活環境の保全上支障がある584万トンを撤去し、処理しました。この量は、岩手県内の一般廃棄物発生量の約13年分に相当する量にのぼるものでした。また、津波の影響により海水の塩分や泥が混じっていることなどから、これまでに経験したことのないような処理を行わなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物は市町村の責任において処理するものとされており、災害廃棄物も一般廃棄物として取り扱われることから、本来市町村が処理すべきものと整理されています。しかし、本災害においては市町村自体の被災も甚大であり、かつ、膨大な量の災害廃棄物が発生したことから、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、県が事務の委託を受け、市町村に代わって処理を行いました。

特に、宮古市、岩泉町、田野畑村、大槌町、山田町、野田村の6市町村においては一次仮置場の管理から破碎選別、処理処分までの処理工程全般を県が行い、その他の市町村については広域処理や処理困難物の処理といった他県との調整が総合的に必要なものを県が行いました。

〈指針及び計画〉

災害廃棄物処理における県の主な役割は、国が示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」に基づき、「岩手県災害廃棄物処理実行計画・詳細計画」を策定し、処理期限までに処理を完了させるための処理の流れの作成と進捗管理を行うことでした。

処理の流れの作成に当たっては、処理施設も沿岸地域の施設だけでは不足するため、まずは全県的な調整を行い、県内の市町村及び、一部事務組合等の焼却施設において災害廃棄物をできる限り受け入れていただき、県内で処理ができないものを広域処理として県外に依頼することとしました。

〈広域処理〉

広域処理については、国の調整の下、1都1府13県の協力により、県内で処理できない災害廃棄物を中心に約33万トンを処理していただきました。特に、漁具・漁網は広域処理において発生量の約7割にあたる約1万7千トンを処理いただいております。

〈今後の取組の方針〉

平成26年度においては、災害廃棄物処理に用いた破碎・選別施設や仮設焼却炉の解体・撤去、これら施設や災害廃棄物の仮置場に使用した土地の所有者への返還を行うほか、復旧事業の前倒しと

して湿式選別設備を活用した農地復旧事業（陸前高田市）等を進め、災害廃棄物処理事業の完了を進めていきます。

3 東京電力株式会社原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染の状況と対応

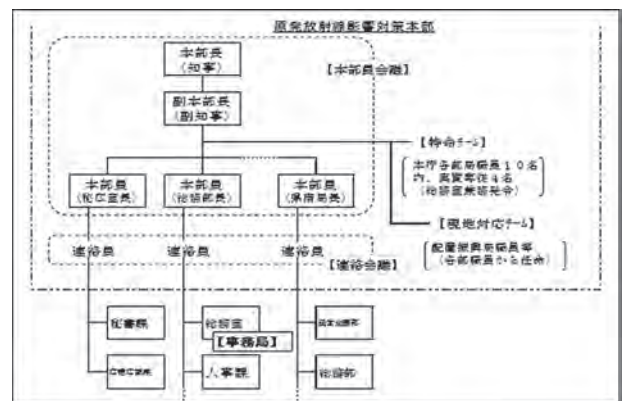
(1) 原発放射線影響対策本部等

東日本大震災津波の際に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）によって放射性物質が環境中に放出され、広範囲に拡散しました。その後、物理的減衰やウェザリング効果、さらには除染の実施等により、放射線量は低減してきています。

しかし、原発事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、広範囲かつ長期にわたって県民生活に影響を与えています。

本県では、平成23年度に牧草から国が定めた乳用牛（経産牛及び初回種付け以降の牛）及び肥育牛に給与する粗飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出され、また、県内において汚染稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されるなどの事態を受け、知事を本部長とする原発放射線影響対策本部（以下「対策本部」という。）を平成23年7月29日に設置し、全庁を挙げて対策に取り組んでいます。（図2-1）

図2-1 原発放射線影響対策本部組織図



対策本部は、①放射線量測定に係る対応方針、②放射線量低減に向けた取組方針、③県産食材等の安全確保方針、④放射線影響に係る県民への情報提供のあり方、⑤放射線影響に伴う風評被害の防止などを所掌事務としており、知事を本部長、副本部長を副知事、本部員を関係部局長で構成される本部員会議、関係部局の課長等で構成され、本部員会議開催に先立って連絡調整などを行う連絡会議、関係部局の職員で構成され、各種対応方針等に関する調整や市町村等関係機関との連携等を行う放射線影響対策特命チームなどで構成されています。

本部員会議は、平成23年度から平成24年度まで12回、平成25年度は4回の合計16回開催しま

した。各種方針の策定や改訂、東京電力に対する損害賠償請求、放射線影響対策の取組などについて協議・決定しています。

また、県と市町村、広域連合、一部事務組合が連携して放射線影響対策を進めていくため、平成23年8月から原発放射線影響対策市町村等連絡会議（以下「市町村等連絡会議」という。）を開催しています。

市町村等連絡会議は、平成23年度から平成24年度まで5回、平成25年度は2回の合計7回開催しました。県の各種方針や取組状況の情報共有を進め、全市町村を対象とした野生山菜、野生きのこの放射性物質濃度検査や風評被害対策、東京電力への損害賠償請求など、県と市町村等が連携して進めていく必要のあるテーマを議題に設定し、効果的に対策が実施できるよう意見交換や協議を行っています。

(2) 放射線量等の測定と低減措置

県では、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、放射線量等測定に係る対応方針及び放射線量低減に向けた取組方針に基づき、市町村等と連携しながら体制を整備しました。県内全域で全力を挙げてきめ細かな測定を行い、県公式ホームページ等で迅速かつ効果的に情報提供しています。

県内10箇所のモニタリングポストによる24時間体制の測定やサーベイメータによる県内の主要な55地点における毎月の測定に加え、県立学校や県立病院など県有施設も定期的に測定し、結果等を県公式ホームページ等で公表しています。

さらに、水道水、雨水やちりなどの降下物や、廃棄物処理施設における焼却灰や下水汚泥、工業用水道などの放射性物質濃度も定期的に測定しています。

これら測定の結果、放射線量は低減傾向にあることや、放射性物質が不検出または基準値以下であることなどを確認しています。

また、県では、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域として指定を受けた一関市、奥州市及び平泉町の地域（以下「重点調査地域」という。）を中心に、放射線の影響を受けやすいとされる子ども（高校生まで）の健康を重視する観点から、定期的に県有施設の放射線量の測定を行い、その結果、低減措置実施の目安である毎時1マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を超えた場合には、低減措置を実施しました。

汚染土壌の除去や埋設を行うなどの低減措置を実施した施設においては、その後は1 $\mu\text{Sv/h}$ を下回っていることを確認しています。

(3) 県産食材等の安全確保に向けた取組

本県は国内における農林水産物の主要な産地であり、消費者に安全な県産食材等を供給して

いく観点から、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、リスクコミュニケーションや出前講座の開催等により、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の解消・防止に向け取り組んでいます。

食品の放射性物質濃度の検査については、国の原子力災害対策本部からガイドライン（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」）等が示されており、県では、県産食材等の安全確保方針に基づき、農林水産物等、流通食品、給食食材について、各段階で計画的にきめ細かな検査を実施し、検査結果等を速やかに公表しています。

なお、検査の結果、国が定める基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷自粛及び自主的な回収を要請することとしています。

また、野生きのこや野生山菜については、食の安全・安心を確保するため、全市町村を対象に検査を実施しています。

平成25年度は26,815件の検査を実施し、国の基準値を超過したものは17件（野生鳥獣肉10件、野生きのこ・野生山菜類7件）でした。

また、県内の多くの市町村においても県産食材等の検査が行われており、これらのうち販売を目的として生産・製造された食品で、検査の結果、国が定める基準値の2分の1以上の値が測定されたものについては、市町村からの依頼に基づき県が精密検査を実施しています。

(4) 健康影響への対策

原発事故に伴い、放射線による健康への影響を心配する県民からの声が多く寄せられたこと等から、比較的放射線量の高い県南部を中心とし、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、平成23年度から放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング検査）を行っています。また、平成24年度からは、県南3市町（奥州市、一関市、平泉町）が実施する内部被ばく検査や個別健康相談等の対策に対し、補助事業を通じた支援を行っています。

これまでの調査結果について、緊急被ばく医療、放射線防護、公衆衛生等の専門家からなる有識者会議において「放射線（放射性セシウム）による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

また、平成25年度は、県南部の3市町（奥州市、一関市、平泉町）において、県の補助制度を活用した内部被ばく検査が3市町合計で1,159名

の子どもに実施され、県実施の調査と同様の結果が報告されています。

調査結果については、ホームページや広報誌、セミナー等で広く県民等に対してお知らせしています。

(5) 学校等の対策

県では、原発放射線影響対策の基本方針において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組んでいます。

平成23年度から県立学校の放射線量を毎月測定するとともに、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、放射線量が局所的に1 $\mu\text{Sv/h}$ を超えた場合には、除染等の低減措置を行っています。学校給食についても平成24年度から使用予定食材や提供後の給食を一食分単位で放射性物質濃度検査を行っています。

市町村等においても、小中学校などにおける放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の検査が行われており、県は測定機器の貸出や給食食材測定機器購入費用の助成や放射線量の測定・除染費用の助成などを行い、市町村等の取組を支援しています。

県立学校の放射線量の測定については、これまで1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の値が測定されている箇所はありませんでした。

また、重点調査地域である一関市、奥州市及び平泉町にある県立学校では、16校中4校が放射性物質汚染対処特別措置法に基づく面的な除染対象となりました。平成24年9月28日付で国から補助金の交付決定が得られ、除染に着手し、平成25年5月までに終了しました。

給食食材等の放射線物質濃度測定については、県をはじめ29の市町村において、学校給食の食材等検査を実施しています。市町村の測定において国の基準値の2分の1以上の値が検出された場合、県が精密検査を行うなど、県と市町村が連携し、学校給食の安全確保に努めています。

なお、これまで学校給食食材等検査において、国の基準値を超えた例はありません。

また、平成23年度から平成25年度まで文部科学省の委託により岩手県学校給食モニタリング事業として、県内5施設において実際に給食として提供した一食分単位（陰膳方式）のモニタリング検査を実施し、全施設の検査結果において放射性物質は不検出（検出限界値未満）でした。（検出限界値：各核種1ベクレル/kg未満）

(6) 情報発信、普及啓発の取組

原発事故によって、放射性物質が健康に与える影響や食の安全安心を心配する声が高まりました。本県においても、県産農林水産物の一部から放射性物質が検出されたり、製造業や観光業の分野でも風評被害が心配されました。

また、放射性物質の影響については、「セシウム (Cs)」「シーベルト (Sv)」「ベクレル (Bq)」など、今まで耳にしたことのない用語が使われ、分かりにくいものとなっていました。

県や市町村等において、放射線量の測定や県産食材等の検査など対策が進められています。これらの実施結果などを正確かつ分かりやすく伝え、基礎的な知識とあわせて理解していただくとともに、県産品や農林水産物などの魅力を含め県内外に広くお知らせすることによって風評被害発生を解消・防止していく必要があります。

このため、県では、原発事故発生以降、県内外における風評被害発生を解消・防止していくため、県民等に対し、本県への放射性物質の影響や放射線影響対策の実施状況、県産農林水産物等の魅力などを広報紙やホームページなどを活用してお知らせする情報発信を行うとともに、放射性物質に関する知識の正しい理解を深めるため、パンフレットの配布やセミナーの開催等の普及啓発を行っています。

(7) 東京電力に対する損害賠償請求

原発事故以来、県、市町村等そして県民が一体となって放射線影響対策に取り組んできましたが、国の出荷制限等の対象が発生し、風評被害も首都圏を始め各地で発生するなど、生産者の生活や経営、産地の維持については地域社会の存続にまで深刻な影響を与えかねない状況となりました。

そもそも原発事故による損害については、当該事故の原因者である東京電力がその責任を負うべきものであり、県では、東京電力に対し、これまで県内の被害者、県及び市町村等が行ってきた賠償請求に対し、広く責任を認め速やかに十分な賠償を行うことを強く求めました。

また、民間事業者等の被害に関して、県は損害賠償請求に係る説明会や個別相談会の開催、東京電力及び国に対して賠償金が早期かつ確実に支払われるよう要請を行うなどの支援をしました。

しかしながら、東京電力の対応は、「個別に事情を確認して対応する」等、形式的な対応の繰り返しが多く、損害賠償金の支払いが一部にとどまってしまうなどの問題が生じました。自治体損害賠償請求については、東京電力が損害賠償に応じたものは工業用水道事業や下水道事業、牧草地の除染費用等にとどまり、その他の放射線影響対策に要した費用については、職員人件費も含め損害賠償に応じない状況が続きました。

平成24年1月26日に東京電力に対して第1次請求を行い、同年6月20日、平成25年2月1日、同年6月21日そして平成26年2月5日の第5次にわたり損害賠償請求を行いました。請求金額は、平成26年3月末時点で、測定経

費、機器購入費、除染経費、広報経費、人件費など総額5,984,886千円（県：4,975,131千円、市町村：906,805千円、広域連合・一部事務組合：102,951千円）となっており、平成26年3月末時点の合意金額は3,131,509千円（県：3,063,712千円、市町村：55,436千円、広域連合・一部事務組合：12,361千円）となっています。

県では、東京電力の自治体賠償に対する考え方や県及び市町村等の賠償請求に対する対応等の問題点が明らかとなり、これまでのように東京電力と直接交渉を重ねるだけでは、これ以上の具体的な交渉の進展が期待できない現状であるとの認識に至り、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に対し和解仲介を申し立てることとしました。紛争解決センターの審理の過程において、県、東京電力双方の主張や法的な問題点等が整理され、原発事故の原因者である東京電力の対応を改めさせ、原発事故に係る損害賠償の実現を図ろうとするものです。

これまでの東京電力に対する損害賠償請求と同様に、紛争解決センターへの申立てについても県と市町村等が協調して実施することとしました。

なお、紛争解決センターへの申立ては、形式的には、県・市町村等団体毎に行われるものですが、これらの申立てについては一体的に審理が行われるように同センターと調整しました。

また、東京電力への賠償請求内容、交渉・一部合意の状況等に団体間で差が認められたことから、改めて各市町村等において検討し、最終的に36団体（26市町村、10広域連合等）が県と協調して紛争解決センターへ和解仲介の申立てを行うこととなりました。紛争解決センターへの和解仲介の申立てについては議会の議決を経て行うため、団体の議会日程等の関係から、36団体中、24団体が県とともに平成26年1月23日に申立てを行い、残り12団体については準備が整い次第申立てを行うこととしました。

今回、紛争解決センターに申立てた対象は、平成23年度及び平成24年度分の賠償請求額であり、平成26年3月末までに申立てを行った県及び32団体で総額1,529,200千円（県632,139千円、市町村822,162千円、広域連合・一部事務組合74,899千円）となっています。

第2編 各 論

第1章 低炭素社会の構築

第1節 低炭素社会排出削減対策の推進

本県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波による大規模かつ長期にわたるエネルギーの途絶や国の動向を踏まえ、震災復興に向けた再生可能エネルギー導入促進の具体的な取組や低炭素社会実現に向けた施策の更なる推進を図るため、「岩手県地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月）を策定し、温室効果ガス排出量を2020年度（平成32年度）までに、基準年である1990年（平成2年）比で30%削減することを目標に掲げ、省エネと創エネによる対策を推進しています。

1 本県における温室効果ガス排出量の状況

本県における平成23年（2011年）の温室効果ガス排出量は1,067万3千トンとなり、基準年に比べ24.0%減少しました。

基準年と比べ、温室効果ガス排出量が大きく減少した要因としては、東日本大震災津波による影響により、産業部門や工業プロセス部門からの排出量が減少したことが主因であると考えられます。

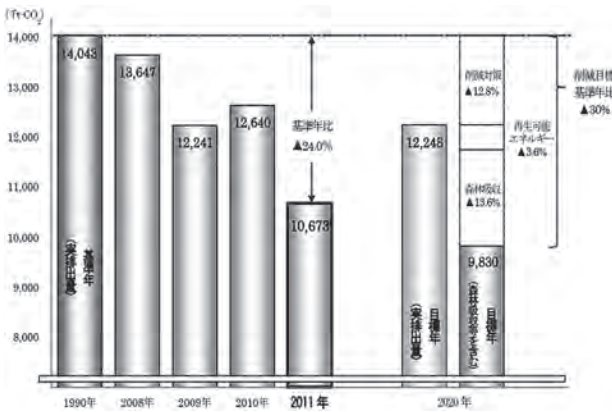


図1-1-1 温室効果ガス排出量の現状と目標値

表1-1-1 部門別温室効果ガス排出量

部門及び品別	1990(平成2年) 基準年		2009(平成21年)		2011(平成23年)				
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	前年増減率	前年増減率	
二酸化炭素	産業部門	4,806	34.2%	3,972	31.4%	2,693	25.2%	△1,279	△32.2%
	民生家庭部門	1,920	13.7%	2,186	17.3%	2,158	20.2%	△26	△1.2%
	民生業務部門	1,202	8.6%	1,314	10.4%	1,327	12.4%	14	1.0%
	運輸部門	2,654	18.9%	2,570	20.3%	2,622	24.6%	52	2.0%
	エネルギー関連部門	3	0.0%	62	0.5%	70	0.7%	8	12.6%
合計	12,878	91.7%	11,588	91.5%	9,576	88.7%	△1,991	△17.2%	
その他の温室効果ガス	メタン(CH ₄)	511	3.8%	647	5.1%	664	6.2%	19	2.7%
	一酸化二酸化窒素(N ₂ O)	634	4.5%	411	3.3%	417	3.9%	6	1.5%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	19	0.1%	13	0.1%	12	0.1%	0	1%
	パーフルオロカーボン(PFC)	-	-	-	-	-	-	-	-
	六フッ化硫黄(SF ₆)	0	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	1	27.5%
合計	1,164	8.3%	1,072	8.5%	1,097	10.3%	25	2.3%	
温室効果ガス排出量合計	14,043	100%	12,660	100%	10,673	100%	△1,967	△14.0%	

※ 排出量及び構成比の各数値について、繰上処理の関係から、合計と一致しない場合があります。
 ※ 基準年におけるその他の温室効果ガスの数値は、データがないため、2008年の排出量の数値としている。
 ※ エネルギー関連部門：発電所の石炭や重油等の一次エネルギーを電気や石油といった最終エネルギーに変換する部門
 ※ 工業プロセス部門：セメント製造等石炭石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程

温室効果ガス総排出量のうち、主要な二酸化炭素排出量については、部門別では、産業部門及び運輸部門においては基準年比で減少していますが、民生家庭部門（12.4%増）、民生業務部門（10.4%増）などは、基準年比で増加しています。この要因としては、民生家庭部門では世帯数の増加に伴うエアコンなどの家庭用機器の普及による電力需要の増加が、民生業務部門では一事業所当たりの売り場面積の増大に伴う空調設備等の増加による電力需要の増加が挙げられます。

こうした現状を踏まえ、今後においては、民生部門に係る取組の強化が重要となります。

2 具体的施策の概要

(1) 家庭対策

ア 県地球温暖化防止活動推進センターの活動
 本県の地球温暖化防止の普及啓発拠点として、平成17年4月からいわて県民情報交流センター（愛称：アイーナ）において、地球温暖化の現状や防止対策に関する展示や情報発信、訪問学習の受入れのほか、地域への県地球温暖化防止活動推進員の派遣など様々な取組を進めています。

イ CO₂ダイエット・いわて県民運動

県民の皆さんが地球温暖化問題に関心を持って、一人ひとりが身近にできる8つのCO₂ダイエットの取組を実践するなど、地球温暖化防止の輪を広げていこうとする取組です。

CO₂ダイエットいわて倶楽部に登録した人に会員証を発行するほか、著名人の取組や温暖化に関する最新情報、イベント情報などを

定期的に発信しています。その活動の輪は着実に広がりを見せており、平成26年3月末現在の登録会員数は、46,236名となっています。

ウ 地球温暖化を防ごう隊

自主的に温暖化対策に取り組もうとする県内小学校の児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、「隊員証」と「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布。家庭における省エネを進めようとする取組みで、今までに県内で約25,000人が取り組んでいます。

(2) 地域対策

身近な省エネなどに詳しい県地球温暖化防止活動推進員を学校や町内会などでの研修会に無料で派遣し、地域での温暖化防止活動を支援しています。

また、各地域の実情に応じた効果的な取組や、幅広いネットワークの形成を促進するため、地球温暖化対策地域協議会の設立支援や、既存協議会への情報提供、意見交換の場の設置等を行っています。

(3) 事業所対策

地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度は、制度が創設されてから9年目を迎え、これまでの登録事業所数は186となっています。また、エコスタッフの登録者数も1,306名に上るなど、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所が着実に増えています。

図1-1-2 いわて地球環境にやさしい事業所認定マーク



(4) 運輸対策

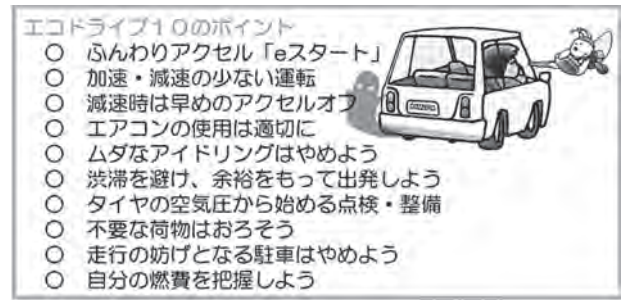
温室効果ガス排出量の24.6%を占める運輸部門の対策として、エコドライブの普及や公共交通機関の利用促進を進めています。

ア エコドライブ

運転時の無駄な燃料消費を抑える、地球にもお財布にもやさしいエコドライブの推進を図るため、エコドライブ普及員を養成する教習会を開催したほか、事業者等を対象とした講習会を県内4ヶ所で開催し、35名がエコドライブの知識と技術を学びました。

併せて、燃費計の貸出しやエコドライブステッカー、リーフレットの配布など、普及啓発活動にも取り組みました。

図1-1-3 エコドライブ10のポイント



イ 減クルマチャレンジウイーク

過度に「クルマ」に頼らない生活への移行を目指し、公共交通機関の利用促進を推進する取組として、「減クルマチャレンジウイーク」を実施しました。

盛岡、滝沢、軽米地域から202事業所15,913人が参加し、12日間の実施期間で合計45.8トンのCO₂排出量が削減されました。

3 再生可能エネルギー導入への取組状況

(1) 県による積極的開発

企業局では、再生可能エネルギーの積極的な開発に取り組んでいます。平成24年12月に胆沢第四発電所（水力、160kW）を運転開始したほか、平成26年度の運転開始を目指して胆沢第三発電所（水力、1,500kW）の建設を進めています。

(2) 防災拠点となる施設への再生可能エネルギー設備の導入

災害時においても一定のエネルギーを賄える体制を整備するため、約140億円の基金を平成23年度に設置し、平成24年度から27年度までを事業期間として庁舎や学校、医療施設、公民館等の防災拠点となる公共施設等へ太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池を利用する設備の導入を進めています。

(3) 再生可能エネルギー設備の導入支援

災害に強い街づくり及び再生可能エネルギー普及促進の一環として、被災した住宅等に太陽光発電設備を設置する場合に要する経費の一部を支援しました。

また、市町村等が地域の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を設置する場合に要する経費を支援する「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業」を実施しました。

(4) 大規模発電施設等の導入促進

県内の事業者や市民団体等による再生可能エネルギー導入の取組を推進するため、地域でのセミナー等の開催や、「いわて再生可能エネルギーポータルサイト」を構築しました。

また、大規模太陽光発電や風力発電等を行う事業者向けに、低利融資の実施や、事業者と地権者とのマッチングを行う候補地紹介事業などを行い、事業者による県内への大規模発電施設の立地促進を図るための支援を行いました。

- (5) 自立・分散型エネルギー供給システム構築に向けた調査

地域に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用と非常時においても一定のエネルギーを賄える供給体制の構築を図るため、市町村を対象に導入計画の策定等への支援を行いました。

4 再生可能エネルギーの導入状況

このような取組の結果、再生可能エネルギーの導入は着実に進んでいます。

表1-1-2 平成25年度の再生可能エネルギー導入実績（平成26年3月31日現在）

		平成32年度 目 標	平成25年度 末 実 績	達成率
電力 利用	太 陽 光	140MW	121MW	86.6%
	風 力	575MW	67MW	11.7%
	バイオマス	2MW	2MW	74.2%
	地 熱	164MW	104MW	63.3%
	水 力	276MW	275MW	99.4%
	小 計	1,157MW	568MW	49.1%
熱 利 用		28千kl	26千kl	95.0%

※ 熱利用については、熱量を原油換算したものです。

5 低炭素なまちづくり

(1) 岩手型住宅

県では、平成20年3月に「岩手型住宅ガイドライン」を策定し、岩手の厳しい気象条件下においても冷暖房を最小限に抑え、環境にやさしい生活ができる「省エネ性能」をもち、かつ、県産材の活用など岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の普及に取り組んでいます。

岩手型住宅の要素を『形』にする取組を行っている事業者又は事業グループを「岩手型住宅賛同事業者」として募集しており、平成25年度までの登録事業者数は61でした。今後も「岩手型住宅」の更なる普及に取り組んでいきます。

(2) コンパクトシティ

県では、平成19年に策定した「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針」に基づき、都市計画による土地利用の適正な誘導を図りながら、都市機能が集積した持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進しています。

第2節 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進

1 間伐等の適切な実施

県では、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に係る基本方針」を策定し、平成25年度から平成32年度までの8年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積を90,000haと定め、間伐等の実施を促進することとしています。

この基本方針に基づき、森林整備事業等の活用により間伐や人工林の伐採跡地への確実な再造林も含めた造林の実施の促進に取り組んでいます。

2 県産材活用、木質バイオマスの利用拡大

二酸化炭素の排出削減を促進するため、県内の豊富な森林資源を活用した県産材の利用拡大に取り組んでいます。

公共施設・公共工事や住宅への県産材の活用を促進するとともに、未利用木質資源の利用促進につながる木質バイオマスエネルギーの利用拡大や、森林資源を活用した排出量取引等の普及啓発に取り組んでいます。

県産材の活用を促進するためには、需要者が求める品質の確かな製品を安定的に供給する必要があることから、工務店や木材供給者による県産材の供給体制整備に向けた支援を行っていきます。

第3節 その他の温室効果ガス（フロン類）排出削減対策の推進

1 国際的な取組

フロン類の一種であるクロロフルオロカーボン（CFC）が成層圏のオゾン層を破壊し、人類や生態系に影響が及ぶことは、昭和49年（1974年）に米国カリフォルニア大学のローランド教授とモリーナ教授によって発見されました。それをきっかけとして国際的にオゾン層破壊物質の生産及び消費の削減によるオゾン層保護の取り組みが進められ、昭和60年（1985年）に「オゾン層保護のためのウィーン条約」、昭和62年（1987年）に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、国際的な合意のもとにフロン等のオゾン層破壊物質の生産規制等が開始されました。これを受けて、先進国では、CFCが平成8年（1996年）をもって全廃され、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）も平成32年（2020年）までに全廃されることとなっています。

また、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）については、オゾン層破壊物質でないものの、温室効果ガスであるため平成9年（1997年）に「京都議定書」が採択され、先進国における削減計画が策定されました。

2 日本の取組

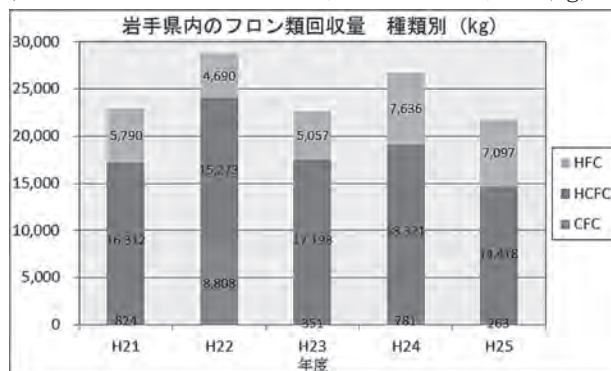
日本では、ウィーン条約及びモントリオール議定書に批准し、昭和63年（1988年）に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、オゾン層破壊物質の生産・消費の削減に向けて取り組み始めました。

また、平成13年（2001年）に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、平成14年（2002年）に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」、平成17年（2005年）に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、CFC、HCFC等のオゾン層破壊物質の回収・破壊について法整備されました。さらに平成27年（2014年）4月1日にフロン回収・破壊法が法改正され、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」として施行される予定です。

3 岩手県の取組

本県では、平成9年（1997年）にフロン類の回収推進のために県、関係団体を会員とする「岩手県フロン回収等推進協議会」を発足し、情報交換及びフロン回収・破壊の的確な推進に関する普及・啓発活動を行っています。また、岩手県内でのフロン類回収量は、表1-3のとおりです。

表1-3 岩手県内のフロン類回収量 種類別（kg）



第2章 循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進

1 一般廃棄物

岩手県のごみ排出量(※)は、平成24年度で455千トン(対前年度:5,965トン、1.3%の増)であり、このうち家庭から排出された生活系ごみの排出量は310千トン(対前年度:2,034トン、0.7%の減)で、事業所から排出された事業系ごみの排出量は145千トン(対前年度:7,999トン、5.8%の増)でした。前年度から生活系ごみは減少し、事業系ごみは増加しました。

分別収集による資源化量は、60千トン(対前年度:267トン、0.4%の減)となっています。資源化量を除いた焼却処理量及び埋立処分量は361千トン(対前年度:824トン、0.2%の増)であり、前年度から増加しました。

なお、県では、廃棄物処理に伴う未利用エネルギーの有効活用や廃棄物処理コストの低減等を図るため、平成11年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を6ブロックに分け、ごみ焼却施設の集約を促進しています。

また、浄化槽汚泥の処理量は、年々増加傾向にあり、平成24年度は前年度と比較して増加しました。し尿の処理量は、公共下水道等の普及により全体としては減少しています。

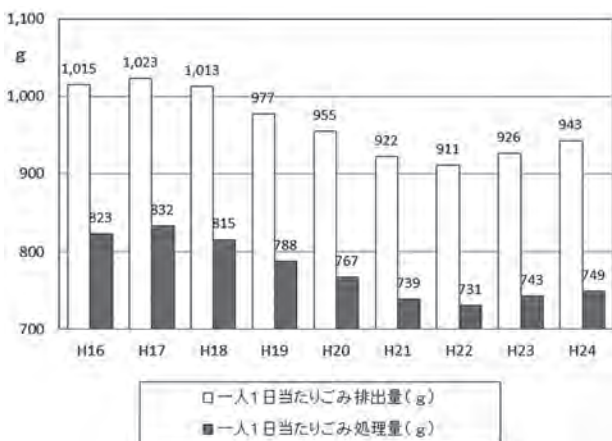
※ごみ排出量とは、家庭から排出されるごみと事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物以外のもので市町村が処理しているごみの量

(1) 一人1日当たりごみ排出量

岩手県のごみ排出量は、平成23年度以降は増加に転じ、平成24年度の一人1日当たりのごみ排出量は、943グラムでした。

また、一人1日当たりの生活系ごみ排出量は643グラムで、一人1日当りの事業系ごみ排出量は300グラムでした。

図2-1-1 ごみ排出量、焼却処理及び埋立処分量の推移(単位:g)



(2) 循環資源のリサイクル

循環資源をリサイクルルートに乗せる行動として、容器包装リサイクル法に基づいて市町村が実施している資源化への取組や子供会や自治会などが行っている集団回収があります。

平成24年度の市町村による資源化量は60千トン(対前年比0.4%の減)でした。集団回収量は24千トンで平成24年度は増加しました。

また、ごみ全体に占める資源化量と集団回収量をあわせたリサイクル量の割合を表すリサイクル率は平成23年度と同じ、18.7%となっています。

この他に、スーパーマーケット等を拠点とする資源回収があります。

図2-1-2 リサイクルの推移

(一人1日当たりリサイクル量)

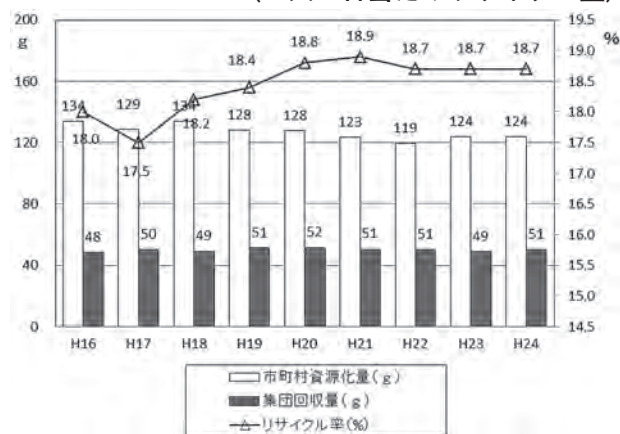


表2-1-1 全国との比較(平成24年度)

	全国平均	本県
一人1日当たり排出量	963 g (978 g)	943 g
生活系ごみ	684 g (695 g)	643 g
事業系ごみ	279 g (283)	300 g
一人1日当たり処理量	756 g	749 g
リサイクル率	20.4%	18.7%

※「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省)によるごみ排出量

※平成24年度より総人口に外国人人口を含む。()内は外国人を含まない場合

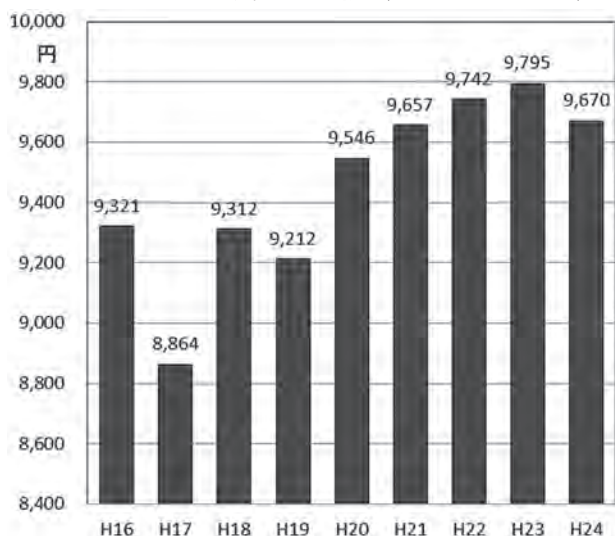
(3) 一人1日当たりごみ処理量

市町村におけるごみ焼却量及び埋立処分量の推移は 図2-1-1 で、平成24年度の一人1日当たりの処理量は、749グラム（総量361千トン）です。平成24年度は前年度から0.8ポイント増加しました。

地域における集団回収や市町村の資源化への取組（図2-1-2）などにより、焼却・破碎等のごみ処理量が減少し、焼却灰などを埋める最終処分場の残余年数が増加していきます。

また、ごみ処理に要する経費のうち、処理及び維持管理に要した経費は、平成23年度以降減少傾向にあります。

図2-1-3 ごみ処理費用の推移（年間一人当たり）



(4) エコショップ認定制度

県と市町村等及び環境関連NPOの協働により、廃棄物の減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店等を「エコショップいわて」「エコレストランいわて」として認定し、PRしています。

エコショップ等認定店舗数(累計) (平成25年度末現在)	247店舗
---------------------------------	-------



エコショップいわて認定プレート

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の排出量

平成24年度における産業廃棄物の排出量（家畜排せつ物357万トンを除く）は、年間約273万トンとなっており、主な産業廃棄物は、がれき類135万トン（49%）、汚泥95.3万トン（35%）等となっています。

業種別で見ると、建設業142万トン、電気・ガス・熱供給・水道業66万トン、製造業53万トン等となっています。

本県における産業廃棄物排出量等の推移を見ると、排出量及び最終処分量が増加傾向にあります（図2-1-4）。県では、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等により、県内の事業者等における産業廃棄物等の発生抑制やリサイクル、省資源化等の取組を促進・支援しています。

(2) 産業廃棄物処理

産業廃棄物処理業者については、年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在1,743業者が許可を受けており、このうち1,559業者が収集・運搬のみの業者です。

産業廃棄物の適正処理の推進のため、奥州市に公共関与による産業廃棄物処理モデル施設であるいわてクリーンセンター（管理型最終処分場、焼却施設。全国初の廃棄物処理センター指定）を整備し、平成7年9月から稼働しています。

この施設は、公害対策や周辺環境の調和に十分配慮し住民の信頼が得られ、かつ、産業廃棄物処理水準向上への誘導指標、適正処理の受け皿としての役割を担っています。

また、第Ⅱ期最終処分場が平成21年4月から稼働しています。（第Ⅰ期最終処分場は平成20年度埋立終了。）

さらに、本県2番目の廃棄物処理センターとして、県北の九戸村にいわて第2クリーンセンターをPFI方式（独立採算）により整備し、平成21年4月から稼働しています。

この施設は、産業廃棄物の自県内処理の促進や循環型地域社会の形成等を目的に、特別管理産業廃棄物の処理機能を備えています。



いわて第2クリーンセンター施設概要

処理対象	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物
焼却施設	ロータリーキルン +焼却ストーカ炉 87.9トン/日
溶融施設	表面溶融炉 13トン/日

図2-1-4 産業廃棄物の排出状況等

単位：千 t

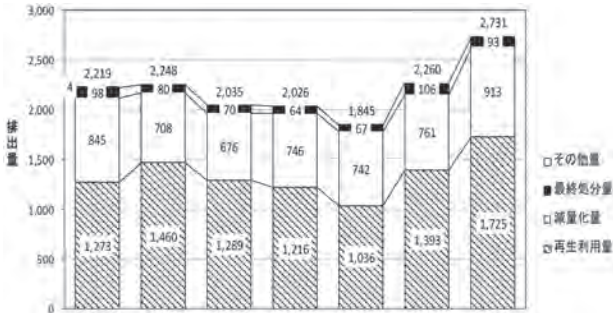


表2-1-2 産業廃棄物処理業許可業者数

(各年度末現在)

年度	収集運搬	中間処理	収集運搬 中間処理	収集運搬 最終処分
18	1,203(165)	42(2)	116(6)	4(0)
19	1,257(190)	43(3)	113(8)	4(0)
20	1,302(211)	38(4)	122(4)	4(0)
21	1,350(215)	37(4)	123(5)	5(0)
22	1,360(217)	37(4)	120(5)	5(0)
23	1,456(224)	38(3)	122(5)	4(0)
24	1,540(221)	39(3)	120(5)	4(0)
25	1,559(232)	41(3)	122(5)	4(0)

年度	中間処理 最終処分	収集運搬 中間処理 最終処分	最終処分	計
18	0(1)	24(0)	3(0)	1,392(174)
19	0(1)	24(0)	2(0)	1,443(202)
20	2(1)	16(0)	2(0)	1,486(220)
21	2(1)	13(0)	2(0)	1,532(225)
22	2(1)	13(0)	2(0)	1,539(227)
23	2(1)	13(0)	2(0)	1,637(233)
24	2(1)	13(0)	2(0)	1,720(230)
25	2(1)	13(0)	2(0)	1,743(228)

注) ()は特別管理産業廃棄物処理業者であり、内数である。

表2-1-3 産業廃棄物処理施設設置状況

(平成26年3月31日現在)

施設の種類	総数	事業者	処理業者	公共	公共の区分 がない場合
汚泥の脱水施設	29	14	9	6	事業者とする
汚泥の乾燥施設	1	0	1	0	
汚泥の天日乾燥施設	0	0	0	0	
汚泥の焼却施設	8	1	6	1	処理業者とする
廃油の油水分離施設	1	0	1	0	
廃油の焼却施設	6	0	5	1	処理業者とする
廃酸又は廃アルカリの中和施設	2	2	0	0	
廃プラスチック類の破砕施設	21	0	19	2	事業1、処理業1とする
がれき類等の破砕施設	139	0	139	0	
木くず	87	2	84	1	事業者とする
廃プラスチック類の焼却施設	8	0	7	1	処理業者とする
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	
産業廃棄物の焼却施設	14	2	10	2	処理業者とする
コンクリートの固形化施設	0	0	0	0	
水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	
シアン化合物の分解施設	3	3	0	0	
PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	
PCB廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	
(焼却施設の実数)	16	3	11	2	
小計	319	24	281	14	
最終処分場					
遮断型最終処分場	0	0	0	0	
安定型最終処分場	21	1	20	0	
管理型最終処分場	6	1	4	1	処理業とする
小計	27	2	24	1	
合計	346	26	305	15	

表2-1-4 がれき類等破砕施設の詳細

		総数	事業者	処理業者
がれき	移動専用	31	0	31
	定置等	108	0	108
	計	139	0	139
木くず	移動専用	26	0	26
	定置等	61	3	58
	計	87	3	84

第2節 廃棄物の不適正処理の防止等

1 産業廃棄物

平成11年度から県内に産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）を配置し、廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理の調査・指導や適正処理のための啓発を行っています。

表2-2-1 産廃Gメン配置状況

年度	H11	H12	H13	H14~H25
配置数	4名	6名	9名	11名

2 青森県境不法投棄事案

(1) 事案の概要

平成12年5月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森・岩手県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市（16ha）と青森県田子町（11ha）にまたがる原野（27ha）で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF（可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したもの）様物等様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約151万トン、うち岩手県側は約35万8千トンでした。

この不法投棄には埼玉県の産業廃棄物処理業者も共謀しており、両法人及びその代表者は、廃棄物処理法違反で有罪となりました。

県は、これら不法投棄を行った者に対し廃棄物の撤去や汚染状況の調査を命ずるとともに、当該法人の財産の仮差押えを行い、命令の履行費用に充てさせました。

(2) 行政代執行による原状回復対策

廃棄物の撤去は、本来不法投棄を行った者が行うべきですが、既に破産又は清算中であることから、これらの者による原状回復は見込めない状況にあります。

一方、地域住民の健康被害を未然に防止し、安心して暮らしていただくためには、廃棄物の全量を早期に撤去することが必要です。

このため、県では、不法投棄を行った者に代わり、国の財政支援を受けて廃棄物を撤去することとし、平成15年11月、撤去作業に着手しました。

これまでに、周辺への汚染拡散の防止に万全を期すため、キャッピング工事（埋立廃棄物を覆う遮水シート設置）や環境モニタリング調査を行いました。

また、平成17年度からは現地に整備した廃棄物選別施設を活用し、本格的に撤去を進め、平成26年3月26日の最終搬出式をもって、現場から全ての廃棄物の撤去を完了し、累計量は約35万8千トンとなりました。

汚染土壌については、平成19年度から、汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせ実

施し、平成24年度までに一部地区を除き浄化が完了しました。

一方、汚染地下水については、新たに地下水の環境基準項目に追加された物質（1,4-ジオキサン）の浄化を目的として、計画期間を5年延長し、揚水等による浄化対策を講じています。

今後も、汚染土壌・地下水対策を講じるとともに、跡地整形等を行い、平成29年度までに原状回復事業を終了することとしています。

- (3) 不法投棄の行為者及び排出事業者等の責任追及
廃棄物の撤去等に要した費用については不法投棄を行った者に求償していますが、破産又は清算中であることから、納付されていないのが現状です。このため、県では、不法投棄を行った法人や元役員の財産の差押・換価により、平成25年度末までに約1億180万円を回収しました。

また、不法投棄を行った者に廃棄物の処理を委託した排出事業者は約1万2千者に及ぶことが明らかになっていますが、このうち法令に違反して処理を委託した疑いがある者に対しては徹底した調査を行っており、その結果違反が明らかかな場合には、措置命令又は納付命令を行っています。

平成25年度末までに措置命令又は納付命令を行った者は26者ですが、この外に自主的に撤去（費用拋出）する旨を申し出た者が38者あり、これらを合計すると約15,200トンの廃棄物が排出事業者等により撤去されることとなります。これを金銭に換算すると、約5億7,600万円の公費負担が軽減されることとなります。

今後も、排出事業者に対する責任追及を徹底的に行い、県民負担の軽減に努めます。

表2-2-2 廃棄物年度別処分状況（単位：t）

	H16	H17	H18	H19	H20
実績処分量	15,211.8	30,207.3	39,094.5	45,074.9	46,810.3
累計処分量	15,212	45,419	84,514	129,588	176,399
累計処分率	4.2%	12.7%	23.6%	36.2%	49.3%

	H21	H22	H23	H24	H25
実績処分量	51,307.4	52,987.4	23,536.1	38,158.3	15,742.6
累計処分量	227,706	280,694	304,230	342,388	358,131
累計処分率	63.6%	78.4%	84.9%	95.6%	100.0%

第3章 自然共生社会の形成

第1節 豊かな自然との共生

本県は、県土面積1,528千ha、そのうち森林の占める面積は1,180千haと、いずれも北海道に次いで全国第2位の広さを有しています。また、三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園など、全国に誇りうる優れた自然環境に恵まれています。

植生自然度（表3-1-1）をみると、原生的自然域の占める割合は10.9%で、全国17位、東北6位と植生自然度がそれほど高くないという結果が出ています。これは、主として北上高地において、放牧、炭焼き等により山地が広範囲に利用されてきたため、二次林の割合が高くなっていることによるものです。しかし、この二次的自然域も良好な自然域であり、これを合わせた自然域は77.5%で全国11位、東北1位となり、本県は豊かな自然に恵まれているといえます。

表3-1-1 植生自然度（全国・東北・岩手の比較）

自然度	植物区分	自然度別面積比率 (%)		
		全国	東北	岩手
1	市街地、造成地、裸地	5.8	4.0	2.1
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	21.1	20.7	20.2
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃地等の樹園地	1.8	1.7	0.3
4	シバ群落等の背丈の低い草原	2.1	2.8	1.5
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	1.5	1.0	1.4
6	針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	24.8	26.3	34.9
7	クリ・ミズナラ郡集クスギ・コナラ群集等の二次林	18.6	22.8	26.0
8	ブナ、ミズナラ再生林、シイ、カシ萌芽林	5.3	5.4	2.8
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集	17.9	14.3	10.4
10	高山ハイデ風衝草原、自然草原	1.1	0.9	0.5
計		100	100	100

資料：第5回自然環境保全基礎調査(環境省)

(平成5年度～平成10年度)

自然度1～3：生活環境域

自然度4～8：二次的自然域

自然度9～10：原生的自然域

また、野生生物は、自然環境を構成する重要な要素であり、その多様性が自然の豊かさを象徴するものですが、本県には、哺乳類180種のうち75種、鳥類約700種のうち341種が生息しており、大型哺乳類

では、ツキノワグマやニホンカモシカが、また、鳥類では、環境省が作成した「レッドデータブック」で絶滅危惧種のイヌワシ、オジロワシ、クマタカなど多くの野生生物が生息しています。

表3-1-2 野生生物の種類（全国・岩手県）(単位:種)

区分	全国	岩手県
植物 ※	約7,000	2,225
哺乳類	180	75
鳥類	約700	341
は虫類	98	17
両生類	62	17
汽水・淡水魚類	約400	76
昆虫類	約30,000	9,069
陸・淡水産貝類	約1,100	58
クモ類・甲殻類等	4,200	1,350
計	約43,740	13,228

出展：全国 H25環境白書

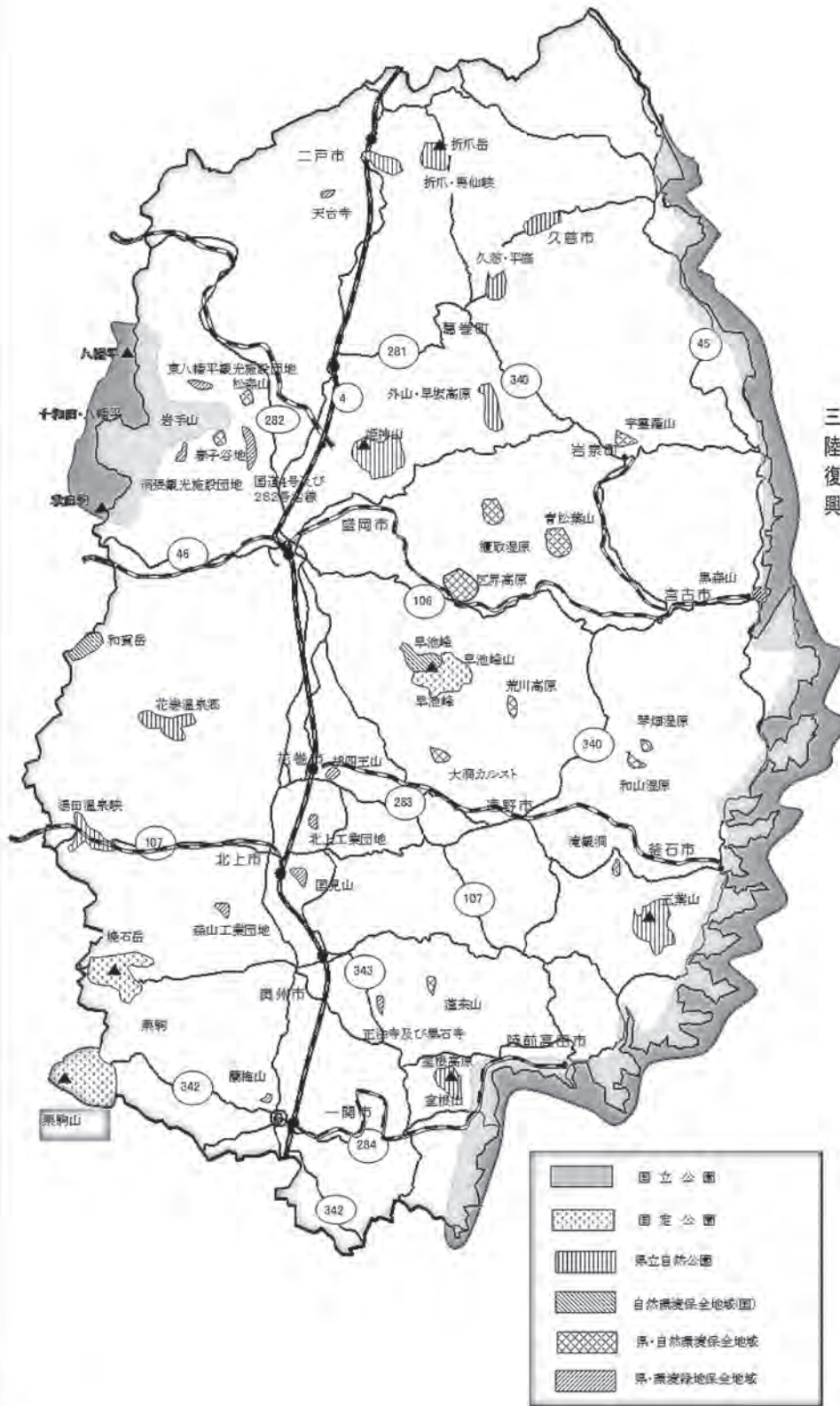
岩手県 岩手県野生生物目録（H13.3）

※維管束植物

広大な県土に変化に富んだ地形と動植物相、自然景観など、豊かで優れた自然に恵まれ、その環境も概ね良好に保たれています。

しかし、開発の進展とともに、身近な自然の保全や野生生物の保護などが求められています。

岩手県自然環境地図



1 多様な自然の体系的な保全

多様な自然の体系的な保全に向け、自然環境保全基礎調査を実施しています。この調査は「緑の国勢調査」とも言い、自然環境保全法に基づき、自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、地形・地質、植物及び野生生物等について、環境省により実施されている調査です。

これまで行ってきた調査結果は、本県の自然環境保全対策を推進するうえで貴重な資料となるだけでなく、地域開発等のための診断図として各分野で利用されています。

2 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境、身近な自然環境の保全を図るため、自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づき指定した自然環境保全地域及び環境緑地保全地域は、25地域、6,599haとなっています。

県内に14箇所指定されている自然環境保全地域には、自然保護指導員各1名を配置し、保全地域の巡視をするとともに、立入者に対し保全上必要な指導を行っています。

表3-1-3 自然環境保全地域等の指定状況

区分	箇所数	面積 (ha)	県土に占める割合 (%)	備考
自然環境保全地域	14	4,956	0.3	国指定の2箇所含み
環境緑地保全地域	11	1,643	0.1	

3 大規模開発行為の届出

本県の良好な自然環境を保全するため、自然環境を破壊するおそれのある一定の規模以上の開発行為に対して条例により届出を義務づけ、必要な指導と助言を行っています。

4 生態系のかく乱防止

外来生物法で規定されている特定外来生物（海外起源の生物のうち、生態系、人の生命や身体、農林水産物へ被害を及ぼすもの、もしくは被害を及ぼすおそれがあるもの）について、どのような生物が該当するか、また駆除の方法について情報を提供しました。

また、元々国内に生息していたが本県には居なかった動植物について、目撃情報及び被害情報を収集するとともに、生活環境や農林水産物への被害防止について周知しました。

5 野生生物の保護対策の推進

(1) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るため、県では平成25～28年度を計画期間とする第11次鳥獣保護事業計画により、各種施策を

施しました。

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るものです。指定に当たっては、農林水産業の関係者及び市町村等関係機関との調整を十分に図りながら行っています。

平成25年度においては、年度内に指定期限が到来する鳥獣保護区23箇所中20箇所の指定期間を更新し、鳥獣保護区は139箇所141,196haとなりました。(表3-1-4)

なお、鳥獣保護区の区域で特に鳥獣の生息環境の優れた区域を指定する特別保護地区は、13箇所7,321haとなっています。

表3-1-4 鳥獣保護区の状況 (単位：ha)

年度 区分	H21		H22		H23		H24		H25	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	142	145,333	143	146,333	143	146,535	142	145,466	139	141,196
新設	1	255	1	1,255	0	0	0	0	0	0
更新	10	29,441	11	12,916	6	12,916	24	14,261	20	14,892
継続	131	115,637	131	132,364	137	142,980	118	131,205	119	126,304

② 休猟区

可猟地域における狩猟鳥獣の適正な回復を図るため、その減少傾向や繁殖適地を考慮しながら休猟区を指定しています(指定期間2年間)。

なお、休猟区は鳥獣保護区と同様に鳥獣の捕獲が禁止されています。

平成25年度においては、指定期間中の12箇所28,250haに加え、新たに3箇所5,825haを指定しました。この結果、休猟区は、15箇所34,075haとなっています。(表3-1-5)

表3-1-5 休猟区の状況 (単位：ha)

年度 区分	H21		H22		H23		H24		H25	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	83	183,617	60	144,123	60	144,123	12	28,694	15	34,075
新設	37	83,048	23	61,022	0	0	0	0	3	5,825
継続	46	100,569	37	83,101	60	144,123	60	28,694	12	28,250

③ 特定猟具使用禁止区域

特定猟具の使用による危険の予防又は静穏の保持のために特定猟具使用禁止区域を指定しています。

特定猟具使用禁止区域は、狩猟者と住民の接する機会が多いと予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域を指定しています。特定猟具には、銃器及びわなの2つがありますが、本県では、現在まで銃器の使用禁止区域のみを指定しています。

平成25年度においては、13箇所4,785haを指定しました。この結果、特定猟具使用禁止

区域は、191箇所83,249haとなっています。
(表3-1-6)

表3-1-6 特定猟具使用禁止区域の状況 (単位:ha)

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	205	84,654	203	85,445	203	85,445	195	83,426	191	83,249
新設	19	9,259	21	3,711	0	0	24	29,320	13	4,785
継続	186	75,395	182	81,734	203	85,445	171	54,106	178	78,464

④ 猟区

狩猟鳥獣の捕獲の調整と狩猟の適正化を図るため、市町村等で猟区を設定しています。県内の猟区の設定状況は表3-1-7のとおりです。

表3-1-7 猟区の状況 (単位:ha)

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	3	26,692	3	26,692	3	26,692	2	21,487	1	2,470
再設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	3	26,692	3	26,692	3	26,692	2	21,487	1	2,470

⑤ 指定猟法禁止区域

狩猟可能な地域で水鳥の飛来が見られる地域のうち、水鳥の飛来が多く、狩猟者が多いなどの花巻・北上、胆沢・前沢、一関の1,827haを平成17年11月から鉛製散弾を使用する猟法を禁止する指定猟法禁止区域に設定しています。

(2) 野生動物の実態把握のための調査

① ガンカモ科鳥類の生息調査

住民の関心の高いハクチョウなどガンカモ科の、鳥類の渡来状況を1月に一斉調査しました。調査結果は表3-1-8のとおりです。

② ニホンジカの生息調査

五葉山地域の生息数を把握するため、平成4年度、平成8年度、平成11年度、平成18年度及び平成24年度の計5回にわたってヘリコプターからの目視による調査を実施しました。

また、定点における生息密度調査や冬季のシカの採食状況を調べる植生(ササ)調査を毎年実施しています。

表3-1-8 過去5年の渡来数の推移 (単位:羽)

区分	ハクチョウ類	ガン類	カモ類						合計
			コガモ	カルガモ	オシドリ	マガモ	その他	計	
H21	5,199	890	2,427	7,861	37	5,221	17,276	32,822	38,911
H22	3,876	213	2,655	6,263	25	3,025	12,013	23,981	28,070
H23	3,786	404	2,043	7,419	13	4,241	9,352	23,068	27,258
H24	3,907	910	1,603	5,538	36	3,430	9,001	19,608	24,425
H25	4,715	591	2,235	6,503	13	3,161	7,386	19,298	24,604

(基準日は毎回1月中旬)



白鳥の渡来(北上市大堤公園)

(3) 野生鳥獣の保護管理

① シカ保護管理対策

これまで五葉山地域を中心に生息していたニホンジカは、近年の暖冬傾向や北上高地に点在する牧場等の草地環境により生息域が県内全域に拡大しています。また、五葉山地域においては里ジカによる農林業被害が恒常的に発生するとともに、周辺地域においても被害が増加しており、個体群の適切な管理と農林業被害の低減が緊急の課題となっています。

このため、県では平成25年11月に策定した第4次シカ保護管理計画に基づき、関係部局等が連携して保護管理、被害防止等の総合的な対策を実施しました。

② ツキノワグマ保護管理対策

平成21~24年度にツキノワグマの生息数調査を実施し、県内の生息数を、およそ3,400頭と推計しました。この推定生息数を基に、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの共存を図ることを目的に、平成25年3月に策定した第3次ツキノワグマ保護管理計画に基づき、個体数管理や生息環境の整備、被害防除対策などの総合的な対策を実施しました。

③ ニホンカモシカ保護管理対策

平成24年度にカモシカの生息状況を調査した結果、生息密度は平均0.95頭/km²でした。(調査地域は8市町村、計26箇所)

これを基に、カモシカ地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの共存を図ることを目的として、個体数調整の実施を含む第3次カモシカ保護管理計画を平成25年3月に策定し、個体数管理や生息環境の管理、被害防除対策などの総合的な対策を実施しました。

④ 幼傷病鳥獣の救護

近年、幼傷病鳥獣の保護収容件数は年間500件前後で推移していますが、保護について住民からの問い合わせが依然多くあります。(表3-1-9)

その要因としては、鳥獣保護思想の高揚及び野生鳥獣の生息域と人間の生活域との接近が考えられます。

このことから、雛や幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護することがないように普及啓発を図るとともに、鳥獣保護センターにおける幼傷病鳥獣の救護に加え、獣医師会との連携のもと県内の開業獣医師による救護も実施しています。

平成25年度の救護実績は、551件であり、ハクチョウなどの鳥類が339件、ニホンリスなどの獣類が212件となっています。

表3-1-9 幼傷病鳥獣の年度別保護件数の推移

区分		年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
鳥類	鳥獣保護センター	181	183	169	95	146
	振興局等	239	189	203	170	193
獣類	鳥獣保護センター	32	41	37	23	37
	振興局等	69	87	103	128	175
計		521	500	512	416	551

(注) 鳥獣保護センターの欄には、振興局等で保護し、鳥獣保護センターに運搬したものを含む。

⑤ 有害鳥獣捕獲

鳥獣が農作物に被害を与える場合、生活環境若しくは自然環境を悪化させる場合、又はそれらのおそれがある場合には、都道府県知事等の許可を受けて有害鳥獣を捕獲することができます。

知事権限に係る許可事務は広域振興局長に委任しているほか、平成9年度からカラス等の鳥類10種、ノウサギ等の獣類5種について、全ての市町村長に許可権限を移譲しています。

また、平成18年度からはニホンジカ・アナグマ・ハクビシン・カワウの4種についても順次、希望する市町村長に許可権限を移譲し、平成25年度からは、これら鳥類10種、獣類9種について、全市町村に許可権限を移譲しています。

また、有害鳥獣捕獲は、被害状況を調査のうえ、目的を達成するために必要な許可をすることとしています。(表3-1-10)

⑥ 狩猟の適正化

ア 狩猟者登録

狩猟をしようとする者は、狩猟免許のほか入猟する県の登録を受けなければならないこととされています。

平成25年度中に本県に登録した狩猟者は県内者が1,873人、県外者が631人、合計2,504人で、ここ数年、県内者、県外者とも、狩猟者は減少傾向にあります。(表3-1-11)

県外からの登録は、東北及び関東地方の狩猟者がほとんどで、登録者が多い県は、第一種銃猟登録者で、青森県147人、宮城

県107人、埼玉県62人、福島県62人などとなっています。

表3-1-10 有害鳥獣捕獲の目的による鳥獣の捕獲数

区分		年度		
		H23	H24	H25
鳥類	許可証交付数	157	146	132
	カモ類	1,795	1,824	1,815
	カラス類	11,445	12,656	13,803
	スズメ類	450	386	1,133
	キジバト	341	514	460
	ドバト	73	38	76
	ヒヨドリ	438	498	481
	ムクドリ	269	438	395
	カワウ	303	194	329
	その他	354	250	258
	鳥類計	15,468	16,798	18,750
獣類	許可証交付数	429	429	734
	クマ	103	289	201
	シカ	743	1,341	3,517
	キツネ	24	49	36
	タヌキ	78	130	128
	ノウサギ	32	0	1
	ノネコ	25	23	24
	ノイヌ	5	0	5
	ハクビシン	396	476	633
	その他	23	19	77
	獣類計	1,429	2,327	4,622
合計	16,897	19,125	23,372	

表3-1-11 狩猟者登録の状況

区分	種類	登録者数		
		H23	H24	H25
県内者	網猟	9	10	7
	わな猟	193	204	232
	第一種銃猟	1,739	1,670	1,620
	第二種銃猟	14	16	14
	計	1,955	1,900	1,873
県外者	網猟	1	2	1
	わな猟	11	10	12
	第一種銃猟	674	631	615
	第二種銃猟	3	2	3
	計	689	645	631
合計	網猟	10	12	8
	わな猟	204	214	244
	第一種銃猟	2,413	2,301	2,235
	第二種銃猟	17	18	17
	計	2,644	2,545	2,504

表3-1-12 狩猟による狩猟鳥獣の捕獲数の推移

区 分		年 度		
		捕獲数		
		H23	H24	H25
鳥 類	キ ジ	3,030	3,244	2,785
	ヤマドリ	3,301	3,579	2,391
	カモ類	5,265	4,375	3,620
	カラス類	1,021	1,013	854
	スズメ類	1,250	1,557	1,081
	キジバト	198	150	171
	ヒヨドリ	108	190	165
	その他	13	12	19
鳥 類 計		14,186	14,120	11,086
獣 類	クマ	66	61	66
	シカ	1,160	2,899	6,102
	キツネ	97	105	100
	タヌキ	167	156	187
	ノウサギ	511	479	371
	テン	30	47	26
	ハクビシン	16	14	22
	その他	16	11	28
獣 類 計		2,063	3,772	6,902
合 計		16,249	17,892	17,988

イ 狩猟事故防止対策

狩猟者登録証の交付時に事故防止研修会を実施し、狩猟者の資質の向上に努めるとともに、広報や報道機関を通じて事故の未然防止を呼びかけました。

ウ 狩猟取締り

狩猟関係法令違反の取締り及び事故防止のため、平成25年度においては、自然保護課及び広域振興局等の職員を特別司法警察員(24名)、立入検査職員にそれぞれ任命しました。

また、警察官、鳥獣保護員(75名)及び猟友会の狩猟指導員(75名)とともに狩猟取締りパトロール隊を編成して、正しい狩猟の指導と違反及び事故の防止に努めました。

エ キジ・ヤマドリの放鳥

キジ及びヤマドリは本県を代表する狩猟鳥ですが、捕獲数が減少し生息域の減少が懸念されることから、平成25年度にはキジ300羽を休猟区等に放鳥しました。

6 希少野生動植物の保護の推進

(1) いわてレッドデータブックの作成

絶滅のおそれがあるなど保護上重要な野生生物の種をリストアップし、それらの生息状況等を取りまとめたものを一般にレッドデータブックといいます。国では平成3年度にレッドデータブックを作成・公表し、これまで改訂版



を発刊するとともに、改訂版発刊後、4次に渡るレッドリストの見直しを行っています。

国レベルのレッドデータブックでは、県単位の生息・生育情報は得られるものの、県内の分布の詳細や県における絶滅危惧度合いの情報は得られがたいため、本県の野生生物保護対策を進めるための基礎資料として、平成9年度から4ヵ年計画で、いわてレッドデータブックの作成を行い、平成13年3月に発刊しました。

発刊後の自然環境の変化等を踏まえた改訂作業に向けて、平成19年度には、いわてレッドデータブック改訂検討委員会・専門部会を設置し、掲載種の調査・選定を進め、平成26年3月にいわてレッドデータブック(2014年版)として発刊しました。

(2) 希少野生動植物保護対策

平成14年12月に「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定した、指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しています。(表3-1-13)

表3-1-13 希少野生動植物

①指定希少野生動植物 (捕獲、採取等を禁止する種)	ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、ゴヨウザンヨウラク、チシマウスバスマシ、ホソバナシバナ、リシリシノブ、ゲイゼキシヨウ、ゴマシジミ、イワテセダカオサムシ
②特定希少野生動植物(流通を監視する種)	ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、リシリシノブ



ハヤチネウスユキソウ

7 関係機関との自然環境の保全及び自然保護活動

自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティアとの連携・協働により、パトロールやキャンペーン、利用者のマナー指導等を実施しました。

第2節 自然とのふれあいの促進

1 自然公園の適正な利用の増進

(1) 自然公園の指定

本県には、三陸復興、十和田八幡平の2つの国立公園と栗駒、早池峰の2つの国定公園があります。また、花巻温泉郷、久慈平庭、外山早坂高原、湯田温泉峡、折爪馬仙峡、五葉山、室根高原の7つの県立自然公園があります。

本県の自然公園面積は、国立公園が29,247ha（県土面積の1.9%）、国定公園が20,038ha（同1.3%）、県立自然公園22,817ha（1.5%）となっています。その総面積は72,102haで県土面積1,527,889haの4.7%を占めています。（表3-2-1）

表3-2-1 自然公園の地種別区分面積

（平成25年度末現在）

区分	公園面積	特別保護地	比率	特別地域	比率	普通地域	比率
	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
国立公園	29,247	2,398	8.2	24,974	85.4	1,875	6.4
国定公園	20,038	945	4.7	19,093	95.3	-	-
県立自然公園	22,817	-	-	20,638	90.5	2,179	9.5
計	72,102	占有面積 = 72,102 / 1,527,889 = 4.7%					

(2) 自然公園の保護と管理

① 開発行為等の規制・許認可

自然公園内における風致景観を保護するため、自然公園内に特別地域、特別保護地区（国立公園、国定公園）を指定しています。こうした地区内の風致景観を損なうおそれのある行為は、環境大臣又は知事の許可が義務付けられています。また、普通地域においても一定の改変行為については環境大臣又は知事への届出が必要とされています。

② 管理・啓発・ボランティア活動

平成25年度は自然公園内の主要な地区に自然公園保護管理員を配置し、公園管理や啓発指導に努めました。

また、県内の国定・県立自然公園、自然環境保全地域で活動するグリーンボランティアを登録し、利用者へのマナーの普及啓発に努めています。

一方、国においては自然公園指導員を委嘱し、国立公園及び国定公園において、自然の紹介、解説案内などの活動を行っています。

③ 指定動物の選定

県立自然公園内での捕獲を規制する動物を選定する検討委員会を開催し、現地調査と指定種の検討を行いました。

④ 早池峰地域の総合的保全対策

早池峰地域では、登山ブーム等による入込み数の増加に伴い、その人為的影響などで、登山道周辺の高山植物の踏み荒らしや盗採、

山頂避難小屋のし尿処理、登山車両による道路交通混雑等の問題が提起されていることから「早池峰クリーン&グリーンキャンペーン」を実施し、登山者に対するマナーガイドの配布や携帯トイレの販売等を行っています。

また、利用最盛期の車両交通混雑緩和対策として、6月第2日曜日～8月第1日曜日の土日祝日に一般車両の通行を規制し、シャトルバスを運行しています。

(3) 自然公園等の施設整備

自然公園の施設整備は、公園計画に基づき整備されており、平成25年度は、国庫補助事業及び県単独事業を活用し、整備を行いました。

整備の内容は、自然公園の適正な利用増進と自然保護思想の普及・啓発のための、登山道及びビジターセンターなどとなっています。

2 森林公園等の整備

多様な森林の中で豊かな感性と心を育てるとともに、森林、自然とのふれあいや、さまざまな体験ができる魅力ある森林づくりの一環として、森林公園（5箇所）と緑化センターを設置しています。

表3-2-2 森林公園等の概要

名称	所在地	面積 (ha)	主な施設
県民の森	八幡平市	360	森林ふれあい学習館「フォレストI」、木材工芸センター、キャンプ場、野鳥等観察施設
滝沢森林公園	滝沢市	60	野鳥観察の森「ネイチャーセンター」
千貫石	金ケ崎町	975	もりの学び舎、野鳥等観察施設
大窪山	大船渡市	576	もりの学び舎、野鳥等観察施設
折爪岳	二戸市	461	もりの学び舎、野鳥等観察施設
緑化センター	奥州市	5	見本庭園、樹木園、林業展示館
計		2,437	

3 県内の温泉の状況

平成26年3月31日現在における県内の温泉地は75地域となっています。

また、温度では42℃（高温泉）以上が全体の約6割以上を占めております。

宿泊施設は、197施設で年間225万人が保健休養の場として利用しています。

第3節 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

1 森林計画

森林計画制度は、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図り、木材等林産物の供給、国土の保全等森林の有する公益的機能の発揮を長期的に広域的見地から確保するため、森林・林業の基本的方向を明らかにするとともに、森林施策の指針等を明らかにするものとして森林法に規定されています。

地域森林計画は、県内を5つの森林計画区に区分し、その計画区分の5年ごと、10年を1期とする計画で水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健文化、木材等生産の各機能ごとの森林施業の基本的方向、伐採・造林等の森林施業の標準的な方法等を定めています。

平成25年度は、馬淵川上流森林計画区134,621haについて、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする地域森林計画を策定しました。

また、同地域内の該当市町村において、この地域森林計画に適合した市町村森林整備計画が策定され、間伐の実施等の森林整備を推進しています。

表3-3-1 森林計画区別の計画期間・民有林面積

森林計画区	馬淵川上流	久慈・閉伊川	大槌・気仙川	北上川上流	北上川中流
計画期間	H26～H35	H24～H33	H22～H31	H23～H32	H25～H34
民有林面積	134,621ha	241,315ha	102,513ha	102,212ha	203,185ha

2 林地開発許可

森林の無秩序な開発を規制し、その適切な利用を確保することを目的に、昭和49年に森林法の一部が改正され、「林地開発許可制度」が施行されました。

この制度は、地域森林計画の対象となっている民有林において、1haを超える開発行為を行う場合は知事の許可を受けなければならないということを定めたものであり、この制度の対象にならない国及び地方公共団体等が行う開発行為についても本制度の趣旨に沿って知事と連絡調整を行うこととされています。

なお、本県では、昭和50年から平成24年度までに、1,618件、8,056haの林地開発の許可並びに1,008件、9,552haの連絡調整を行っています。

表3-3-2 林地開発許可・連絡調整の実績

区分	年度	S50～H20	21	22	23	24	25	計
		件	1,580	9	8	9	12	
許可	ha	7,912	30	35	33	46	26	8,082
	件	957	7	7	4	33	36	1,044
連絡調整	ha	9,213	101	25	20	193	383	9,935
	件	2,537	16	15	13	45	44	2,670
計	ha	17,125	131	60	53	239	409	18,017

3 森林・農地の被害対策

(1) 松くい虫被害

アカマツは、本県林業の主要樹種として位置づけられており、本被害の拡大は本県の森林にとって大きな問題となっています。

昭和54年に一関市などで初めて被害が確認されて以来、被害が増大し、平成15年度には過去最大の被害量約5万4千㎡となりました。その後、減少しましたが、平成20年度には再び増加し、平成21年度以降は4万㎡前後で推移しています。(図3-3-1)

被害防止対策としては、被害木の伐倒駆除(伐倒焼却、薬剤によるくん蒸)、予防散布(薬剤の空中散布、地上散布)をはじめ、地域の実態に応じた各種の被害対策事業を実施しています。

また、本県は松くい虫被害の先端地域にあることから、被害地域と未被害地域の境界に幅2～7kmの松くい虫被害防除監視帯(総延長326km)を設置し、徹底した監視と感染源となる枯損木の除去などを行い、未被害地域への被害の拡大防止に努めています。

図3-3-1 松くい虫被害量の推移

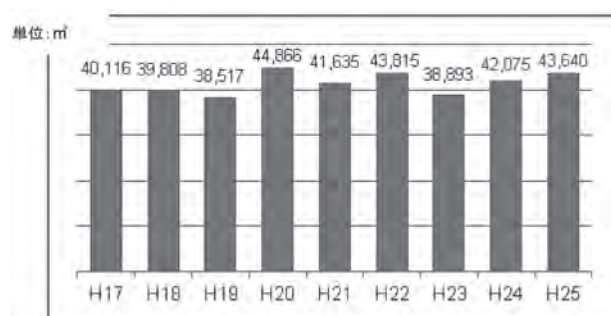


表3-3-3 松くい虫被害市町村数の推移

区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		被害市町村数	23	11	11	11	11	11	15	13	12

(2) シカ被害

ニホンジカによる農林業被害は、生息域の拡大や個体数の増加により近年拡大傾向にあります。(表3-3-4、3-3-5)

関係各部署において被害対策を実施していますが、農業関係では、田畑周囲への防護柵等の設置や緊急捕獲、林業関係では、林木への忌避剤散布及び防護柵の設置などへの支援を行っています。

表3-3-4 シカ農業被害発生状況

年度区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
農業被害面積 (ha)	133	123	585	130	138	1,734	520	491※	518	1,033	894

※ 平成22年度は、東日本大震災津波により被害把握のできなかった大船渡市、陸前高田市、大槌町を除く面積。

表3-3-5 シカ森林被害発生状況

年度区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
被害区域面積 (ha)	152	117	64	75	105	93	144	45	38	50
被害実面積 (ha)	30	22	13	23	28	17	36	13	13	15

4 中山間地域等直接支払制度の推進

農用地は、農業生産活動を通じて、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を発揮していますが、農業生産条件が不利な中山間地域等では、耕作放棄される農用地の増加が懸念されています。

このため、中山間地域等において、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持・増進する観点から、県民の理解の下に、「中山間地域等直接支払交付金」を交付する制度が、平成12年度から実施され、本県では、平成25年度現在31市町村で、1,195協定が締結され、交付対象面積は22,788haと、全国第3位の実施状況となっています。

5 森林整備地域活動支援交付金制度の推進

近年、林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握、歩道の整備等の地域活動が十分に行われなくなっています。この結果、間伐等の森林施業が十分に行われない人工林が発生するなど、このままでは県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすおそれがあります。

このため、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう適切な森林整備を推進する観点から、平成14年度から森林所有者等に対して森林整備地域活動支援交付金を交付し、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動の確保を図っています。

6 保安林の適正な管理

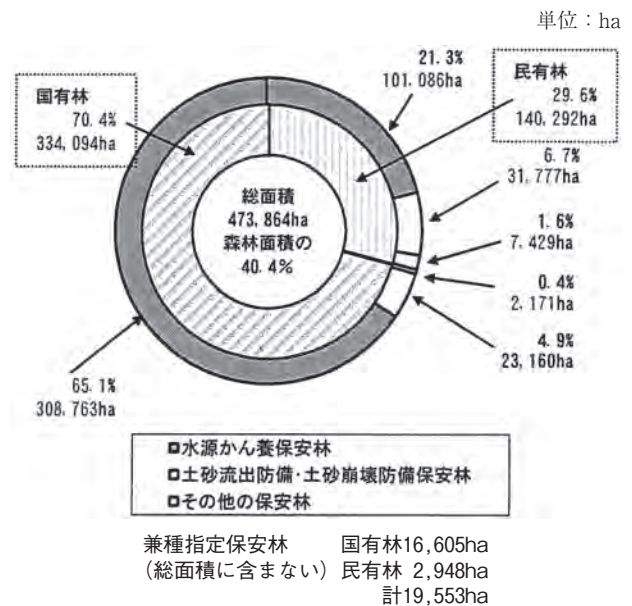
森林の持っている、水資源のかん養、国土・生活環境の保全、保健休養の場の提供など、公益的機能の維持増進が期待される重要な森林を、森林法に基づいて「保安林」に指定しています。

保安林には、その指定の目的により、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健など17種類があります。

本県では、地域森林計画に基づき、保安林の指定を計画的に進めており、平成25年度末の保安林面積は、国有林、民有林合わせて約474千haとなり、本県の森林面積に対して40.5%の配備率となっています。

保安林においては、伐採や土地の形質の変更などを制限する一方、その機能を失わない範囲で許可しています。また、違法行為を未然に防ぐため、森林・原野などで作業を予定している方には、事前に広域振興局等の林務担当部に保安林でないことの確認をお願いするなど、その適正な維持管理に努めています。

図3-3-2 本県の保安林 (平成25年度末)



7 地域協働による農地等の保全活動の促進

農村地域においては、農業者の減少・高齢化や非農家との混住化の進行により、農地や農業用水などの地域資源を農業者だけで保全管理していくことが困難となってきています。

このため、農地や農業用水などが持つ水源かん養や環境保全等の多面的機能の維持・増進の観点から、「農地・水保全管理事業」による活動や「アドプト活動※」など、農業者と地域住民等との協働による取組の拡大を促進しています。

本県では、平成25年度末現在、「農地・水保全管理事業」による共同活動が549組織で、また、「アドプト活動」は186協定が締結され、活動が全県

で展開されています。

- ※ アドプト活動：地域（自治会・団体・学校など）や企業などと、施設管理者との間で「アドプト協定」を締結し、協働の力で基幹的農業水利施設などの保全管理を行う取組

第4章 安全で安心できる環境の確保

第1節 大気環境の保全

1 環境大気

大気汚染物質は、ぜん息などの健康被害を引き起こすことから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。(表4-1-1)

表4-1-1 大気環境基準

汚染物質	環境基準	主な発生原因	人の健康への主な影響
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	石油・石炭などの化石燃料に伴って発生	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	不完全燃焼に伴って発生(主に自動車排出ガス)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響する
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	工場などからのばいじん、粉じん、ディーゼル黒煙及び自然起源	肺胞へ沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	燃焼に伴って発生(工場・事業場及び自動車などの移動発生源)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応によって2次的に発生	目・のどなどを、強く刺激する
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	燃料の燃焼(一次生成)、光化学反応(二次生成)など	肺の奥まで入り、ぜん息、肺がん及び不整脈などを起こす

県及び盛岡市では、県内の大気環境の環境基準の達成状況を把握するため、11市1町の15局で常時監視を実施しています。

○ 一般環境大気測定局

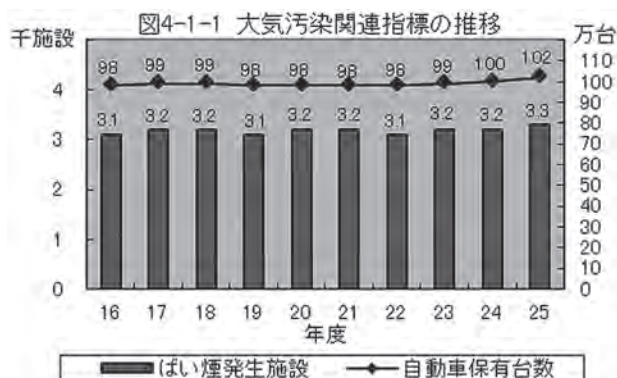
大気汚染状況を常時監視するための11市1町の13局(盛岡市・滝沢市・紫波町・花巻市・北上市・奥州市・一関市・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市・二戸市)

○ 自動車排出ガス測定局

自動車の走行による大気汚染のための2市の2局(盛岡市・一関市)

環境大気の様子は、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})を除き環境基準を達成しており、年平均値はほぼ横ばいで推移しています。

なお、大気汚染の関連指標であるばい煙発生施設数及び自動車保有台数については、ここ数年横ばいで推移しています。(図4-1-1)

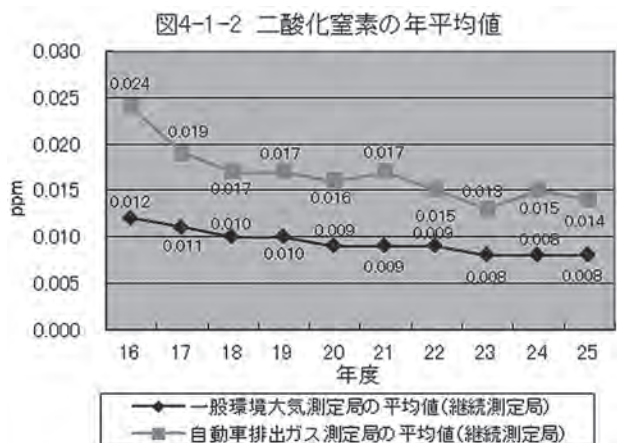


(1) 大気汚染状況常時監視測定

ア 二酸化窒素

11市1町の全14測定局で環境基準を達成しました。

10年間継続して測定している局の年平均値は一般環境大気(7測定局)では0.008ppmで、減少傾向にあります。(図4-1-2)



※大気汚染の環境基準による評価

環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされています。

1 短期的評価(二酸化窒素を除く)

(1) 二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

2 長期的評価

(1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%に当たる値を環境基準と比較して評価する。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素

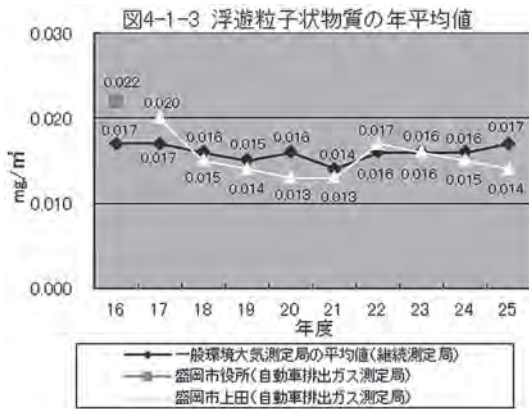
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値の環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

(3) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

(1)と同様に評価するほか、1年平均値を長期基準と比較し、その両者の基準を満たした場合に達成とする。

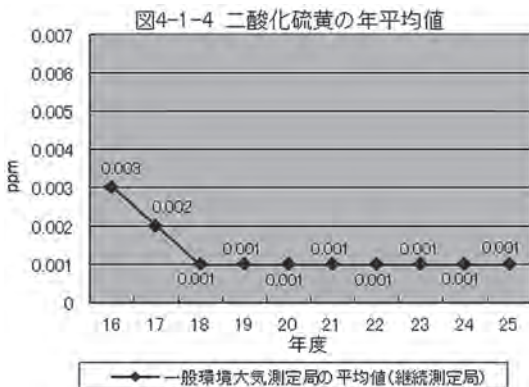
イ 浮遊粒子状物質

8市の全10測定局で1日平均値の環境基準を達成しました。10年間継続して測定している局の年平均値は、一般環境大気（8測定局）では0.017mg/m³、自動車排出ガス（盛岡市上田局）では0.014mg/m³でした。（図4-1-3）



ウ 二酸化硫黄

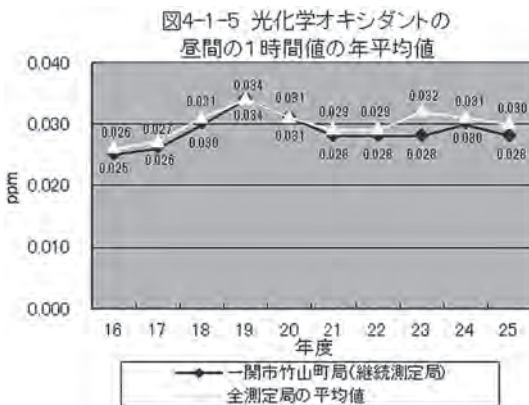
8市の全8測定局で環境基準を達成しました。10年継続して測定している局の年平均値は一般環境大気（6測定局）では0.001ppmでした。（図4-1-4）



エ 光化学オキシダント

5市の5測定局全てで環境基準不達成でしたが、光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。

全測定局の昼間の1時間値の年平均値は0.030ppmで、最近10年間で見るとほぼ横ばいで推移しています。（図4-1-5）



オ 一酸化炭素

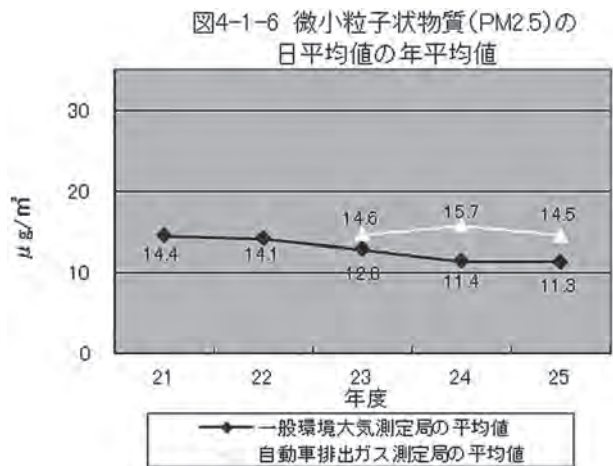
盛岡市の自動車排出ガス測定局1局では、昭和49年度の開局以降、長期的及び短期的評価の環境基準値を達成しています。

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成21年9月に新たに環境基準が告示されたことから、平成24年度までに6市に全7測定局を整備しました。

平成25年度は3測定局（盛岡市上田局、花巻市花城局、奥州市水沢局）で環境基準不達成でしたが、注意喚起の実施はありませんでした。

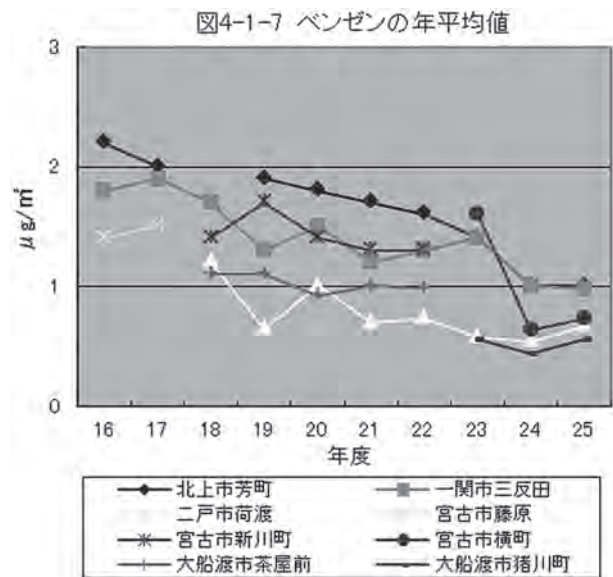
今後は、成分の分析を実施するとともに知見を蓄積し、原因等について調査を進めます。



(2) 有害大気汚染物質

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され、新たに有害大気汚染物質の調査を実施することになり、平成9年10月から県と盛岡市で、モニタリングを開始しました。

環境基準が定められているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼンは、全ての地点において環境基準を達成しました。（図4-1-7）



II
安全で安心できる環境の確保

2 酸性雨

欧州や北米では、森林や農作物に被害を与えたり、湖沼や河川を酸性化させたりするなど、国境を越えて大きな国際問題になっています。国内では、環境省（旧環境庁）が、昭和58年度から酸性雨対策調査を開始し、全国の多くの地点で欧米並みのpH 4台の酸性雨を認め、平成6年3月には雫石町網張地区に国設八幡平酸性雨測定所を設置して管理及び調査を県に委託しています。

このほかに、県では、独自に昭和59年度から酸性雨の実態を調査しており、昭和63年度に現在のろ過式採取装置による週間降水の測定を開始しました。これまでの県内4地点（盛岡市、一関市、宮古市、二戸市）の調査の結果、酸性化の指標であるpH等は、環境省が平成26年に公表した「酸性雨長期モニタリング結果報告書」における2008～2012年度の全国地点別平均値よりも弱い酸性度で推移しています。

(1) 降水のpH

平成25年度の平均値は、盛岡市で4.8であり、過去の10年間の変動範囲（4.8～5.2）内でした。また、人為的な汚染のない南極氷床コアによる過去2000年の推定平均値5.37より若干酸性度が強くなっています。

(2) 降水のイオン成分

平成25年度における降水の酸性化の原因とされるイオン成分の量は、 NSS-SO_4^{2-} が46meq/m³/年、 NO_3^- が37meq/m³/年でした。重さで表記すると、1平方メートル当たり1年間に硫酸2.2gと硝酸2.3gに相当する量が降ったことになります。硫酸に対する硝酸の割合を示すN/S比は、0.80でした。

3 大気汚染物質の発生源の規制及び指導

(1) 法律・条例による規制の概要

大気汚染防止法（以下「法」という。）及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）では、ばい煙及び粉じんについて大気汚染物質の排出が規制されています。

なお、盛岡市が地方自治法に基づく中核市となった平成20年4月1日から、大気汚染防止法に係る規制事務が同市に委任されています。

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、ばい煙発生施設ごとに、排出口の高さに応じて許容限度を定めるK値規制方式がとられています。

本県におけるK値は、盛岡市（旧都南村及び旧玉山村の地域を除く。）、宮古市（旧田老町、旧新里村及び旧川井村の地域を除く）及び釜石市が14.5、その他の地域が17.5です。

イ ばいじん

ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排ガス中に含まれるばいじん量で排出基準が定められています。また、条例では、廃棄物焼

却炉及びオガライトの製造の用に供する乾燥炉について規制を行っています。

ウ 有害物質

ばい煙発生施設の種類ごとに、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質について排出基準が定められています。

エ 粉じん

アスベスト等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として区別しています。

一般粉じんについては、法及び条例により一般粉じん発生施設の種類ごとに集じん機、散水設備、防じんカバーの設置等の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

特定粉じんについては、法により特定粉じんを発生又は飛散する建築物その他の工作物の解体、改造又は補修に係る作業基準が定められています。

オ 揮発性有機化合物（VOC）

VOC排出施設の種類ごとに、排ガス中に含まれるVOCの炭素換算濃度により排出基準が定められています。

表4-1-2 ばい煙発生施設の設置状況

（平成26年3月31日現在）

施設名	計	届出施設	電気工作物	ガス工作物	鉱山に係る施設
延事業所数	1,563	1,416	311	2	4
1 ボイラー	2,538	2,529	6	-	3
2 ガス発生炉・加熱炉	2	-	-	2	-
3 焙焼炉・焼結炉	1	1	-	-	-
5 溶解炉	31	31	-	-	-
6 金属加熱炉	24	24	-	-	-
7 石油加熱炉	3	3	-	-	-
9 焼成炉	17	14	-	-	3
10 反応炉	2	2	-	-	-
11 乾燥炉	98	96	-	-	2
13 廃棄物焼却炉	70	70	-	-	-
21 肥料等製造用施設	5	5	-	-	-
23 トリポリ燐酸トリウム製造施設	1	1	-	-	-
29 ガスタービン	83	2	80	1	-
30 ディーゼル機関	365	28	337	-	-
31 ガス機関	10	-	9	1	-
計	3,250	2,806	432	4	8
事業所数	39				
条例 ばい煙	1 廃棄物焼却炉	39			
	2 オガライト乾燥炉	0			
	計	39			

1 施設名は法施行令別表第1及び条例施行規則別表第1による

(2) 施設の設置状況

一定規模以上のばい煙発生施設や粉じん発生施設は、大気汚染物質の発生源として、排出基

準等が適用され、設置や変更に当たっては知事への事前届出が義務付けられており、その届出状況は次のとおりでした。

ア ばい煙発生施設

施設の設置状況は、表4-1-2のとおりです。法対象施設は、1,563事業所の3,250施設でした。ボイラーが2,538施設（78%）と最も多く、次いでディーゼル機関365施設（11%）、乾燥炉及びガスタービン98施設（3%）、でした。

イ 粉じん発生施設

施設の設置状況は、表4-1-3のとおりです。法対象一般粉じん発生施設は、266事業所の1,557施設でした。コンベアが755施設（48%）を占め、次いで破砕機・摩砕機が377施設（24%）でした。

ウ VOC排出施設

施設の設置状況は、表4-1-4のとおりです。法対象施設は、9事業所の25施設でした。塗装施設が9施設（36%）と最も多く、次いで乾燥施設（印刷回路用銅張積層板等の製造）7施設（29%）でした。

表4-1-3 粉じん発生施設の設置状況

（平成26年3月31日現在）

施設名		計	届出施設	電気工作物	鉱山に係る施設
大気汚染防止法	事業所数	266	235	1	30
	2 堆積場数	251	219	2	30
	3 コンベア	755	728	1	26
	4 破砕機・摩砕機	377	362	1	14
	5 ふるい	174	164	-	10
	計	1,557	1,473	4	80
条例	事業所数	590	590		
	1 堆積場	79	79		
	2 破砕機・摩砕機	104	104		
	3 ふるい	171	171		
	4 打綿機	239	239		
	5 切断機施設等	1,142	1,142		
計	1,735	1,735			

1 施設名は法施行令別表第2及び条例施行規則別表第2による。

2 ガス工作物に係る施設は該当なし。

表4-1-4 VOC排出施設の設置状況

（平成26年3月31日現在）

施設名		届出施設
大気汚染防止法	事業所数	9
	2 塗装施設	9
	3 乾燥施設（塗装の用に供する）	4
	4 乾燥施設（印刷回路用銅張積層板、粘着テープ等の製造における接着の用に供する）	7
	5 乾燥施設（接着の用に供する）	1
	9 貯蔵タンク	4
計	25	

1 施設名は法施行令別表第1の2による。

2 ガス工作物、電気工作物、鉱山に係る施設は該当なし。

(3) 立入検査の実施状況

表4-1-5のとおり、法及び条例に基づき、ばい煙関係182事業所720施設、粉じん関係26事業所168施設について立入検査を実施しました。また、表4-1-6及び表4-1-7のとおり、18事業所18施設についてばい煙量等の測定を実施しました。

その他の施設では自主測定記録の確認により検査を実施した結果、排出基準を超過していた施設は認められませんでした。

施設の使用管理の不備に対する改善命令や警告等の行政処分は、該当がありませんでした。

表4-1-5 工場・事業場の立入検査実施状況

（平成25年度）

区分			事業所数		施設数	
			県	盛岡市	県	盛岡市
大気汚染防止法	ばい煙	対象	1,257	306	2,630	620
		実施件数	156	25	654	38
	一般粉じん	対象	241	25	1,362	195
		実施件数	19	0	140	0
VOC	対象	8	1	24	1	
	実施件数	2	0	8	0	
条例	ばい煙	対象	36	3	36	3
		実施件数	1	0	1	0
	粉じん	対象	570	20	1,638	97
		実施件数	7	0	28	0

表4-1-6 ばい煙測定の実施状況及び措置状況

（平成25年度）

区分		事業所数	施設数	測定項目数				基準超過件数
				SOx	NOx	ばいじん	HCI	
大気汚染防止法	県	18	18	18	18	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0
条例	県	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0
計		18	18	18	18	0	0	0

表4-1-7 VOC測定の実施状況及び措置状況

（平成25年度）

区分		事業所数	施設数	基準超過件数
大気汚染防止法	県	2	4	0
	盛岡市	0	0	0
計		2	4	0

4 アスベスト対策

(1) 特定粉じん排出等作業

平成25年度に届出がなされた実施件数は64件（うち盛岡市は10件）でした。

また、法に基づく立入検査の実施件数は61件（うち盛岡市は28件）でした。作業基準その他アスベストの飛散防止対策について確認を行った結果、基準に違反している施設は認められま

せんでした。

(2) 石綿健康被害者の救済

県では、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、救済給付に充てるための石綿健康被害救済基金に対し資金を拠出しています。

この救済給付制度により、平成25年度末までに、県内において医療費等の支給の認定を受けた件数は18件、特別遺族弔慰金等の支給の認定を受けた件数は34件でした。

5 高速交通による騒音・振動

(1) 高速自動車道

東北自動車道における自動車騒音の実態を把握するため、沿線市町村の41地点で調査を実施した結果、40地点（98%）で環境基準を達成しており、昨年度と同等でした。（表4-1-8）

高速自動車道に係る公害については、沿線各県「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」（昭和53年1月設置）を組織し、公害対策の検討、情報交換を行うとともに、遮音壁設置等の適切な公害防止対策の実施を東日本高速道路株式会社に要望しました。

また、本県独自でも岩手県高速交通公害対策連絡協議会（昭和62年2月設置）を組織し、平成23年度の測定結果を基に環境基準を上回っている地点への早急な騒音防止対策の実施について、東日本高速道路株式会社東北支社に要望しています。

表4-1-8 高速自動車騒音にかかる環境基準の達成状況（平成25年度）

地域の種類	測定地点数	達成地点数	時間帯別達成地点数		達成率（%）	（参考）24年度達成率
			昼間	夜間		
A類型	2	2	2	2	100	50
B類型	1	1	1	1	100	100
C類型	4	4	4	4	100	100
無指定	34	33	34	33	97	94
計	41	40	41	40	98	93

(2) 新幹線鉄道

本県では、沿線住民の生活環境保全のため、一関市から盛岡市（車両基地まで）間の沿線区域について、東北新幹線鉄道開業前の昭和52年9月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域指定を行いました。

さらに、盛岡・八戸間開業前の平成10年3月には、盛岡市から二戸市までの沿線区域について、地域指定を行いました。

騒音・振動の測定については、従前から沿線市町村と共に行っています。平成25年度は、騒音について22箇所、延べ45地点において調査を実施しました。騒音の環境基準の達成率は、12.5m地点で50%、25m地点で67%、50m地点で

88%、100m地点で100%となっており、昨年度に比べ悪化しています。（表4-1-9）振動については、22箇所22地点全てが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」の指針値70デシベルを下回っています。

表4-1-9 新幹線鉄道騒音環境基準の達成状況

（平成25年度）（参考）24年度の達成率

軌道中心からの距離	測定地点数			達成地点数			達成率（%）			H24達成率（%）		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計	I	II	計
12.5m	5	1	6	2	1	3	40	100	50	17	100	62
25.0m	11	10	21	6	8	14	55	80	67	58	87	74
50.0m	10	7	17	8	7	5	80	100	88	83	100	91
100.0m	1	0	1	1	0	1	100	-	100	100	100	100

新幹線鉄道に係る公害についても、高速自動車道に対する取組と同様に、岩手県高速交通公害対策連絡協議会より東日本旅客鉄道株式会社に対して、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成に向けて効果的な対策の実施を要望しました。

(3) 航空機

花巻空港は、昭和39年2月に第3種空港として供用開始され、同年4月開港、その後、平成6年度には中型ジェット機の就航に向け、滑走路のかさ上げ工事が行われ、平成7年4月から中型ジェット機が就航し平成17年3月には滑走路が500m延長され、2,500m滑走路が供用開始されました。

本県では、同空港周辺地域の生活環境を保全するため、ジェット機の就航に先立ち、昭和58年2月に花巻市及び石鳥谷町の同空港周辺地域について「航空機騒音に係る環境基準」の地域指定を行い、ジェット機就航後の昭和60年10月には地域指定の変更を行いました。

昭和60年度以降、地域の北端及び南端付近において測定を実施しています。

昭和63年度からは、札幌への臨時便の運行に伴う騒音の状況を把握するため、4地点を追加し測定を行いました。測定結果は表4-1-10のとおりであり、騒音レベルは全地点で昨年度より低下しています。

表4-1-10 花巻空港航空機騒音調査結果

（平成25年度）

地点番号	測定地点	地域の類型	調査結果（単位：Lden）				
			春季	夏季	秋季	冬季	通年
N1	花巻市石鳥谷町西中島第3地割	-	50.5	-	-	-	50.5
N2	花巻市石鳥谷町西中島第1地割	-	49.2	-	-	-	49.2
N3	花巻市石鳥谷町小森林第5地割	I	49.5	49.2	51.0	48.5	49.6
S1	花巻市下似内第8地割	-	42.8	-	-	-	42.8
S2	花巻市上似内第6地割	-	40.6	-	-	-	40.6
S3	花巻市下似内第4地割	I	43.5	45.2	47.8	39.5	45.0

6 騒音・振動の発生源の規制及び指導

(1) 規制地域の指定

騒音規制法・振動規制法では、騒音・振動を防止して住民の生活環境を保全する地域を知事が指定し、この指定地域内の工場・事業場における事業活動と建設工事に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行うとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度も定められています。また市町村長は、道路交通に起因する自動車騒音と振動について措置を要請できることとされています。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では、工場・事業場の騒音について騒音規制法の規制対象外の7種10施設に対し必要な規制を行っています。

県は、法又は条例に基づき、騒音については、昭和47年度以降、振動については、昭和52年度以降、順次、地域の実態に応じ規制地域の指定を行っています。

なお、騒音規制法及び条例に基づく騒音規制地域並びに振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況は表4-1-11、4-1-12のとおりです。

表4-1-11 騒音規制地域の指定状況

指定(告示)年月日	施行年月日	市町村名
S48. 3.30	S48. 4. 1	盛岡市(旧告示45.2.27)、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市(以上旧告示46.2.26)、大船渡市、久慈市、遠野市
48.10.30	48.11. 1	滝沢村、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
49. 3.18	49. 4. 1	北上市、二戸市
49.12.14	50. 1. 1	岩泉町
53. 3.10	53. 4. 1	山田町
54. 3.16	54. 4. 1	岩手町
55. 3.14	55. 4. 1	雫石町、一戸町
60. 3.15	60. 4. 1	陸前高田市
62. 3.13	62. 4. 1	紫波町
H 5. 3.23	H 5. 4. 1	八幡平市
計		13市10町2村

表4-1-12 振動規制地域の指定状況

指定(告示)年月日	施行年月日	市町村名
S53. 3.10	S53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
54. 3.16	54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、滝沢村
55. 3.14	55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
56. 3.13	56. 4. 1	雫石町、一戸町
60. 3.15	60. 4. 1	陸前高田市
62. 3.13	62. 4. 1	紫波町
H 5. 3.23	H 5. 4. 1	八幡平市
計		13市10町2村

7 悪臭

(1) 規制地域の指定・規制基準の設定

法律による悪臭の規制は、昭和46年6月に公布され昭和47年5月に施行された悪臭防止法によって行われています。悪臭物質として規制されているものは、現在、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンなど22種類の物質です。なお、平成7年4月に排出水中における悪臭物質の規制基準が適用されました。

また、平成8年4月1日からは人の嗅覚で判定する嗅覚測定法による臭気指数規制が法律でも実施できることとなりました。悪臭防止法では、知事が悪臭を防止して住民の生活環境を保全する地域を指定するとともに、政令の範囲内で規制基準の設定を行うこととしています。

県内では、法に基づいて昭和48年度以降地域の実情に応じ規制地域の指定を行われ、現在9市町において規制地域が指定され、うち6市町が悪臭物質の濃度による規制を、3市が臭気指数による規制を行っています。

また、平成5年8月に花巻市が、平成5年12月に江刺市(現奥州市)が嗅覚測定法を導入した悪臭公害防止条例を制定し、肥料工場等からの悪臭を規制しています。

(2) 悪臭防止の指導

平成12年4月から悪臭防止法の規制及び測定に関する事務は市町村の自治事務となっています。また、規制地域の内外で継続して苦情が発生している事業場がある場合には、市町村の要望に応じて県が助言・指導を行っています。

一口メモ 悪臭物質

200万種類以上あるといわれる化合物や元素のうちで、においを持つものは約40万種類におよぶ多種多様なものがあり、特に問題となるものは窒素化合物、硫黄化合物の中に多くあります。

法令による規制は、悪臭のうち測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と複合された悪臭を規制するため人の臭覚で判定する臭覚測定法(官能試験法)による規制方式をとっていますが、一部の自治体では嗅覚測定法による規制を公害防止条例などで実施しています。

第2節 水環境の保全

1 公共用水域

水質汚濁防止法の規定に基づき作成した「平成25年度公共用水域水質測定計画」により、県内の125河川、8湖沼及び13海域の計146の公共用水域（ただし、環境基準当てはめ水域は、河川90、湖沼8、海域13）において、国土交通省42地点、岩手県197地点、盛岡市16地点の計255地点で水質測定を実施しました。

（東日本大震災津波の影響により、海域2水域については、調査不能）

なお、達成状況は巻末に資料として示しています。

(1) 水質の概況

ア 健康項目

（人の健康の保護に関する環境基準）

健康項目の環境基準は、カドミウム等27項目について、全水域一律に基準が適用されており、基準達成・非達成の評価は全シアンについては最高値、その他の項目については年間平均値で行うこととされています。

平成25年度の環境基準の達成状況は表4-2-1のとおりで、全255地点のうち96地点で測定を行い、環境基準を超過した地点はありませんでした。

イ 生活環境項目

（生活環境の保全に関する環境基準）

生活環境項目の環境基準は、pH、BODなど10項目について、水域ごとに環境基準類型が当てはめられており、その類型で定められている基準値がその水域に適用されます。本県においては、111水域（河川90、湖沼8、海域13）において環境基準の類型が当てはめられており、基準の厳しい（きれいな水である）AA類型又はA類型が97.3%を占めています。

平成25年度は、水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）の環境基準の達成率が98.2%で、平成24年度の96.3%を1.9ポイント上回りました。

また、富栄養化の指標である全燐の環境基準を当てはめている6湖沼（網取ダム貯水池など）、同様に全窒素及び全燐の環境基準を当てはめている6海域（宮古湾など）の計12水域については、入畑ダム貯水池において全燐が環境基準を超過し、環境基準の達成率は91.7%と、平成24年度の91.7%と同じでした。

なお、水生生物の保全の指標である全亜鉛及びノニルフェノールの環境基準を当てはめている66水域（河川65、湖沼1）については、達成率は100%と、平成24年度の100%と同じでした。

表4-2-1 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況

項 目	平成25年度		平成24年度		
	調 査 地点数	基準超過 地点数	調 査 地点数	基準超過 地点数	
カドミウム	工場の下流、 鉱床地帯等 で測定	44	0	43	0
全シアン	工場の下流 等で測定	26	0	23	0
鉛	工場の下流、 鉱床地帯等 で測定	49	0	45	0
六価クロム	工場の下流 等で測定	27	0	27	0
砒 素	工場の下流、 鉱床地帯等 で測定	50	0	50	0
総 水 銀	工場の下流、 鉱床地帯等 で測定	37	0	37	0
アルキル水銀	工場の下流 等で測定	18	0	24	0
P C B	工場の下流 等で測定	17	0	18	0
ジ ク ロ ロ メ タ ン	有機塩素化 化合物 工場の下流 等で測定	56	0	52	0
四 塩 化 炭 素		55	0	52	0
1,2-ジクロロ エ タ ン		55	0	52	0
1,1-ジクロロ エ チ レ ン		55	0	52	0
シス-1,2-ジクロ ロ エ チ レ ン		55	0	52	0
1,1,1-トリクロ ロ エ タ ン		55	0	52	0
1,1,2-トリクロ ロ エ タ ン		55	0	52	0
トリクロロ エ チ レ ン		55	0	52	0
テトラクロロ エ チ レ ン		55	0	52	0
1,3-ジクロロ ブ ロ ペ ン		30	0	32	0
チ ウ ラ ム	農業 農 業 地 帯、 ゴルフ場の 下流で測定	32	0	34	0
シ マ ジ ン		30	0	32	0
チオベンカルブ		30	0	32	0
ベンゼン	工場の下流 等で測定	28	0	28	0
セ レ ン	主要河川で 測定	23	0	28	0
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	主要河川で 測定	30	0	27	0
ふ つ 素	工場の下流 等で測定	29	0	25	0
ほ う 素	主要河川で 測定	41	0	37	0
1,4-ジオキサン	工場の下流 等で測定	21	0	17	0
計		実数 96	0	実数 92	0

備考）複数項目の調査を行う地点があるため調査地点の計は各項目の地点数の合計とはならない。

表4-2-2 BOD (又はCOD) の環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		海域		全水域	
	当てはめる水域数	達成水域数	当てはめる水域数	達成水域数	当てはめる水域数	達成水域数	当てはめる水域数	達成水域数
AA	29	28	0	0	-	-	29	28
A	(61)58	58	8	7	13	13	79	78
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	3	3	0	0	0	0	3	3
計	(93)90	89	8	7	13	13	111	109
達成率	98.9%		87.5%		100%		98.2%	

備考1) 平成20年度までに類型当てはめられた水域を対象としています。
備考2) () 書きは、全当てはめ水域ですが、北上川(4)、馬淵川上流及び新井田川上流の3水域は、環境基準点が高県にあるため達成率の算出から除いてあります。

表4-2-3 全窒素・全燐の環境基準の達成状況

類型	湖沼		海域		全水域	
	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数
I	0	0	0	0	0	0
II	3	2	6	6	9	8
III	3	3	0	0	3	3
IV	0	0	0	0	0	0
V	0	0	0	0	0	0
計	6	5	6	6	12	11
達成率	83.3%		100%		91.7%	

備考1) 平成20年度までに類型当てはめられた水域を対象としています。
備考2) 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域としました。

表4-2-4 全亜鉛の環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数
生物特A	/	/	/	/	/	/
生物A	65	65	1	1	66	66
計	65	65	1	1	66	66
達成率	100%		100%		100%	

備考1) 平成22年度3月に類型当てはめられた水域を対象としています。

表4-2-5 ノニルフェノールの環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数	当てはめ水域数	達成水域数
生物特A	/	/	/	/	/	/
生物A	65	65	1	1	66	66
計	65	65	1	1	66	66
達成率	100%		100%		100%	

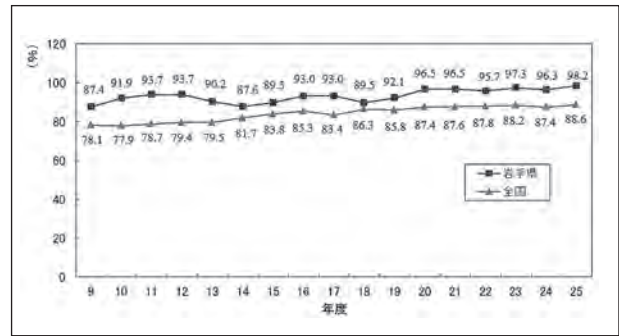
備考1) 平成22年度3月に類型当てはめられた水域を対象としています。

ウ 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質で、環境中の検出状況から健康項目となっておりませんが、知見の集積に努めるべきとされているもので、クロロホルム等28項目あり、このうち26項目について指針値が定められています。

平成25年度は、指針値を超過したのは全マンガンの1地点のみでした。

図4-2-1 BOD (又はCOD) の環境基準達成の経年変化



BOD・CODの環境基準に対する適合性の評価方法について

BOD・CODについては、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間データのうち、75%以上のデータが基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、すべての環境基準において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

窒素・燐の環境基準に対する適合性の評価方法について

窒素・燐については、環境基準点で測定されたデータ(表層)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、湖沼については全ての環境基準点において基準値を満足している場合、海域については年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が基準値を満足している場合に、達成とみなします。

全亜鉛及びのノニルフェノールの環境基準に対する適合性の評価方法について

全亜鉛については、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、当該水域内の全ての環境基準点において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

表4-2-6 要監視項目の測定結果

項 目	調査地点数	検出地点数	指針値超過地点数
クロロホルム	12	0	0
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	12	0	0
1,2-ジクロロプロパン	12	0	0
p-ジクロロベンゼン	12	0	0
イソキサチオン	6	0	0
ダイアジノン	7	0	0
フェニトロチオン	6	0	0
イソプロチオラン	7	0	0
オキシシン銅	6	0	0
クロロタロニル	7	0	0
プロピザミド	6	0	0
EPN	6	0	0
ジクロロボス	6	0	0
フェノカルブ	6	0	0
イプロベンホス	6	0	0
クロロニトロフェン	6	0	-
トルエン	3	0	0
キシレン	5	0	0
フタル酸ジエチルヘキシル	3	0	0
ニッケル	12	11	-
モリブデン	6	0	0
アンチモン	8	0	0
塩化ビニルモノマー	5	0	0
エエビクロロヒドリン	5	0	0
全マンガン	15	14	1
ウラン	4	1	0
フェノール	10	0	0
ホルムアルデヒド	11	0	0

(2) 水域区分ごとの水質状況

ア 河川

(ア) 北上川流域

北上川は、流路延長249km、流域面積10,150km²を有し、本県内陸部を縦断して宮城県で太平洋に注ぐ、我が国第4位の流域面積をもつ河川です。岩手県に属する区域は、流路延長176km、流域中心部で比較的広い平野となっています。

主な支流は、上流部では奥羽山脈から赤川、松川、雫石川、また、北上山地から丹藤川、中津川があります。旧松尾鉾山のそばを流れる赤川は、同鉾山から強酸性の坑内水や浸透水が排出され、以前はかなり汚濁されていましたが、国や県の各種対策

により水質は年々改善されています。(図4-2-2、表4-2-6)

北上川、雫石川、中津川の合流点に位置している盛岡市は人口約30万人の県内最大の都市ですが、各河川には鮭がそ上し、白鳥を始めとする多くの水鳥が飛来するなど良好な水環境を保っています。

中流域から下流域にかけては、北上川支流のなかで最大の流域面積(954.5km²)をもつ猿ヶ石川、最大の流路延長(75.3km)を持つ和賀川や稗貫川、豊沢川、胆沢川、磐井川、砂鉄川など多くの支流が流入しています。これらは、西の奥羽山脈又は東の北上高地を源とし、いずれも岩手の穀倉地帯を潤すとともに、ここに住む人々の生活に欠かせない上水道にも利用されるほか、恵まれた自然景観や、イワナやヤマメ、アユなどの川の幸をもたらしています。また、本流沿いに立地する工業地帯へは質量ともに恵まれた工業用水を供給しています。

環境基準の類型指定については、AA類型が6水域、A類型が37水域、C類型が2水域となっており、1水域(北上川上流・芋田橋：AA類型)で環境基準を達成していませんでした。

また、人口集中地域からの生活排水や工場排水による都市内中小河川の汚濁については改善方向にあります。

本流域には、岩手県全人口の70%以上が住み、その流域面積は岩手県全面積15,275km²のうち約50%(約7,860km²)を占めることから、盛岡市、花巻市、北上市、奥州市を含む12市町村を対象とした北上川上流流域下水道事業や一関市と平泉町を対象とした磐井川流域下水道事業の整備が進められているほか、多くの下水道事業が計画、実施されています。さらに、下水道事業のほか合併処理浄化槽の普及や生活排水対策実践活動の推進に力を注ぎ、水質汚濁防止対策を住民レベルから押し進めている市町村が多く出てきています。

図4-2-2 北上川流域の水質の経年変化

(pH、年間平均)

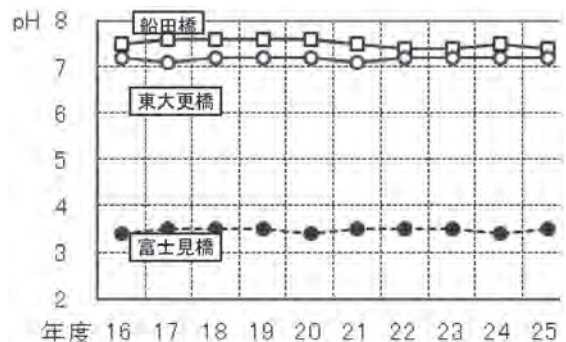
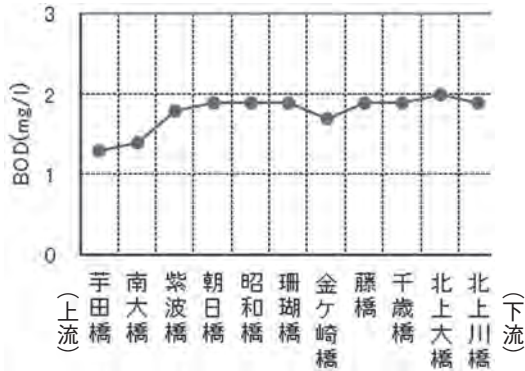


表4-2-7 北上川上流域の水質の経年変化（砒素）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
富士見橋	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.003
東大更橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
船田橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
定量限界値	0.001									

図4-2-3 北上川流域におけるBODの変化

(平成25年度75%値、mg/l)



(イ) 内陸北部地域

馬淵川周辺地域は、北上高地北部から青森県に流下する馬淵川、雪谷川、瀬月内川が主な河川です。雪谷川と瀬月内川は県境付近で合流し、新井田川となって馬淵川とともに八戸湾に注いでいます。利水は農業用水が多く、馬淵川からは上水道水の取水があります。

環境基準の類型指定については、A類型が5水域、C類型が1水域となっています。馬淵川及び新井田川のいずれも青森県に環境基準点があるため、本県のみでの測定で評価できませんが、県内においては概ね良好な状態となっています。C類型の白鳥川については、生活排水対策重点地域に指定し、二戸市を中心に水質の改善に取り組んでいます。

また、これらの地域は、県条例による排水基準の上乗せ基準が適用されています。

米代川は、総流路延長136.3km、流域面積4,099.4km²を有し、秋田県能代市で日本海に注いでいます。本県に属する部分は、米代川の最上流部であり、流路延長は12.8km、その流域は山林と農村地帯が主です。1水域がAA類型に指定されており、BODによる環境基準の達成状況を評価では、平成25年度も全ての水域で達成しました。

(ウ) 沿岸北部流域

(青森県境から宮古市田老町北部にかけて)

沿岸北部流域は、北上高地北部から太平洋に注ぐ流路の短い河川がほとんどですが、久慈川は流路延長27.6km、流域面積464.7km²を有し、また、小本川は流路延長48.7km、流域面積731km²の比較的流量の多

い河川です。各河川とも自然環境に恵まれており、環境基準の類型指定については、AA類型が8水域、A類型が5水域となっています。BODによる環境基準の達成状況を評価では、平成25年度も全ての水域で達成しました。

(エ) 沿岸中部地域

(宮古市田老町南部から釜石市までの沿岸海川)

流路延長73.7km、流域面積972km²と流量も豊富で支流も多い閉伊川や甲子川、鶴住居川を除けば急流の小規模な河川が多いです。各河川とも鮭が大量にそ上し、ふ化放流が盛んです。

環境基準の類型指定については、AA類型が12水域、A類型が9水域となっており、平成25年度もBODの環境基準を達成しました。

宮古市田老町の長内川上流には、旧田老鉱山がありますが、鉱業権者が鉱害対策を行っています。

また、甲子川流域には、県条例による上乗せ基準が適用されています。これは排水量が40m³/日（一律基準50m³/日）以上の排水のある特定事業場が対象となり、業種によって40m³/日未満の事業場についても適用され、各項目についてより厳しい排出基準が定められているものです。

(オ) 沿岸南部地域

(大船渡市三陸町から宮城県境まで)

流路延長40km、流域面積515.9km²の気仙川を除けば、リアス式海岸へ流れ込む急流で小規模な河川が多く、どの河川も鮭の漁獲量が多いです。また、気仙川と盛川では鮎漁が盛んで、漁の解禁時には多くの太公望が並び立つなど、親しまれる水環境をつくり出しています。

環境基準の類型指定については、AA類型が2水域、A類型が5水域となっており、平成25年度もBODの環境基準を達成しました。

イ 湖沼

本県の天然湖沼の多くは奥羽山系の山岳湖沼であり、いずれも小規模（面積0.1km²以下）で環境基準は当てはめられていません。

ダム湖（総貯水量1,000万m³以上）については9湖沼について環境基準の類型指定を行っており、その類型は湖沼Aが8水域となっています。

これらのダム湖について、有機汚濁の代表的指標であるCODの水質の状況をみますと、3水域（豊沢ダム：A類型）で環境基準を達成していませんでした。また、御所ダム、豊沢ダム、入畑ダムについては全隣II類が、四十四田ダム、綱取ダム、田瀬ダムについて

は全燐Ⅲ類型がそれぞれ当てはめられています。平成25年度は1水域（入畑ダム）で環境基準を達成しませんでした。

ウ 海域

(ア) 一般環境

本県では14湾15水域について環境基準の類型指定を行っており、その類型は全て海域Aとなっています。

これらの海域はいずれも水産業が盛んで、ほとんどの海域でワカメ、ホタテガイ等の養殖が行われており、湾岸には水産加工業が発達しています。また、いずれの海域もその大部分が陸中海岸国立公園区域であり、宮古湾の浄土ヶ浜などの景勝地には多くの観光客が訪れます。

平成25年度は、東日本大震災津波の影響により、2水域（広田湾、越喜来湾）で測定を実施できませんでしたが、有機汚濁の代表的指標であるCODは、全ての海域で環境基準を達成しています。

また、岩手県の湾の多くは閉鎖性海域であり、富栄養化が進行するおそれがあることから、全ての閉鎖性海域で全窒素及び全燐についても環境基準の類型指定を行っており、すべての海域で環境基準を達成しました。

(イ) 海水浴場

年間おおむね1万人以上の利用者のある海水浴場11箇所において、CODや大腸菌群数等の項目について例年シーズン前に各2回水質検査を実施しております。東日本大震災津波の影響によりほとんどの施設が閉鎖しているため、平成25年度は、4箇所での測定を実施しました。

結果は表4-2-7のとおりで「適」にランクされました。

表4-2-8 水浴場の調査結果

水浴場名	判定結果	
	シーズン前	
吉里吉里	適	水質 A
浄土ヶ浜	適	水質 AA
舟 渡	適	水質 AA
江戸ヶ浜	適	水質 A

<参考>

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び、「水質C」であるものを「可」とする。
 - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - 各項目の全てが「水質A」である水浴場を「水質A」とする。
 - これら以外のものを「水質C」とする。

2 地下水

「平成25年度地下水質測定計画」に基づき地域の全体的な地下水質の概況を把握する「概況調査」、新たに発見された汚染井戸の周辺を調査する「汚染井戸周辺地区調査」、汚染井戸の経年水質変化の監視を目的とした「継続監視調査」の3種類に区分し、28市町村の173井戸（このうち、水質汚濁防止法の政令市の盛岡市実施分はのべ29井戸）の地下水質について調査を行いました。その結果、環境基準項目について、52本の井戸で基準値を超過しました。

(1) 概況調査

環境基準項目について28市町村において68本の井戸で実施し、鉛2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、PCB 1本の計5本の井戸で環境基準値を超過しました。

要監視項目は、2市町の5本の井戸で実施し、指針値を超過した井戸はありませんでした。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

4市町において12本の井戸で実施しましたが、環境基準値の超過はありませんでした。

(3) 継続監視調査

21市町村93本の井戸で実施し、47本の井戸で環境基準を超過しました。主な基準超過物質は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、テトラクロロエチレン等です。

(4) 結果に基づく対応

管轄広域振興局保健福祉環境部等では、調査の結果から環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、市町村と連携を図りながら水道水または新たな水源へ切り替えを指導しています。（有機塩素化合物による汚染の場合は、切り替えまでの間、煮沸飲用するよう指導。）

また、汚染井戸周辺に有害物質使用特定施設が所在する場合は、当該事業場の立入検査をし、当該物質の保管、使用、廃棄を適正に行うよう指導の強化を行うこととしています。

なお、環境基準または指針値の2分の1以上の値が検出された井戸は、原則として、継続監視調査地点として引き続き汚染状態を監視することとしています。

3 工場・事業場排水の監視・指導

(1) 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法（以下「法」という。）及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）により、特定施設等（法で規制する施設）、又は、汚水等排出施設（条例で規定する施設）（以下「特定施設等」という。）を設置しようとする者は、あらかじめその内容を知事（法の政令市である盛岡市に設置する場合は、盛岡市長。）に届出することが義務づけられており、平成24年度末の届出状況は、表4-2-8のとおりです。

法対象事業場数は5,158、このうち758事業場

に対し排水基準が適用され、また、条例対象事業場数は26でほとんどが排水基準適用外でした。

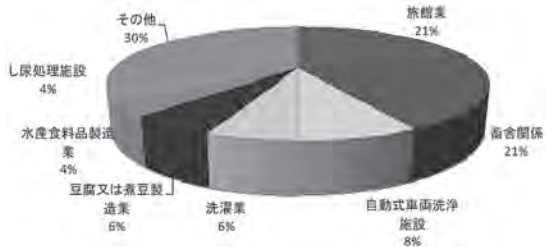
表4-2-9 水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出状況

(平成26年3月31日現在)

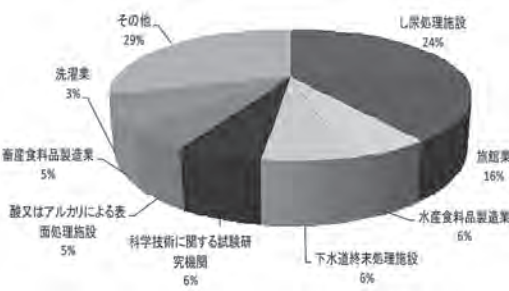
区分	法施設	条例施設	計	
届出特定事業場数	A 1日当たりの平均排水量50m ³ 以上のもの	611 (32)	2 (0)	613
	有害物質を排出するもの	50 (5)	0 (0)	50
	地下浸透分	0 (0)	0 (0)	0
	B 1日あたりの平均排水量50m ³ 未満のもの	4,521 (442)	24 (1)	4,545
	C 上乗せ基準適用	2 (0)	0 (0)	0
	D 有害物質を排出するもの	145 (45)	0 (0)	145
	地下浸透分	0 (0)	0 (0)	0
	合計A+B	5,132 (474)	26 (1)	5,158
	排水基準適用事業場数A+C+D	758 (77)	2 (0)	760

注) () の数値は盛岡市分の再掲。

図4-2-4 特定事業場の業種区分水質汚濁防止法関係)



特定事業場全体 (総数: 5,158事業場)



排水基準適用事業場 (総数: 760事業場)

(2) 水質汚濁防止法及び県条例による排水規制の概要

特定施設等を設置する事業場 (以下「特定事業場」という。) から排出される排水の規制項目は次のとおりです。

ア 人の健康に被害を生ずるおそれのある物質 (有害物質)

カドミウム等27物質については、全ての特定事業場に対して全国一律の基準が適用されています。

イ 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある項目 (生活環境項目)

水素イオン濃度等14項目については、1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に対し全国一律の基準が適用されています。また、窒素含有量は古川沼、大船渡湾等の3湖沼9海域に流入する排水、燐含有量は高松の池、大船渡湾等32湖沼9海域に流入する排水について適用しています。

なお、新井田川河口水域及び釜石湾水域に排水を排出する場合は、県の排水基準を定める条例に基づきより厳しい排水基準が課せられています (上乗せ基準)。

(3) 立入検査の実施状況

排水基準適用事業場に対する立入検査の実施状況は、表4-2-9のとおりです。

平成25年度は、延べ464事業場に立入検査し、そのうち排水基準に適合しない排水を排水、又は排出するおそれのあったものは34事業場であり、違反項目別では、pH 6事業場、BODまたはCOD 2事業場、SS 1事業場、大腸菌群数9事業場、特殊項目2事業場、有害物質14事業場の順となり、これらの事業場に対し警告26件、その他の文書指導8件の措置を行いました。

また、延べ86事業場に対して、特定施設等の管理状況、帳簿書類の整備状況等の確認のため、採水を伴わない立入検査を行いました。

表4-2-10 排水基準適用事業場に対する立入検査の状況

区分	法施設	条例施設	計	
排水基準適用事業場数	758(77)	2	760	
延べ立入検査実施事業場数	464(38)	0	464	
違反事業場数	34(1)	0	34	
措置内容	改善命令	0(0)	0	0
	警告	26(0)	0	26
	勧告	0(0)	0	0
	その他の文書指導	7(1)	0	8
排水基準違反項目	pH	5(1)	0	6
	BOD	1(0)	0	1
	COD	1(0)	0	1
	SS	1(0)	0	1
	大腸菌群数	8(1)	0	9
	油分	0(0)	0	0
	特殊項目	2(0)	0	2
有害物質	14(0)	0	14	
採水を伴わない立入検査実施事業場数	116(0)	0	116	

(1事業場で複数の基準超過があるため排水基準違反項目の合計は違反事業場数と一致しない)

※注) () の数値は盛岡市分の再掲。

4 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因の一つとして、炊事、洗濯、入浴等、人の日常生活に伴う生活排水があげられます。生活排水対策を推進するために、県では、下水道やコミュニティプラント、農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため、広報メディアを利用した水質保全に係る県民意識の普及・啓発のほか、台所の流し用水切り袋や廃油処理剤の使用など県民による実践活動の推進を図っています。

また、特に生活排水対策の実施を推進することが必要な地域を「生活排水対策重点地域」として指定を行っています。現在2地域が指定され、指定を受けた市町村では、「生活排水対策推進計画」の策定及び生活排水による汚濁が著しい水路等を浄化する施設、廃油回収・石けん再生等設備などの事業を展開しています。

さらに、例年実施している「水生生物による水質調査」などを通じて水質保全意識の高揚に努めています。

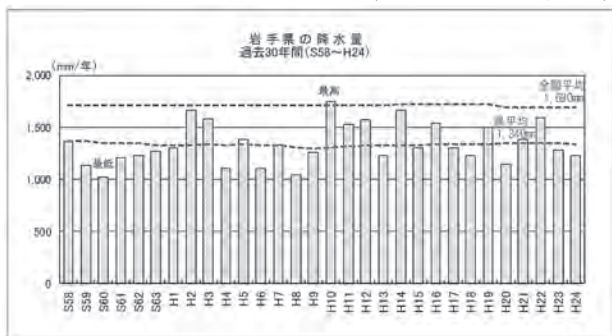
5 水需給の動向

(1) 水循環と水資源賦存量

岩手県の年間降水量は1,340mm（昭和58年から平成24年までの過去30年の平均）と全国平均の1,690mmに比べて約21%少なく、過去30年間の最大降水量は1,741mm（平成10年）、最小降水量は1,021mm（昭和60年）となっています。（図4-2-5）

年間降水量から、蒸発散量や地下浸透による無効水量を除いた本県の水資源賦存量は、平水年でおおよそ136億 m^3 、渇水年ではおおよそ96億 m^3 で、平成24年度におけるおおよその水利用率は、渇水年の賦存量に対して29%となっています。

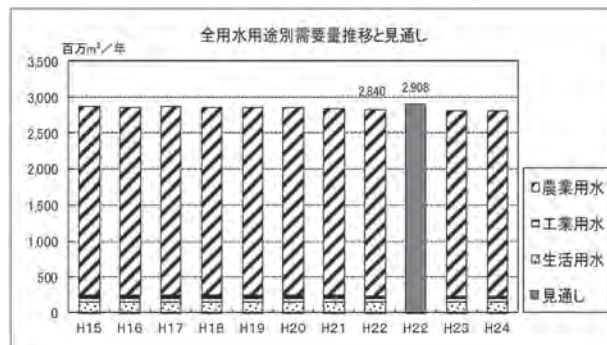
図4-2-5 岩手県の降水量の推移(昭和58年～平成24年)



(2) 水需給の動向

全用水の需要量は、都市用水と農業用水が共に減少傾向を示していることから、全体としては緩やかに減少すると見込まれます。（図4-2-6）

図4-2-6 全用水需給圏別需要量推移と見通し



都市用水の需要推移をみると、生活用水は、水道普及率や下水道普及率の上昇、生活水準の向上等需要は見込まれますが、人口の減少により減少傾向で、工業用水は産業構造の変化や回収率の向上、節水が進んだことなどから減少傾向となっており、都市用水全体としては緩やかな減少傾向で推移すると見込まれます。（図4-2-7、-8、-9）

図4-2-7 生活用水需給圏別需要量推移と見通し

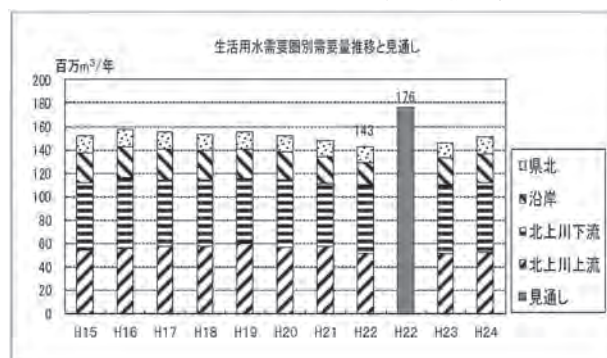


図4-2-8 工業用水需給圏別需要量推移と見通し

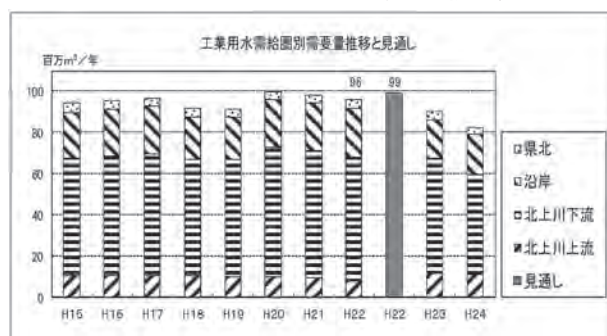
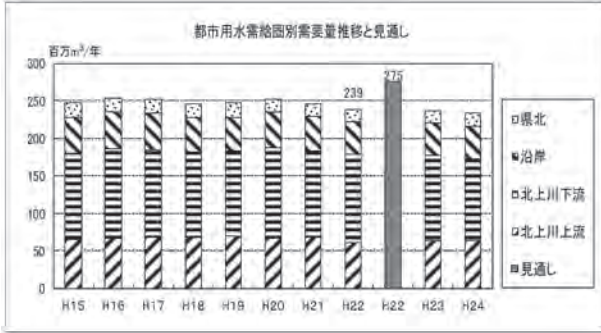
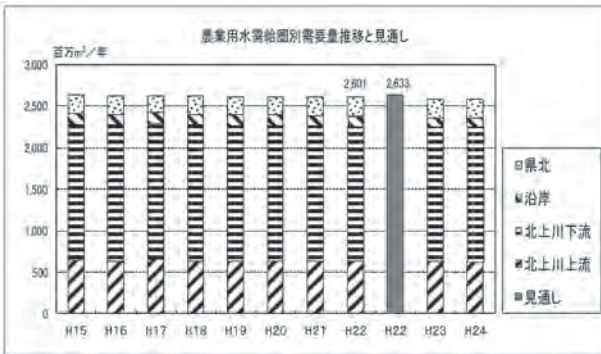


図4-2-9 都市用水需給圏別需要量推移と見通し



また、農業用水については、水田面積の減少に伴いやや減少傾向にあります。昭和30年代以降に整備された農業水利施設の多くが耐用年数を迎えており、施設の維持・更新による水路機能の確保が課題となっており、今後、土地改良事業の進展に伴い、水路損失の減少など水利用の合理化が図られれば、乾田化等によるほ場維持や、水路維持のための用水の需要を見込んでいくものと見込まれます。(図4-2-10)

図4-2-10 農業用水需給圏別需要量推移と見通し



なお、現在岩手県内では、水資源開発施設として、胆沢ダム (H25竣工) と築川ダム (H32竣工予定) が建設中となっています。

6 水道水源

水道は、安全な水を安定的に供給する役割を持っており、このため、安定供給のための施策と安全性を確保するための施策を講じています。

(1) 安定供給の確保

平成25年3月末における本県の給水人口は1,209,545人であり、水道普及率は92.7%となっています。これを施設別にみると、上水道1,095,874人 (84.0%)、簡易水道が108,758人 (8.3%)、専用水道が4,913人 (0.4%) となっています。

このうち大半を占める上水道と簡易水道の年間取水量を水源種別割合についてみると、上水道では年間取水量148,158千m³に対し、表流水が45.4%、伏流水等の地下水・湧水が47.4%、他の水道事業者等から受けた水量が7.2%となっ

ています。簡易水道では、年間取水量15,560千m³に対し、表流水が36.2%、伏流水等の地下水・湧水が63.8%となっています。

今後も水需要に応じた水資源の確保、施設統合のほか、経営や管理の統合も含む新たな概念の水道の広域化を促進します。

(2) 安全性の確保

水道はその供給する水の安全性を確保するため、できるだけ良質な水源を求めることが基本です。表流水や伏流水、浅井戸などは比較的地表の影響を受けやすいことから、水源水質保全に努めるとともに、水質汚染事故等の異常時に迅速かつ的確な対応がとれるよう緊急連絡体制の整備を図っています。

また、下痢等を引き起こすおそれのあるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物が本県でも検出されるなど、水源汚染対策が必要であることから、県内の水道水源について汚染状況調査を実施するとともに、水道事業者による対応施設の整備や浄水管理の徹底を図っています。

なお、水道水源の水質監視については、岩手県水道水質管理計画により、水道事業者等による定点監視等を実施しており、水源水質の安全性を確認しています。

7 北上川清流化確保対策

(1) 概要

旧松尾鉱山は、北上川の支流の一つ赤川の支流、八幡平の中腹に位置しており、硫黄の生産により一時は「雲上の楽園」と呼ばれ隆盛を極めましたが、重油脱硫による安い回収硫黄が出回るなどして経営が悪化し、昭和46年に閉山、昭和47年に鉱業権を放棄しました。閉山後も大量の強酸性水が赤川に流入し、北上川を汚染したため、大きな社会問題となっていました。

このような状況の中で、岩手県議会は昭和46年7月「北上川水質汚濁防止のための抜本的対策」を国に請願しました。これを受けて国は、同年11月に林野庁、通商産業省、建設省、自治省、環境庁で構成される「北上川水質汚濁対策各省連絡会議」、いわゆる五省庁会議を設置し対策の検討が進められました。

昭和47年5月から建設省が暫定中和処理を行う一方、この五省庁会議においては昭和52年、新たな中和処理施設を、岩手県が通商産業省の補助を受けて建設することが決定され、昭和56年12月には、その維持管理を「岩手県の依頼により金属鉱業事業団が実施するもの」とされました。

(2) 鉱害防止対策の状況

新中和処理施設は、岩手県が通商産業省の補助を受け、金属鉱業事業団 (平成16年2月29日、新たに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構として発足。) に委託して昭和57年

4月から本格的に稼働を開始しています。以来片時も休まず、pH 2程度、毎分18㎡前後という強酸性で大量の坑廃水はここで中和され、澱物を分離した上澄水だけが赤川に放流されています。(表4-2-10参照)

平成12年度から16年度まで国が資源機構に委託して省エネルギー総合実証試験が行われ、単位水量当たりの電力費が26%削減される等の成果が得られました。この試験設備は引き続き実操業に使用して処理費用の縮減に努めています。

新中和処理施設の稼働によって北上川は清らかな流れを取り戻し、「母なる川」としてよみがえり今日に至っています。

また、坑廃水の中和処理とは別に、鉱滓等の堆積物の崩壊・流出防止、坑内あるいは堆積物への雨水の浸透・流入を防ぎ、坑内水や浸透水を減少させることを目的として、発生源対策工事が行われました。県では、昭和47年から露天掘り跡地の覆土植生工事を始め、鉱滓等堆積場の整形被覆植生工事、山腹水路工事などを平成14年度まで行いました。

(3) 最近の動向

五省庁会議は昭和56年を最後に開かれていませんが、坑廃水処理は半永久的に続けなければならないと、国においても重要性を認識し続けてもらうよう、平成11年から「五省庁等連絡会」を毎年開いています。平成25年11月に国の担当者と危機管理や中和処理施設の維持管理等の課題に対する取組等を意見交換して、共通認識を得る努力を続けています。

平成23年3月11日の地震では施設に大きな被害はありませんでしたが、施設に影響を及ぼす大規模災害時の対応をはじめ、様々な事象に対して万全を期することとしています。

一方、発生源対策工事が完了したため、盛岡森林管理署と返地協議を進め、平成19年度まで

に50.2haを返地しています。残り196.7haについては、貸与契約更新時毎に協議を行うこととしています。(次期更新：平成27年度)

表4-2-11 平成16年度から平成25年度までの旧松尾鉱山における坑廃水処理の状況

年度	処理水量 (千㎡)	毎分水量 (㎡)	炭カル 使用量 (t)	中 和 沈殿物 (t)	原水 (pH)	処理水 (pH)	坑廃水処理 事業費 (百万円)
16	9,905	18.8	7,653	4,891	2.30	4.30	511
17	10,025	19.0	7,646	4,990	2.30	4.31	506
18	9,094	17.3	6,762	4,426	2.31	4.29	595
19	9,089	17.2	6,922	4,453	2.25	4.31	528
20	8,185	15.6	6,039	3,892	2.26	4.31	536
21	9,139	17.4	7,008	4,420	2.25	4.30	621
22	9,381	17.9	6,905	4,251	2.24	4.29	531
23	9,711	18.4	7,011	4,323	2.24	4.26	549
24	8,809	16.7	6,148	3,822	2.26	4.25	531
25	9,741	18.5	6,864	4,253	2.29	4.23	569

8 その他の休廃止鉱山対策

湯田地区の休廃止鉱山（赤石・分沢鉱山、柳沢鉱山）については、県が昭和61年度から平成12年度まで発生源対策工事を実施しました。

田老鉱山（昭和56年度～）、土畑鉱山（昭和63年度～）、花輪鉱山（平成3年度～）で行っている坑廃水処理については、昭和56年度から自然汚染及び他者汚染に相当する坑廃水の処理経費について、国が4分の3、県が4分の1をそれぞれ補助することにより、処理を実施する者の負担を軽減する措置が取られています。

一関市、奥州市及び西和賀町にかつて存在した旧垂炭鉱山の坑道陥没被害の原状回復を支援しています。

第3節 土壤環境及び地盤環境の保全

土壤汚染対策法に基づく地域の指定に関しては、平成25年度末時点で要措置区域が2件、形質変更時要届出区域が3件指定されています。

地盤沈下は、主として地下水の過剰な採取が原因

で、建造物、道路及び農用地等に被害が発生しますが、本県においては、現在のところこれらの影響による地盤沈下は発生していません。

第4節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 P R T R制度

P R T R制度は、人の健康や動植物に有害性のある化学物質について、事業者自らが環境への排出量等を把握し、県を経由して国に届出を行い国が届出排出量・移動量と、推計した届出対象外の排出量（届出の対象とならない事業者や家庭、自

動車などからの排出量）とを併せて1年ごとに集計、公表する制度です。化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）に基づき平成14年4月から実施されています。

なお、当初届出対象物質は354物質でしたが、平成20年の同法改正により、平成22年度把握分

ら対象物質が見直され、462物質が対象となりました。

平成24年度に事業者が把握した対象化学物質の排出量・移動量が平成25年度に届出され、その公表された集計の結果、県内の届出事業所数は510事業所（全国の1.4%）であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約1,461トン（全国の0.6%）、移動量の合計は約946トン（全国の0.4%）でした。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については、合計で3,304トン（全国の1.4%）でした。

2 環境コミュニケーションの推進

従来の環境行政は、環境基準等を基とする規制によって化学物質の環境中への排出を規制してきましたが、多種多様な化学物質が製造、使用及び処理される現状において、従来の規制的手法だけでは対応しきれない状況となっています。

このようなことから、平成11年にP R T R制度が制定され、化学物質の環境中への排出量等の集計結果が平成14年から、毎年公表される等、企業の自主的な管理を促す仕組みが導入されており、併せて、企業が、環境配慮への取組について、住民、行政と情報を共有し、共通認識を形成しつつ、環境保全にともに取り組み、環境コミュニケーションの取組が求められるようになりました。

県では、このような状況を踏まえ、環境コミュニケーションに関する取組として、平成16年からの取組である企業と共催で、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動等

取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」を開催するほか、企業担当者を対象とする研修会を開催しています。

また、事業者が作成した「環境報告書」を県のホームページに掲載する取組「いわて環境報告書バンク」も継続しています。

表4-4-1 環境コミュニケーションに係る研修

年度	研修名
16	実践・環境リスクコミュニケーション研修会、PRTR県民セミナー
17	リスク実践劇場、リスク実践道場
18	実践版円卓リスクコミュニケーション
19	環境コミュニケーション研修会（ファシリテーター養成講座） ミニ環境報告書作成マニュアル検討会
20 ～ 22	環境コミュニケーションセミナー 環境コミュニケーション研修会（ファシリテーター養成講座） 環境報告書作成研修
23	東日本大震災の影響により中止
24～	環境コミュニケーションセミナー 環境報告書作成研修

表4-4-2 地域とはじめる環境報告会

開催企業（開催年度）
岩手スリーエム(株) (17,18,19,20,21,22,23*,24*,25*)
岩手東芝エレクトロニクス(株) (17,18,19,20,21,22,23*,24*,25*)
川口印刷工業(株) (17,19,20,21,22,23*)
(株)川徳 (19,21,23*)
トヨタ自動車東日本(株)岩手工場(16,17,18,19,20*,21*,22*,23*,24*,25*)
北上製紙(株) (18,24*,25*)
小岩井乳業(株) (21,22)
小岩井農牧(株) (18,19,20)
積水メディカル(株) (21,22,23*,24*)
塩野義製薬(株)金ヶ崎工場 (16,20*,22,23*,25*)
十文字チキンカンパニー(株) (20,21,22)
新日本製鐵(株)棒線事業部釜石製鐵所 (20,21,22)
太平洋セメント(株)大船渡工場 (19,20,21,22)
(株)デジアイズ (21,22,23*,24*,25*)
東京エレクトロン東北(株) (20,21,22,25*)
日本地下石油備蓄(株)久慈事業所 (20,21,22)
花巻第二工業団地産業廃棄物研究会 (19,20,21,22)
富士通マイクロエレクトロニクス(株)岩手工場 (16,18,19,20*)
MeijiSeikaファルマ(株)北上工場 (17,18,19,20,21,22,23*,24*,25*)
盛岡セイコー工業(株) (20,21,22,23*,24*,25*)
リコー東北(株)岩手支社 (20,21,22)
いわて県北クリーン(株) (20,21,22,23*,24*,25*)
シズン時計マンユファクチャリング(株) (22,23*,24*,25*)
(株)大東環境科学 (22)
三光化成(株) (22)
三菱マテリアル(株)岩手工場 (24*,25*)
一般財団法人クリーンいわて事業団 (24*,25*)

注：*印は自主企画によるもの。

3 化学物質環境実態調査

本調査は、一般環境中の化学物質の残留状況を把握する目的で、環境省が昭和49年から実施している調査です。

平成24年度の実施状況は次のとおりです。

(1) 化学物質分析法開発

環境中への残留が懸念される物質として4,4'-ビピリジル（液晶原料）について分析法の開発を行いました。

(2) 初期環境調査

水質はp-アニシジン、m-アニシジン、o-アニシジン（染料）、1,2-ジプロモエタン（製品原料）、1,1,2,2-テトラクロロエタン（脱脂用溶剤）、1-ジプロモプロパン（工業用洗浄剤）を対象として、調査を実施しました。

生物については、2,4,6-トリクロロフェノールを対象として、調査を実施しました。

(3) 詳細環境調査

花巻市内の河川（豊沢川）を対象にして、エチルベンゼン、スチレン、o-フェニレンジアミン、m-フェニレンジアミン、p-フェニレンジアミンについて、水質調査を実施しました。

(4) モニタリング調査

昭和53年から継続して環境中のPCB、DDT類等の調査を行っています。水質、底質については花巻市の豊沢川で、大気については雫石町で、また、生物については、盛岡市郊外の鳥類（ムクドリ）を対象に実施しました。

4 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、主として物の燃焼に伴って発生する化学物質ですが、毒性が強く、また、分解されにくい性質をもっています。このため、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図ることを目的に、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、平成12年1月15日に施行されました。県としては、この法律の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設に立入調査を行うとともに、環境調査を実施しています。

国土交通省、盛岡市と県で、大気、公共用水域、地下水、土壌の調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました。（表4-4-3）

表4-4-3 環境基準達成状況（平成25年度）

調査対象		調査地点数	調査結果（濃度分布）	環境基準値	単位
大環境	一般環境	5地点	0.0046～0.029	0.6	pg-TEQ/m ³
	沿道	1地点	0.010		
	発生源周辺	5地点	0.0065～0.057		
公共用水域	水質	37地点	0.028～0.49	1.0	pg-TEQ/L
	底質	37地点	0.15～7.2	150	pg-TEQ/g
地下水		7地点	0.033～0.12	1.0	pg-TEQ/L
土壌	一般環境	7地点	0.0095～13	1,000	pg-TEQ/g
	発生源周辺	45地点	0.012～130		

5 2,4,5-T系除草剤埋設地の周辺環境調査

昭和46年、林野庁は、それまで全国の国有林野内の下草の除草に使用していた2,4,5-T系除草剤の使用を中止し、残っていた同除草剤をコンクリート固化等により埋設処分するよう、各営林局に指示し、県内においては、青森営林局（当時）が約6tの同除草剤を県内の国有林14地区21ヶ所（1ヶ所当たり約300kg）に埋設処分しました。

この除草剤には、不純物として微量ながらダイオキシンが含まれていることが知られており、昭和59年には、愛媛県で不適正に埋設処分されていたことが発覚したことから、全国的な埋設状況調査が行われました。県内においても、営林局、県及び関係市町村が合同調査を実施し、20ヶ所の埋設地について、全てコンクリート固化により埋設されていたことを確認するとともに、周辺土壤等を分析した結果、2,4,5-T系除草剤は検出されませんでした。その後は、営林局において埋設地に囲いを設け、立入禁止とするとともに、定期的な点検等を実施し、その保全管理が図られてきました。

現在、県及び関係市町村で構成する「2,4,5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を設置し、東北森林管理局に対する安全性の確認や恒久的な対策の要望活動のほか、同管理局が行う現地調査に同行し、安全性の確認を行っています。

また県では、公共用水域への影響を確認するためのモニタリング調査を行っています。

第5節 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

1 環境に係る調査研究の充実

大気環境に係る研究については、県内各所、特に沿岸被災地におけるPM2.5をはじめとした大気中粒子状物質の採取、濃度測定を行いました。

水環境に係る研究については、「PPCPs等化学物質実態調査」や「有機フッ素化合物に関する研究」では、日常使用される医薬品や化粧品等に含まれる化学物質について、水環境中の汚染実態の解明のため調査を行いました。

※PPCPs：医薬品や化粧品等のパーソナルケ

ア製品（Pharmaceutical and Personal Care Products; PPCPs）に含まれる化学物質

2 公害苦情等

(1) 苦情件数

平成25年度に県及び市町村が受理した公害に関する苦情件数は、514件で前年度に比べ7件、0.01%の減少となりました。

(2) 種類別苦情件数

受理した苦情のうち、典型7公害は、327件(苦

情件数の63.6%)で、前年度に比べ、7件減少しました。これを公害の種類別にみると、悪臭が112件(典型7公害に対する構成比34.3%)と最も多く、次いで水質汚濁の86件(同26.3%)、騒音の86件(同26.3%)の順になっています。

典型7公害以外の苦情の中で、最も多いのは廃棄物投棄であり149件(典型7公害以外に対する構成比80.1%)となっています。

3 公害紛争の処理

公害に係る紛争を迅速かつ適正に処理することを目的として、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。同法は、公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁の制度を設け、これを専門に行う紛争処理機関として、国においては公害等調整委員会、都道府県においては公害審査会等の設置を規定しています。

本県では、昭和49年8月に岩手県公害審査会条例を制定し、常設の機関としましたが、平成19年11月に審査委員候補者制に移行しました。同審査委員候補者には、現在、法律、公衆衛生及び産業技術分野から9名が委嘱されています。

4 環境放射能

(1) 環境放射能水準調査の概要

わが国の環境放射能調査は、昭和29年のビキニ環礁における米国の核爆発実験を契機として開始されました。その後、米国、旧ソ連、中国の大気圏内核爆発実験やチェルノブイリ原発事故による放射能汚染のわが国への影響に関する調査・研究が進められてきました。現在は環境放射能調査体制の整備拡充が図られ、すべての都道府県で環境放射能調査を実施しています。

本県においても、昭和62年12月より、文部科学省の委託を受けて「環境放射能水準調査」を実施しており、環境及び人への影響評価に資するための基礎的データの収集に努めています。

(2) 測定結果

モニタリングポストによる空間線量率の測定及び降下物や野菜等13種類の試料の核種分析を行いました。

その結果は、表4-5-1、表4-5-2のとおりで、上水、精米、大根及び白菜でセシウム137が検出されましたが、食品等の基準値(飲料水10Bq/kg、牛乳・乳児用食品50Bq/kg、一般食品100Bq/kg)と比べ低い値でした。

表4-5-1 空間線量率測定結果(平成25年度)

測定機器	測定値	単位	測定場所
モニタリングポスト(月平均値)	22~24	nGy/h	盛岡市

注：モニタリングポストは、平成13年度からの測定値

表4-5-2 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果(平成25年度)

試料名	セシウム134	セシウム137	単位	試料採取場所
大気浮遊じん	N.D	N.D	mBq/m ³	盛岡市
降下物	0.063~1.31	0.18~2.44	MBq/km ²	盛岡市
上水(蛇口水)	N.D~0.44	N.D~1.28	mBq/L	盛岡市
土壌(0~5cm)	116	285	Bq/kg乾土	滝沢市
土壌(5~20cm)	8.14	32.2	Bq/kg乾土	滝沢市
精米	0.344	0.908	Bq/kg生	滝沢市
大根	N.D	0.019	Bq/kg生	盛岡市
白菜	0.074	0.159	Bq/kg生	盛岡市
牛乳(原乳)	N.D	N.D	Bq/L	盛岡市
海水	N.D	N.D	mBq/L	洋野町
海底土	N.D	N.D	Bq/kg乾土	洋野町
コンブ	N.D	N.D	Bq/kg生	洋野町
ホタテ貝	N.D	N.D	Bq/kg生	山田町

注1：計数値が計数誤差の3倍を下回るものについては「N.D」と表記している。

注2：海水は平成15年度から、海底土とコンブは平成18年度から実施している。

5 東京電力株式会社原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染への環境部門における具体的取組

原発事故を受けて、平成23年度に本県の環境放射能測定体制を見直し、きめ細かな測定を行いました。また、県が平成23年9月に策定した方針に基づき、市町村が行う除染等への支援等を行ったほか、放射線に関する知識等の普及・啓発を行いました。

(1) 測定機器の増設

ア モニタリングポスト：既存の1台に加えて平成23年12月に3台(一関市、大船渡市、宮古市)、平成24年3月に6台(滝沢市、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市)を増設し、計10台で全県域を監視するとともに、測定結果を県のホームページ上にリアルタイムで公表する体制を整備しました。

なお、事故後の最大値は盛岡市(県環境保健研究センター)で3月13日の毎時0.67μSv/hで、4月以降は事故前のレベルで推移しています。

イ ゲルマニウム半導体検出器：既存の1台に加え、平成24年3月に2台増設した計3台により、原発事故の影響を調査するため降下物、水道水、農林水産物、尿等の測定を行いました。

(2) 緊急モニタリング

ア サーベイメータによる定期測定

県内の公園等55地点で月1回測定を実施しました。

イ 水道水

平成25年度は、盛岡市、一関市、奥州市及

び平泉町において3か月に1回のモニタリングを実施しました。

なお、事故後の最大値は、平成23年3月23日に盛岡市で観測された放射性ヨウ素5.29 Bq/kg、放射性セシウム0.13Bq/kgですが、いずれも基準値を大幅に下回っており、また、平成23年4月18日に盛岡市で放射性セシウム0.12Bq/kgが検出されて以降は、不検出の状況が続いています。

(3) 生活環境の除染等

平成23年度に文部科学省が実施した航空機モニタリング調査結果等で、追加被ばく線量が年間1 mSvに相当する毎時0.23 μSv以上の地域が存在する市町村を、平成23年12月に環境大臣が汚染状況重点調査地域に指定しました。

本県では、奥州市、一関市及び平泉町が指定され、除染実施計画を策定して除染等を行った結果、奥州市及び平泉町においては、計画に基づく除染を概ね終了しています。

(4) 食品（流通食品）への放射性物質の影響

県内に流通する食品について、食品衛生法に基づき取去を実施し、食品中の放射性物質濃度を測定しています。

平成25年度は、生鮮野菜、鶏卵、食肉、山菜等200検体の検査を実施し、野生山菜のコシアブラ1件が基準値を超過しました。その他の199件は、全て基準値以下であることを確認しました。（表4-5-3）

基準値を超過したコシアブラについては、県が販売者に対して回収するよう行政指導し、販売者は自主回収を行いました。

表4-5-3

食品分類	件数(基準値超過件数)
農産物	82(1)
畜産物	40
水産物	15
牛乳・乳幼児食品	22
飲料水	4
その他	37
計	200(1)

基準超過品目：コシアブラ1件

(5) 野生鳥獣肉の放射性物質検査

食用となる可能性が高い県内のニホンジカ等の野生鳥獣肉から基準値を超える放射性セシウムが検出され、国による出荷制限指示が出されていることから放射性物質検査を実施し、HP等で県民等への情報提供を行いました。（表4-5-4）

表4-5-4

	年度	対象検体数 (うち基準値*超過)	出荷制限指示年月日
クマ肉	25	24検体(超過3)	平成24年9月10日
シカ肉	25	62検体(超過5)	平成24年7月26日
ヤマドリ肉	25	21検体(超過2)	平成24年10月22日

*放射性セシウム含有濃度 100ベクレル/kg

(6) ごみ処理関連と放射性物質の影響

原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物については、事故当初、廃棄物処理法の対象外となっていました。平成24年1月に放射性物質汚染対処特別措置法が全面施行され、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下のものについて、既存の廃棄物処理施設で処理できるようになりました。

また、市町村や事業者等の焼却施設などは特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設として、排ガスなどの放射能濃度や施設の敷地境界での空間線量率を測定することが義務付けられました。

県では、市町村や事業者等が実施した測定結果を取りまとめ、ホームページで公表しました。

平成25年度の結果は、表4-5-5～4-5-9のとおりとなりました。（施設数は平成25年12月現在）
焼却施設については、一関市の焼却施設の飛灰から一時的に8,000Bq/kgを超えたものが発生しましたが、その他の焼却施設では8,000Bq/kgを下回っていました。また、排ガスなどの放射性物質濃度については、基準値を下回っていました。空間線量率については、追加線量が0.19 μSv/h（年間1mSv）を超えない値となっていました。

最終処分場や汚泥脱水施設についても、基準値を下回っていました。

表4-5-5 市町村等一般廃棄物焼却施設

施設数	調査義務施設数*	排ガス (Bq/m ³)	飛灰 (Bq/kg)
18	3	ND	62～8,200

表4-5-6 市町村等一般廃棄物最終処分場

施設数	排水 (Bq/l)	周辺地下水 (Bq/l)
21	ND～48	ND

表4-5-7 産業廃棄物の焼却施設

施設数	調査義務施設数*	排ガス (Bq/m ³)
15	2	ND

表4-5-8 産業廃棄物の最終処分場

特定産業廃棄物等を埋立している施設	排水 (Bq/l)	周辺地下水 (Bq/l)
1	ND	ND

表4-5-9 産業廃棄物の汚泥脱水施設

施設数	調査義務施設数*	排水 (Bq/㍓)
22	3	ND

※休止施設、稼働をしていない施設や放射性物質濃度が低いなど一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認を受け排ガスなどの調査義務が免除されている施設を除いたもの。

(7) 農林業系副産物の焼却について

原発事故により放射性物質に汚染された稲わら、牧草など農林業系副産物については、生産現場で利用ができなくなりました。

環境省は、これら農林業系副産物が既存の焼却施設で安全に処理できることを実証するため、一関市大東清掃センターの焼却施設において、平成23～24年度にかけて牧草を一般廃棄物と混合して焼却するモデル事業「放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業」を

行いました。

このモデル事業の結果を受け、県では農林業系副産物について、市町村等の既存焼却施設で一般廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下となるよう管理して処理する方針を決定し、平成24年11月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第1版）」にて除染土壌及び除染廃棄物と合わせ、その処理方針を示しました。その後、遠野市などにおいて試験焼却や本焼却の取組が始まり、平成25年度末では12市町で焼却処理（焼却終了を含む）が行われました。

(8) 普及・啓発の実施

放射線に対する理解を深めてもらうため、県民向けセミナーを8回開催するとともに、各分野で放射線対策を円滑に進めるため、市町村職員等向けセミナーを8回開催しました。

第6節 環境影響評価制度について

環境影響評価制度は、事業を実施するに当たって、事業者があらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して県民、市町村長などから環境の保全の見地からの意見を聴き、それらを踏まえて環境に配慮した事業計画を作成する一連の手續の仕組です。

国においては、昭和47年の閣議了解以来、所掌する公共事業について取組が進められ、昭和59年からは閣議決定に基づき環境影響評価が実施されてきました。また、港湾法や公有水面埋立法等の個別法に基づく環境影響評価も行われてきました。

これら評価事例が積み重ねられるなかで、統一的な手續等による環境影響評価の実施が課題となって法制化の準備が進められ、国会の審議等を経て、「環境影響評価法」として成立、平成9年6月13日に公布され、平成11年6月12日に全面施行されました。

法で対象とする事業は、国が関与する道路、河川工事等13の事業のうち大規模なものとなっています。

本県においては、平成2年に「ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱」が制定され、これに基づき、ゴルフ場等のレクリエーション施設を対象に7件の環境影響評価の実施を指導してきました。

こうしたなか、平成10年3月に制定した「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」において環境影響評価の推進について明記し、平成10年7月15日に「岩手県環境影響評価条例」を制定して、法と同じく平成11年6月12日から全面施行しています。

条例で対象とする事業は、実施主体を問わず、県道、市町村道、農道、林道などの道路、廃棄物処理施設、レクリエーション施設、工場、事業場、建築物など法対象外事業も含む17種の事業のうち一定規模以上のものとなっています。

なお、東日本大震災津波による災害からの復興を推進するため、平成24年7月に条例を一部改正し、復興事業のうち、鉄道事業、土地区画整理事業及び住宅団地等の用地造成事業について、条例に基づく環境影響評価手續の適用を除外しました。

第5章 快適でうるおいのある環境の創造

第1節 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造

1 水辺環境の整備

(1) 河川環境の整備

河川の持つ多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、地域の風土や文化を活かしながら生活にゆとりや潤いのある場を提供するため、多自然川づくりや親水空間の整備を進めています。



護岸の緩傾斜化により親水空間を創出した後川
(花巻市)

(2) 河川の水質浄化

近年、河川環境の中でも水質保全が大きな課題となっています。河川の水質を回復させるためには、汚水処理施設の整備を進めるとともに、汚濁の進んでいる河川の水質浄化対策を図ることが必要です。

本県では、水質が悪化した花巻市後川において、平成8年度から河川環境整備事業（浄化）による浄化施設の建設を行い、花巻市の協力も得て、平成12年度から本格的な稼働を行っており、水質改善が図られています。

(3) ダム貯水池等環境整備

ダム貯水池周辺環境の維持、保全に努めるとともに、レクリエーション等の親水の場を提供しています。

① ダム周辺環境整備

国土交通省の湯田ダムは「地域に開かれたダム」の指定を受け、ダム湖上流部に「貯砂ダム」を建設し、平成14年度に完成しました。この事業により西和賀町川尻地区では夏期においても安定した新たな湖面が創出されたことから、湖面を利活用した利用者の増加など、地域活性化に寄与しています。

また、県営の早池峰ダムは、平成7年に「地域に開かれたダム」に指定され、県及び花巻市（旧大迫町）において、ダム湖周辺を主体とした人々が楽しめるレクリエーション施設や、安らぎの場を創出する公園等を整備しており、家族連れや若者、登山帰りのグループ

などでにぎわっています。

② 森と湖に親しむ旬間

森林の大切さ、ダムの重要さを啓発する目的で定められた国土交通省・林野庁・都道府県・市町村主催の「森と湖に親しむ旬間」（7月21日～31日）には、昭和62年から全国のダムで様々なイベントが実施されています。

本県においても、国土交通省管轄の5ダム（四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダム）及び県営の7ダム（網取ダム、滝ダム、入畑ダム、早池峰ダム、日向ダム、鷹生ダム、遠野第二ダム）において、ダム施設見学、森林学習や湖面パトロール等、森や湖に親しめるイベントを実施しています。

2 快適で衛生的な生活を支える汚水処理施設の整備の促進

本県の下水道や合併浄化槽等の汚水処理施設の人口普及率は、盛岡市の95.1%を筆頭に最少が普代村の35.3%と著しい格差が生じています。（図5-1-1参照 ※全国平均は福島県を除いた値）

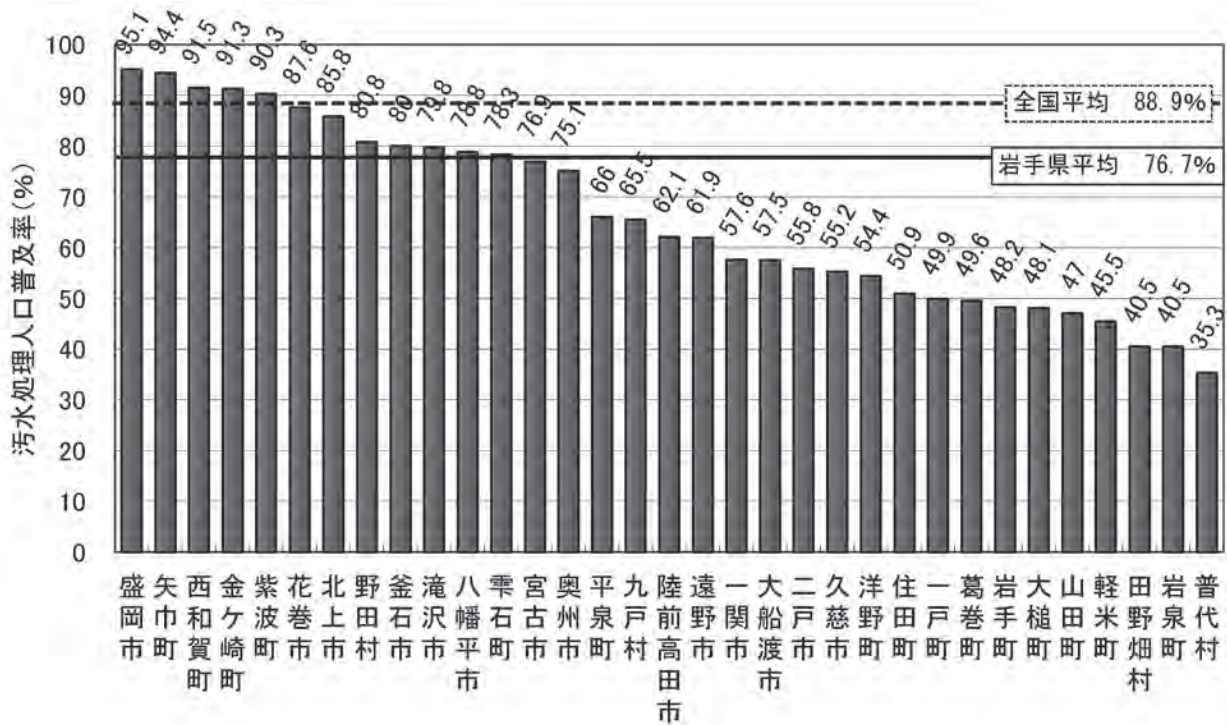
県では、県内格差の解消を図るとともに、平成22年度末に策定した新たな県構想「いわて汚水処理ビジョン2010」の目標である水洗化人口割合の向上に向け、下記の事業に取り組んでいます。

(1) 下水道

本県における下水道整備は、盛岡市が昭和28年に事業着手したのが始まりですが、現在、県において、北上川上流流域下水道（都南、花北及び胆江の3処理区）及び磐井川流域下水道（一関処理区）の2つの流域下水道事業を実施し、全処理区とも供用を開始しています。

公共下水道事業は、平成25年度末現在、葛巻町及び普代村を除く31市町村が実施しており、供用を開始しています。

図5-1-1 県内市町村別汚水処理人口普及率（H25年度末）



(2) 合併浄化槽

公共用水域の水質を保全するためには、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽の普及が必要です。県では個人が設置及び管理する（個人設置型）合併浄化槽と市町村が事業主体となる（市町村設置型）合併浄化槽の整備等に対する補助を行っており、平成25年度末現在、42,682基が使用されています。

(3) コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

団地等でし尿と生活雑排水を併せて処理する施設が、平成25年度末現在、6市に整備されています。

(4) 農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設が、平成25年度末現在、23市町村に整備されています。

(5) 漁業集落排水施設

漁港や周辺水域の浄化を図るとともに、漁業の健全な発展と漁村集落の生活環境を改善するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設が、平成25年度末現在、9市町村に整備されています。

3 快適な住環境の整備の促進

地域の自然、歴史、文化等の特性に応じ、住民が誇りと愛着心を持つことのできる快適な居住環境の形成を促進するとともに、将来世代への継承を目指した活動を展開しています。

(1) 岩手型住宅の普及・啓発

省エネ性能に優れ、地域性にも配慮した「岩手型住宅」の普及に取り組んでおり、各種媒体等による県民への普及・啓発を行うとともに、岩手型住宅賛同事業者の募集・公表により岩手型住宅の建設を促進しています。

図5-1-2 岩手型住宅



(2) 建築物の省エネ対策の推進

住宅、建築分野における省エネ対策の推進を図るため、平成20年に省エネ法の改正が行われ、省エネ措置に関する届出や定期報告の対象が拡大されました。

県では、届出や定期報告の審査において、省エネ措置や維持保全の状況が著しく不十分な場合は、改善に向けた指示や命令等行うことで、建築物の省エネ対策の推進に取り組んでいます。

4 都市環境の整備

暮らしやすく住みよい都市の環境を維持し、都市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、土地利用の適正な誘導を図るとともに、街路樹や公園等の都市基盤の整備を行っています。

(1) 街路整備（県事業）

都市における安全かつ快適な交通の確保、災害に強く良好な市街地の形成、下水道等の地下埋設施設の収容空間の確保を図るとともに、人々が集い語り合うコミュニケーションの場や、お祭りや散歩を楽しめるレクリエーションの場等魅力あるまちづくりを進めるため、平成25年度は、5市町村8箇所ですべて都市計画道路の整備を行いました。

(2) 盛岡南地区都市開発整備

盛岡市において、既存の都心から盛岡駅西口地区を経由して盛岡南地区へと都市の中心機能・都市構造を軸状に展開し、21世紀に対応する新しいまちを創出するため、盛岡南地区都市開発整備事業を推進してきましたが、平成25年度に工事が完了しました。

(3) 都市再生整備計画事業

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、市町村が作成した「都市再生整備計画」に位置付けられた「まちづくり」に必要な幅広い施設整備等が事業の対象とされています。県では「都市再生整備計画」の目標が達成されるよう市町村に対する指導や助言を行っています。

平成25年度は、6市町村9箇所ですべて整備が行われました。



物産センターと橋上市場を結ぶ連絡橋
【釜石地区】

(4) 電線共同溝整備

平成25年度までに県管理道路の25.4km区間について電線類の地中化を進め、主要な駅周辺や県内の主要な都市（14市のうち大船渡市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、滝沢市を除く）の中心市街地を無電柱化し、災害に強く、安全で、優れた景観を有するまちづくりを推進しています。



整備前



整備後

5 農村環境の整備

(1) 快適でうるおいのある生活環境の整備

農村地域における生活環境については、全国的に整備水準が向上しているものの、都市と比較して低い状況にあることから、集落道や営農飲雑用水等の基礎的な生活環境施設の整備を行っています。

(2) 農村環境の保全と整備

環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進するため、広域振興局等に設置している希少野生動植物調査検討委員会において、事業計画区域内に生息する動植物を確認するとともに、環境に配慮した事業実施に努めています。

(3) 地域交流を促す交流基盤の整備

近年、国民の価値観が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へ変化してきており、都市住民を中心に、グリーン・ツーリズムへの関心が高まっています。

本県では、受入れ体制の整備、情報の発信等を進め、グリーン・ツーリズムの普及、都市側との交流拡大を図っています。

県内各地では、田植え、稲刈り、りんご収穫等の農業体験や、そば打ち等の郷土料理体験など、本県の豊かな自然や農林漁業などの地域資源を活用した多彩な活動が展開されています。

表5-1-1 グリーン・ツーリズム旅行者数

(千人)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	4,185	4,396	4,921	3,964	4,305	4,508

6 景 観

豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史的な雰囲気などといった、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境(アメニティ)を生み出す景観を保全し創造する取組みが、県内でも多く行われるようになってきました。

景観法に基づき平成23年4月に施行された「岩手県景観計画」では、県、市町村、事業者及び県民それぞれの役割を定め、地域の特性を活かした優れた景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着をもつことができる美しい県土の実現を目指しています。

県では、一定規模を超える建築等の行為についての届出制度の実施、景観づくりへの関心や知識を高めるための景観づくり県民フォーラム、景観セミナーの開催、景観づくり活動の支援を含むまちづくりアドバイザーの派遣など総合的な景観形成施策を実施しています。

さらに、県土の景観形成を図る上で重要な地域として岩手山麓・八幡平周辺地域を重点地域に指定し、よりきめ細かく景観形成を図っていくこととしています。この地域では、住民、学識経験者及び行政などで構成される地域景観形成推進協議会や地域住民による景観サポーターが勉強会、景観フォーラム、公共事業への提言活動など地域の特性に応じた景観形成活動を実施しています。

市町村では、8自治体が景観行政団体へ移行し、

景観法に基づく景観計画の策定及び条例を制定しています。また、景観法に基づかない景観条例や景観ガイドラインにより良好な景観誘導を図っている自治体も3自治体あります。

7 屋外広告物に対する規制

広告塔、広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、様々な情報の伝達手段として、また、街を活気づけるものとして必要なものですが、無秩序に表示や放置されると、街の美観や自然の風致が損なわれる場合があります。また、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などにより、転倒、落下し、歩行者などに危害を及ぼすおそれもあります。

このため、県では、屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、屋外広告物の表示を事前許可制度とするなどの必要な規制を行っています。

また、違反状態にあるはり紙などの簡易広告物については公募によるボランティアにより除却を行い、簡易広告物以外の違反広告物については調査、是正指導を行うなど、適正な屋外広告物の表示について周知を図っています。

さらに、岩手山麓・八幡平周辺地域と平泉周辺地域を景観保全型広告整備地区に指定し、広告物の指導を行っています。

第2節 歴史的文化的環境の保全

県では、平成20年3月「岩手県文化芸術振興基本条例」を制定しました。

本条例においては、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等の役割を明確にし、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めています。

基本理念については、「県民一人ひとりの自主性及び創造性の尊重」など6つが定められ、振興に関する基本施策としては、「文化芸術の認識及び創造」「文化芸術の発信等」「文化芸術の基盤整備」を定めており、「地域の歴史的又は文化的な景観の保全」についても第18条において規定されています。

平成25年度は、平成20年度に策定した「岩手県文化芸術振興指針」に基づき、文化振興施策の推進を図るための各種施策を展開しました。

また、文化財の保存管理及び適切な活用を図るため、所有者又は管理団体が実施する文化財の保存修理事業及び市町村の史跡等の公有化を促進するための事業の経費の一部を補助しており、平成25年度は、特別史跡に指定されている平泉町の無量光院跡の環境整備や国の史跡に指定されている一戸町の御所野遺跡の史跡整備、平泉町の旧観自在王院庭園の公有化に対する補助を行いました。

さらには、広く県民の皆さんが文化財に親しみ学習する機会を提供し、文化財の積極的な活用を図るため、史跡公園の整備等を促進するなど、安らぎと潤いのある歴史的文化的環境の保全と活用を図っています。

第6章 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

第1節 環境学習の推進

1 学校における環境学習の推進

学校における環境教育は、小・中学校では、関係教科及び道徳並びに特別活動や総合的な学習の時間において、また、高等学校においては、関連教科及び特別活動や総合的な学習の時間において、それぞれの教科・科目等の目標に即して取り上げられています。

本県で行っている環境教育の指導の要点は、次のとおりです。

地球規模での環境問題の現状を踏まえ、児童生徒が人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できるように指導する。

- 1 各教科等の特性を生かした指導
 - 環境問題、環境保全に関する基本的な知識の習得
 - 環境に関して、持続可能な社会の構築につながる見方や考え方の育成
- 2 豊かな体験活動の推進
 - 自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心の醸成
 - 環境保全や環境の創造に具体的に実践する態度の育成
- 3 環境副読本「まもろうみんなの地球」の活用（小学校第5学年）

以上のことを踏まえて、各学校においては、地域や児童生徒の実態に応じた年間指導計画の改善や、教材の工夫がなされ、学校教育活動全体を通して環境教育の充実が図られています。

特に、地球の優れた環境の価値について理解を深めるとともに、環境を守りはぐくむ心と感受性を育成することを重点に掲げた取組が各学校で行われています。具体的には、地域の清掃活動やリサイクル運動、それに関わる調査活動などを通して地域の環境問題に積極的に関わりをもつとともに、よりよい環境づくりを目指した実践が行われています。

こうした各学校の取組は、平成25年度の全国環境美化教育コンクールにおいて、洋野町立宿戸小学校が最優秀校（文部科学大臣賞）に選出されるなど、全国において高く評価されています。

また、地球温暖化など地球規模の環境問題や、北東北3県の環境問題を盛り込んだ児童向け環境副読本を作成し、県内の小学校5年生全員に配布し環境教育を促進しています。



環境副読本

2 多様で身近な環境学習機会の提供、支援

(1) 「愛鳥週間用ポスターコンクール」の開催

作品の製作過程を通じて、野生鳥類についての保護思想を高め、自然環境の保全等に関する意識啓発を図ることを目的に、県内の小学校及び中学校の児童生徒を対象に愛鳥週間用ポスターコンクールを開催しました。募集した作品は、愛鳥思想の普及啓発に関するポスターで、平成25年度の応募総数は、191点でした。

(2) 環境美化活動

県は、昭和59年に「クリーンいわて運動推進要綱」を定め、環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため、「クリーンいわて運動」を実施しています。

平成25年度は、6月のごみ減量・リサイクル推進週間を中心に各市町村において「クリーンいわて行動の日」を定め、環境美化活動を実施しました。また、地域の環境美化に多大な功績があった個人及び団体に対し、環境大臣表彰（1団体）及び知事表彰（3個人）が行われました。

(3) 環境アドバイザーの派遣

県民の身近な環境学習を支援するため、県内の各地域で開催される環境問題の研修会等に、環境アドバイザーとして知事が委嘱した有識者を派遣する環境アドバイザーの派遣業務を平成3年度から行っています。

表6-1-1 環境アドバイザーの派遣件数及び受講者数

平成25年度	環境アドバイザー
派遣件数	122回
受講者数	3,803人

(4) 出張環境学習会の開催

環境学習広報車（愛称「エコカーゴ」）を活用した出張環境学習会を41回実施し、地域における環境学習を支援しています。

(5) 水生生物による水質調査

調査は、川底に住み、肉眼で見ることが出来る大きさの様々な生き物（カゲロウやサワガニなど）の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握するものです。

この調査は、手軽に、しかも誰でも参加できることから小学生、中学生から大人まで広く水質保全意識の啓発のための学習教材として極めて有効と考えられます。

調査状況は表6-1-2及び6-1-3のとおりで、調査の結果、水質階級Ⅰ「きれいな水」と判定された地点が84.9%と最も多く（平成25年度全国平均59%）、水質階級Ⅳ「大変きたない水」が1.7%という結果でした。

表6-1-2 平成25年度水生生物調査状況

区分	岩手県主唱	国土交通省主唱	合計
団体数	154	3	157
延べ参加数	4,467	76	4,543
河川数	115	3	116
延べ地点数	176	3	179

※河川数は重複して計算されているものがあります。

表6-1-3 調査結果による水質階級の状況

水質階級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	判定できず	計
判定地点数	152	19	5	3	0	179
%	84.9	10.6	2.8	1.7	0.0	100



水生生物調査の様子

(6) こどもエコクラブ

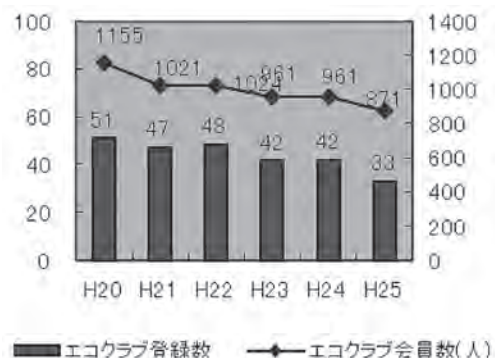
「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが、地域において仲間と一緒に体験的、継続的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年度から開始した事業です。

登録状況は図6-1のとおりで、各クラブでは、水生生物による水質調査、自然観察などの活動が行われています。

環境学習交流センターを県事務局として、各種の情報提供を行ったほか、県内のエコクラブの交流会を2回（木のほり体験、雪遊び自然体

験等）開催しました。

図6-1 こどもエコクラブの登録・会員数推移



(7) いわて環境学習応援隊による企業等の環境学習取組促進支援

平成21年度より始めた「いわて環境学習応援隊」により、企業等の環境学習を促進するとともに地域や学校の環境学習機会を提供しています。

平成25年度の「いわて環境学習応援隊企業」の登録数は39であり、過去4年間の環境学習の支援状況は表6-1-4,5のとおりです。

表6-1-4 環境学習会への講師派遣回数・受講人数

	H22	H23	H24	H25
派遣回数	21	25	27	34
受講人数	1,027	917	974	1,974

表6-1-5 事業所等における見学受入・プログラムの提供回数・人数

	H22	H23	H24	H25
提供回数	102	119	207	310
受講人数	16,777	17,290	17,188	16,840

第2節 環境に配慮した行動・協働の推進

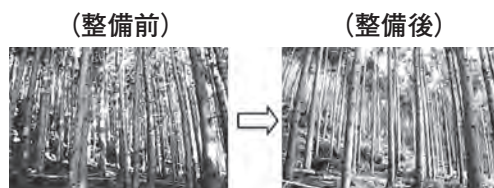
1 環境に配慮した行動の促進

今日の環境問題の解決には、県民、事業者、行政が相互に連携し、県民一人ひとりが各々の役割を認識し、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため県では、平成18年4月1日に「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」に県内の環境活動拠点施設として「環境学習交流センター」を設置しました。

センターでは、①環境情報の収集提供、②環境学習の支援、③環境保全活動の支援を行い、県民やNPO等との連携・協働により、環境パートナーシップの構築を促進しています。

平成25年度は、県民の環境に対する意識の醸成を図るため、センター内で環境学習講座を開催したほか、県内各地への環境アドバイザー派遣や出張環境学習会などを実施し、地域における環境学習の支援を実施しました。



- (2) 地域の主体的な森づくり活動を公募・支援することにより、県民の森林に対する理解と参画を促進しています。平成25年度は27団体の活動を支援しました。



表6-2-1 環境学習交流センター利用者数

平成22年度利用者数	37,619人
平成23年度利用者数	40,342人
平成24年度利用者数	45,272人
平成25年度利用者数	41,670人



環境学習交流センターでの訪問学習の様子

2 県民参加の森林づくり促進

全ての県民が享受する本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、県民みなで支える仕組みとして、平成18年度から「いわての森林づくり県民税」を導入し、この税を財源として、以下の取組を通じ、「いわての森林づくり」を進めています。

- (1) 人工林等を針葉樹と広葉樹が入り混じって生育する森林に誘導するための森林整備により、森林が持つ水源かん養や県土の保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能の維持増進を図っています。平成25年度は1,123haの森林を確保し整備しました。

3 流域の連携による環境保全活動の推進

「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（H15制定）」に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で設置されている流域協議会（17協議会）が主体となって流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画を策定するとともに、住民参加による様々な環境保全活動を実施しています。

表6-2-2 流域基本計画の策定状況

年度	策定計画
H16	花巻（豊沢川）、北上（和賀川）、宮古（閉伊川・小本川）、久慈（久慈川）
H17	奥州（北上川、胆沢川）、花巻（葛丸川）、遠野（猿ヶ石川）、一関（磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川、釜石（大槌川・小槌川・鶴住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川）、久慈（洋野町流域）、二戸（馬淵川・新井田川）
H18	盛岡（北上川上流、米代川・馬淵川上流）、花巻（稗貫川、猿ヶ石川）、大船渡（三陸町流域、盛川、気仙川）、久慈（野田村・普代村流域）
H23	遠野（猿ヶ石川）、花巻（猿ヶ石川）を統合
	計24計画

4 環境情報の提供

環境学習交流センターでは、現地取材などを通して環境に関する様々な情報を収集し、館内での展示、メールマガジン、ホームページ及び情報誌などを活用し、わかりやすい環境の情報提供、情報発信を行っています。

また、図書や視聴覚資料の閲覧と貸出しのほか、環境活動に必要な器具等（ライフジャケット等）

の貸出しを行うとともに、環境に関する各種相談に対応しています。

さらに、県ではホームページを通じて、環境に関する情報提供、情報発信を行っています。



環境学習交流センター館内

5 環境広報活動

1972年6月5日、ストックホルムで開催された国連人間環境会議における日本の提唱により、毎年6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国で様々な環境に関する行事が行われています。

平成25年度の環境月間（6月）行事として県内では、テレビやゲームを消して、読書・読み聞かせなどにより環境のことを考えてもらう運動を北海道、秋田県、青森県とともに実施した4道県共同行動、地球温暖化に関する講演、夏季の節電の実施、ごみ拾い等の清掃活動の実施及び環境に関する図書展示・ミニイベントなどが行われました。

また毎年度、県内の環境の現状や課題、その解決に向けた施策をとりまとめた環境報告書を出版するとともに、岩手県HPでも県の環境施策を公表しています。

第3節 県境を越えた連携、国際的取組の推進

1 北海道・北東北地域の連携

平成20年8月に開催された第12回北海道・北東北知事サミットの合意事項に基づき、「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（以下、推進本部とする）」が同10月に発足しました。

推進本部では、所掌事項として、四道県が連携・協力して推進する地球温暖化対策の調査検討及び普及啓発活動に関すること及び地球温暖化に関する相互の情報交換及び地球温暖化対策において共同で行う必要がある取組に関することを採りあげて推進しています。

平成25年度は、四道県が連携した北海道・北東北を一つのエリアとする普及啓発事業の展開（北海道）、再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進（青森県）、環境教育の充実（岩手県）、有用資源リサイクルの促進（秋田県）について検討したほか、電気料金値上げに伴う民政業務部門の取組等について意見交換を行いました。※（ ）は幹事道県名

2 東アジアへの環境分析技術支援について

(1) 目的

岩手県が世界に先駆けて開発した「有機フッ素化合物の分析技術」を供与・指導することにより、地域における環境汚染物質の環境負荷低減対策を促進し、併せて、「世界の工場・新たな成長市場」として脚光を浴びている東アジア諸国への県産品の市場浸透、観光客の誘致、文化・学術の交流等の促進を図ることとしている本県の海外戦略の一翼も担おうとするものです。

(2) これまでの成果・効果等

平成13年度から環境省の委託研究事業を受けて環境水中の分析法開発を行うとともに、岩手大学、京都大学、中国医科大学との共同研究で有機フッ素化合物の分析法開発等を実施し大きな成果を挙げました。

また、平成19年9月に米国環境保護庁（EPA）の共同研究参加を受け、有機フッ素化合物研究の促進を図り得られた知見及び情報を世界各国に発信しました。

(3) 平成25年度の事業概要

これまでの共同研究等の成果を活用し、東アジア諸国における環境保全対策の技術支援を実施しました。

① 韓国に対する技術支援

韓国国立全南大学（麗水市）と共同研究を実施するとともに、2月には、同一検体を測定するなど有機フッ素化合物の分析技術に関する指導を行いました。

② 中国に対する技術支援

有機フッ素化合物の環境水等の汚染状況を把握するため、環境モニタリング技術指導及び中国に整備された分析機器を用いた分析技術指導を実施しました。3月には訪中し現地で分析指導を行うとともに、中国医科大学及び大連理工大学のそれぞれと、向こう3ヵ年にわたる共同研究に関する覚書を取り交わしました。

第7章 環境を守り育てる産業の振興

第1節 環境関連産業の振興

本県の豊かな自然環境を守り育てていくとともに、企業や生活者にとっても良好な環境を形成していくため、環境に配慮した産業活動の展開が重要となっています。

このため、廃棄物のリサイクル等に関する技術開発や新事業活動を促進するとともに、ゼロエミッション構想の推進などにより、環境関連産業の育成、創出を図っていくことが、本県産業の競争力を高め、ていくうえでも必要となっています。

1 新事業活動の促進

県内において、新規創業や経営革新などにより、環境関連分野の新たな事業活動に取り組む中小企業等に対し、各種融資制度の紹介、専門家による経営指導、事業計画の作成指導や市場調査、商品開発や販売促進などの支援を行っています。

2 ゼロエミッションの推進

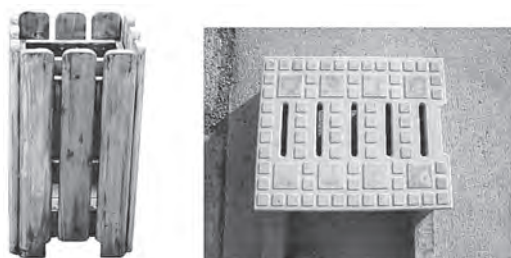
県内企業等がゼロエミッションに取り組むための調査や支援、リサイクル産業の振興による環境調和型の地域づくりを目指した取組を進めています。

- (1) 産業・地域ゼロエミッション推進事業補助金
- ・支援件数8件
 - ・補助金額6,176万円

(2) 岩手県再生資源利用認定製品制度

限りある資源の有効利用を促進し、循環型地域社会の形成を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し利用拡大を図ることを目的としています。

平成25年度は、コンクリート二次製品など2社7製品を認定しました。



岩手県再生資源利用認定製品 例



認定マーク

第2節 自然共生型産業の振興

1 環境に配慮した産業活動の促進

(1) 環境に配慮した持続的農業の推進

ア 環境保全型農業の導入促進

環境王国をめざす本県としては、環境に配慮した持続的な農業を推進することにより、安全で安心な農産物を供給するとともに、消費地と安全・安心の「きずな」で結ばれる必要があります。

このため、効率的な施肥管理法である補給型施肥や、農薬の使用回数を減らした病害虫防除など、環境負荷を軽減する技術の導入を促進することとしているほか、消費者が環境保全型農業を実践する産地の取組に共感し、相互理解が進むよう、双方向コミュニケーションによる「きずな」づくりに取り組むこととしています。

イ エコファーマーの育成

国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減する技術を一体的に行う農業者

をエコファーマーとして、平成12年度から知事が認定しています。

県では、このエコファーマーをはじめとして、環境にやさしい栽培技術の普及を推進しており、現在、水稻、りんごや野菜を中心に5,757名を認定しています。特に、農協の生産部会員や産直部会全員の認定など、組織的な取組が目立っています。

表7-2-1 年度別エコファーマー認定状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
認定者数	9,515	9,461	8,775	8,806	7,879	6,774	5,757

ウ 環境にやさしい栽培技術の開発

農業研究センターにおいて、環境にやさしい栽培技術の開発に鋭意取り組み、平成25年度は以下の技術が新たな成果として公表されました。

表7-2-2 農業研究センターが開発した環境にやさしい栽培技術一覧 (H25)

分野	研究成果名
病害虫 雑草 防除	○水田ダイズの畦立て栽培に適応できる改良型ディスク除草機の効果
	○施設なすにおける天敵製剤と物理的防除を組み合わせたアザミウマ類・ハダニ類の防除効果
	○施設ピーマンにおける天敵製剤と物理的防除を組み合わせたアザミウマ類防除効果
	○施設パプリカにおける天敵製剤と物理的防除を組み合わせたアザミウマ類防除効果
	○紫外線カットフィルムが施設ピーマンの作付初期に寄生したミカンキイロアザミウマの密度に与える影響
施肥	○鶏ふん堆肥に尿素を添加したL型肥料の開発

(2) 家畜排せつ物の適正管理と利用の促進

良質で安全な畜産物の安定的供給を図り、今後とも畜産経営を維持していくためには家畜排せつ物の適正な管理を確実にし、周辺住民・消費者等の理解・信頼をより一層確保することが重要となっています。

また、耕種部門においては、たい肥など有機質資源に対する関心が高まってきており、さらに環境保全型農業に対する県民・消費者等の関心もきわめて高くなっています。

このため、県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年11月1日施行)に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を指導するとともに、生産されるたい肥を農業の持続的発展に資する土づくり資源や、化学肥料の代替資源として積極的に活用するための施策を講じています。

(3) 農薬の適正使用

農薬には、作物毎に農薬の残留基準値や使用基準、注意事項等が設定されており、県では、

毎年度「岩手県農作物病害虫・雑草防除指針」を作成して使用者の危被害防止、農産物の安全性の確保及び農薬の効率的な使用を推進するとともに、農薬による環境への影響を未然に防止するため、次のような指導を行っています。

① 農薬安全使用指導の徹底

農薬危害防止運動(6月1日～8月31日)を展開し、安全使用の徹底を図りました。農薬危害防止運動期間中の主な実施事項

- ・農薬適正販売・安全使用研修会を、7月に開催(参加者248名)
- ・農薬危被害防止のためのポスター、リーフレットの配付
- ・広報機関、有線放送、広報車等による広報宣伝

② 農薬取扱者の資質向上

農薬の取扱いに携わる者(販売者、旧防除業者等)や農業適正使用を指導する者(JA営農指導員、農家組織代表等)の資質向上を目的とした農薬管理使用アドバイザー認定制度(平成16年11月制度改正)に基づき、同アドバイザーを平成25年度までに1,240名を認定しています。農薬管理使用アドバイザーは、農薬の販売や使用する場面において農業者等に必要な情報を与え、注意を喚起しています。

2 優れた自然を活用した観光産業の振興

県では、コーディネーターを設置し、被災経験を踏まえた震災語り部ガイドや沿岸沿線各駅のグルメを紹介する「駅-1」グルメ企画などにより観光メニューの充実を図るとともに、内陸部と沿岸部を結ぶいわて復興応援バスツアーの造成及びその拡充を図るなど、地域の観光関係者が主体となった着地型旅行商品づくりを支援しています。

第3節 環境に関する科学技術の振興

1 環境に関する科学技術の研究開発の促進

近年、本県産業界においても、環境関連技術開発への取組が活発化しており、県では、岩手県工業技術センターにおいて、環境関連分野の技術開発や商品開発を推進するなど、県内中小企業における新しい商品や技術の開発を積極的に支援しています。

○岩手県工業技術センターにおける研究開発

- ・下水汚泥焼却灰の再資源化(リチウムイオン二次電池材料等)
- ・空気清浄(脱臭・除菌)機能を有する畜舎用光触媒換気装置の開発と実用化
- ・屋外設置型パッケージ木質チップボイラーの開発
- ・太陽電池モジュール及びソーラーLED街路灯実証試験

- ・鋳鉄溶解炉の保温性向上技術の開発

2 三陸沿岸における海洋環境等の調査研究

東日本大震災津波により海洋環境が著しく攪乱されたことから、「いわて海洋研究コンソーシアム」に参画する海洋関係研究機関・大学等の連携により、沿岸漁場等の海洋環境や生態系の調査を実施しています。

第3編 岩手県環境基本計画の進捗状況

第1章 平成25年度の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況

I 低炭素社会の構築

【実施状況】

1 二酸化炭素排出削減対策の推進

- 地球温暖化防止活動推進センターと連携して、県民参加型節電・省エネキャンペーンを実施するとともに、省エネ実践講座の開催や各地域への地球温暖化防止活動推進員の派遣等により、県民が身近にできる省エネルギーや節電の取組を促進しました。
- 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づく、CO₂多量排出事業者の地球温暖化対策計画の策定や報告を促すとともに、エコスタッフの養成や「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定等を通じて、排出抑制を図りました。
- 地域型復興住宅^{*1}は長期優良住宅を標準とするなど、省エネルギー仕様の住宅の普及に努めました。
*1 地域型復興住宅:地域の住まいの作り手である、建築士・設計事務所、工務店、専門工業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等が連携して、住まい手となる方と手を取り合いながらつくる地域にふさわしい良質で被災者の方が取得可能な価格の住宅。
- 公共交通の利用促進及びCO₂の排出を抑制するため、関係団体と連携し、「無理なく」、「できる範囲」で自動車利用を抑制する『「減クルマ」チャレンジウィーク』を3地域（盛岡、滝沢、軽米）で実施し、202事業所、15,913人の参加がありました。
- エコドライブの普及促進を図るため、普及指導員を育成（14名）し、育成した人材を講師としたエコドライブ講習会を開催（県内4か所、参加者35名）したほか、自動車関連団体を通じてエコドライブの普及啓発を行いました。
- クリーンエネルギー自動車への転換等を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターが発行するメールマガジン等を通じた普及啓発に取り組むとともに、電気自動車等の普及に不可欠な充電設備の整備を促進するため、平成25年7月に「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、民間事業者を中心とした設備設置を支援しました。
- 主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和に向けて、引き続き、道路整備等の推進を図りました。
- 県の補助事業や普及啓発等の実施と、国の補助事業や固定価格買取制度とが相まって、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの導入を促進しました。
- 国の補助金を活用して基金を造成し、災害時等に防災拠点となる施設への再生可能エネルギー設備の導入促進を図ったほか、被災住宅等への太陽光発電設備の導入や、市町村との連携による大規模太陽光発電施設の立地に向けたマッチング支援を行いました。
- 再生可能エネルギーを活用し、自立・分散型エネルギー供給体制の構築を推進するため、構想の具体化に向けた事業計画の策定を行う市町村を支援しました。
- 小水力発電設備の導入促進に向け、農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性調査や発電設備の概略設計及び実施設計を行いました。
- 二酸化炭素の排出削減を促進するため、県内の豊富な木質資源を活用した木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みました。
- 建設費用に対する補助や岩手型住宅賛同事業者の募集・公表などにより、次世代省エネルギー基準を満たす性能と県産木材活用を併せ持つ「岩手型住宅」の建設促進に努めました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
1	◎■▼温室効果ガス排出削減割合 ^{※2}	%	(H20年) △3.1	(H23年) △24.0	(H32) △30		-	-
2	★▼一世帯当たり年間CO2排出量	トンCO ₂ /年	(H20年) 4.7	(H23年) 4.7	4.0		-	(H23年) 42.9%
3	★省エネ活動を実施している県民の割合	%	(H22.1～2 調査) 82.3	(H25.1～2 調査) 89.5	90	○	93.5%	66.7%
4	★エコスタッフ認定者数	人	903	1,306	2,000	●	36.7%	66.7%
5	★いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	159	186	220	●	44.3%	66.7%
6	★乗用車の新車販売に占めるクリーンエネルギー自動車の割合	%	15.9	-	25		-	50.0%
7	★エコドライブ実施率	%	82.9	84.7	90	●	25.4%	66.7%
8	県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合	%	12.3	(H24年) 12.9	17.3	●	12.0%	(H24年) 50.0%
9	★住宅用太陽光発電設備導入数	世帯	6,250	16,421	19,871	○	74.7%	66.7%
10	ペレットの利用量	トン	3,937	5,403	(H26) 5,100	○	126.1%	80.0%
11	★チップの利用量	トン	1,277	8,796	(H26) 10,000	○	86.2%	80.0%
12	★◆三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数	回	20.4	22.9	20.4	○	112.3%	100.0%
13	◆公共交通機関利用者数	千人	27,378	29,627	26,283	○	112.7%	100.0%
14	◆広域的なバス路線数	路線	57	59	57	○	103.5%	100.0%
15	★県内の主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和率	%	(H22) 38.9	47.2	52.8	●	59.7%	60.0%
16	市街地における幹線道路の密度	km/km ²	2.03	-	設定しない			
17	信号機のLED化率	%	(H23) 39	44.7	45	○	95.0%	50.0%
18	長期優良住宅の認定戸数	戸	316	799	525	○	231.1%	66.7%

※2 温室効果ガス排出削減割合：平成22年の値については、二酸化炭素のみの値。

指標名の凡例：

- ◎ 目指す姿指標（指標のうち、計画における目指す姿のイメージが県民に伝わりやすい指標を、7本の施策の柱ごとに「目指す姿指標」として設定）
- 不确实要素の介在等の理由から目標とする到達点の提示のみにとどめる指標
- ★ 第2期アクションプラン共用指標
- ◆ 現状維持指標（基準年次等の数値を維持することを目標とする指標）
- ▼ マイナス指標（基準年次等より数値を下げることを目標とする指標）

到達度の計算方法

「到達度」：目標（目標年次（H27））に向け、基準年次（H21）から現年度（H25）までにどれくらい目標に到達したかを示す割合

計算方法 (通常)	$\frac{\text{現年度(H25)の値} - \text{基準年次(H21)の値}}{\text{目標年次(H27)の値} - \text{基準年次(H21)の値}}$	※ 増加指標、マイナス指標に適用
計算方法 (現状維持指標)	$\frac{\text{現年度(H25)の値}}{\text{目標年次(H27)の値}}$	※ 現状維持の指標に適用 (現状維持指標は、指標名欄に◆記号で表示)

2 森林吸収による二酸化炭素吸収対策の推進

- 「いわて環境の森整備事業」を活用し、水源のかん養や県土の保全等の公益的機能の維持増進を図るため、管理不十分な人工林の混交林誘導伐を実施しました。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備事業等の活用により間伐や伐採跡地への再造林等を促進しました。
- 公共施設・公共工事や住宅への県産材の活用を促進するとともに、未利用木質資源の利用促進につながる木質バイオマスエネルギーの利用拡大や、森林資源を活用した排出量取引等の普及啓発に取り組みました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
19	間伐実施面積	ha	12,139	7,116	11,000	●	64.7	100.0%
20	★産業分野の木質バイオマス導入事業者数	事業者	(H22) 17	23	(H26) 30	●	46.2%	66.7%

3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進

- 県民及び県内の事業者に対し、フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
21	フロン類回収量の報告率	%	98.2	79.2	100	●	79.2	100.0%

【主な課題と今後の取組】

- 東日本大震災津波の影響もあり、2011（平成23）年度の二酸化炭素排出量は、基準年（1990（平成2）年）に比べ、24.0%減少している一方、家庭部門や、商業・サービス業などの民生業務部門においては、排出量が増加しています。他方、省エネ活動を行っている県民の割合は、高水準で推移していることから、温暖化防止いわて県民会議の構成団体と連携し、省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入促進の2つを柱とした活動の一層の拡大を図っていきます。
また、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、いわて温暖化防止フェアの開催、節電・省エネキャンペーンの実施及び地球温暖化防止活動推進員の派遣等により、家庭や地域における活動を推進していきます。
- クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、国の補助制度等を有効活用した充電インフラ整備など、環境整備に取り組みます。
- 二酸化炭素の排出抑制と電力自給率の向上等を図るため、引き続き、太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギーの事業化を促進し、低利融資制度等による導入支援のほか、県内の事業者や市民団体等による地域に根ざした取組が増加していくよう、ポータルサイトを活用し、積極的な情報発信を進めていきます。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時においても一定の電力を賄えるよう、県基金を活用して、防災拠点となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を計画的に進めるほか、被災住宅等への太陽光発電設備の導入を支援していきます。
- 災害時においても一定のエネルギーが供給できる災害に強いまちづくりを実現するためには、地域で創出したエネルギーを地域で効率的に活用する仕組みづくりが重要であることから、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築に関する調査結果の周知・啓発とともに、具体のシステムづくりを行う市町村の支援を行います。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き間伐等の適切な森林整備を促進します。
- 県産材の活用を促進するためには、需要者が求める品質の確かな製品を安定的に供給する必要があることから、工務店や木材供給者等による県産材の供給体制整備に向けた支援を行います。
- フロン類回収量の報告率向上のため、引き続き、関係団体と協力して回収業者への周知を徹底します。
- 一般廃棄物については、一人1日当たりの排出量が増加に転じていることやリサイクル率が近年伸び悩んでいることから、引き続き県民への情報提供や3Rキャラクターを活用した普及啓発に取り組みます。

II 循環型社会の形成

【実施状況】

1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進

- 県民、事業者、行政等の各主体による3Rの取組を促進するため、3R推進キャラクター「エコロル」を作成し、効果的な普及啓発に取り組みました。
- 一般廃棄物について、市町村ごとのごみの排出・処理状況やごみ処理事業に関して、ホームページ等を利用して情報提供を行いました。
- 流通段階から消費段階におけるごみ減量化・リサイクルの促進を図るため、「エコショップいわて認定制度」を運営し、平成25年度末で247店舗を認定しました。
- 一定の基準を満たすリサイクル製品を「岩手県再生資源利用認定製品」として平成25年度に6製品を認定し、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。
- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、平成25年度に県内7事業者における産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。
- 一般廃棄物処理施設広域化の取組の進捗状況に応じて、市町村等の協議会に参画し、処理体制の構築や施設整備・維持管理等に関する助言を行いました。
- 「いわて第2クリーンセンター」について、PFI事業契約に基づき、運営・維持管理モニタリングを行い、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- 農業用廃プラスチックの発生抑制に向けた生分解性マルチフィルムの利用や、塩ビ・ポリ類等の再生利用を推進しました。
- 家畜排せつ物については、堆肥化により、土づくりの資材として有効活用を促進しました。
- 公共工事において、再生材の利用・現場内の再利用・再資源化施設への搬出などに配慮した設計を行い、廃棄物の発生抑制に努めました。
- 下水道汚泥焼却灰については、原子力発電所事故に伴う放射能の影響により、セメント原料への利用が進みませんでした。
- 事業者が行う3Rの取組に対し情報提供や助言等を行い、事業者の省資源化を促進しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
22	◎★▼一般廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 53.8	(H24) 52.7	40	●	8.0%	(H24) 57.1%
23	◎★▼産業廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 70	(H24) 93	50	●	▲115.0%	(H24) 57.1%
24	★▼県民一人1日当たりごみ排出量	g/日	(H20) 955	(H24) 943	859	●	12.5%	(H24) 57.1%
25	▼県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	g/日	(H20) 664	(H24) 643	560	●	20.2%	(H24) 57.1%
26	一般廃棄物のリサイクル率	%	(H20) 18.8	(H24) 18.7	30	●	▲0.9%	(H24) 57.1%
27	▼産業廃棄物排出量	千トン	(H20) 2,035	(H24) 2,731	1,928	●	▲650.5%	(H24) 57.6%
28	◆産業廃棄物リサイクル率	%	(H20) 63	(H24) 63	63	○	100.0%	100.0%
29	アスファルト・コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	-	98		-	71.4%
30	コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	-	98		-	71.4%
31	建設発生木材再資源化等率	%	(H20) 91.2	-	95		-	71.4%
32	★◆自県内処理率	%	(H20) 95.0	(H24) 96.8	96.6	○	100.0%	100.0%

2 廃棄物の不適正処理の防止等

- 「循環型地域社会の形成に関する条例」や、青森県・秋田県と同一内容の「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」と「岩手県産業廃棄物税条例」を運用し、廃棄物の適正処理を進めました。
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、平成25年度末で97事業者を認定（★★★22、★★57、★18）しました。
- 広域振興局等に配置している産廃Gメン（産業廃棄物適正処理指導員）による監視指導を行うとともに、警察や市町村等の関係機関との合同パトロールや北海道・東北6県・新潟県との広域連携によるスカイパトロール、土日祝祭日の立入検査を実施し、不適正処理の監視体制の充実を図りながら、監視指導を実施しました。
- 各地域協議会、市町村協議会が主体となり組織的な回収を行うとともに、適正処理の啓発活動等に対する支援や情報提供を行いました。
- 地域における巡回指導や、処理施設整備の補助事業導入による支援を実施しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
33	★◆適正処理率	%	98.5	99.4	98.5	○	100.9%	100.0%
34	◆家畜排せつ物法管理基準適用対象農家における管理基準適合割合	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%
35	◆農業用廃プラスチック適正処理割合	%	100	(H23) 100	100	○	100.0%	100.0%

【主な課題と今後の取組】

- 一般廃棄物については、一人1日当たりの排出量が増加に転じていることや、リサイクル率が近年伸び悩んでいることから、引き続き県民への情報提供や3Rキャラクターを活用した普及啓発に取り組みます。(再掲)
- 産業廃棄物については、3Rに関する普及啓発を引き続き行うとともに、3Rの取組が企業間、地域間に広がるよう支援や助言等を行います。
- 産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にあるため、継続して監視指導等を行います。
- 農業用廃プラスチックの排出量の抑制を図るために、長期展張性フィルムや生分解性マルチの利用を促進するほか、再生利用率の向上に向けて、分別や異物の混入防止の徹底について、指導・注意喚起に努めます。
- 原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥、しいたけホダ木等の農林業系副産物が大量に発生したことから、農家等の負担軽減や周辺住民への配慮から、処理に向けた一時保管や焼却処理を促進します。
- 漁業系廃棄物の適正処理や有効活用など水産分野の取組については、漁業の再開状況等を踏まえながら、適宜、取組を促進します。

Ⅲ 自然共生社会の形成

【実施状況】

1 豊かな自然との共生

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。
- イヌワシの繁殖支援や希少植物の盗採防止活動などにより、希少野生動植物の保護・保全対策に取り組みました。
- 鳥獣保護区等の更新や、シカ・クマなどによる被害防除対策、狩猟捕獲等の促進による個体数調整、生息状況調査などを実施し、野生生物保護管理対策の推進及び生息・生育環境の保全を図りました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村協議会等が行う侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入等を支援しました。
- 新規狩猟者確保のため、狩猟免許試験予備講習会を開催するとともに、受講者の利便を考慮し、狩猟免許試験を休日に開催しました。
- 農地や農業水利施設などの整備に当たっては、広域振興局等に設置している公共事業等に係る「希少野生動植物調査検討委員会」において、学識経験者の助言を受け、必要に応じて、事業計画区域内に生息する希少野生動植物の保全対策を実施するなど、生物多様性に配慮した事業実施に努めました。

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
36	◎■大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合	%	(H22.1～2 調査) 35.3	(H25.1～2 調査) 33.9	50	●	▲9.5%	50.0%
37	◎■★イヌワシ繁殖率	%	12.5	18.8	21.9	○	67.0%	66.7%
38	★地域協働による農地や農業用水などの保全活動の協定数	協定	570	735	656	○	191.9%	66.7%
39	漁場環境保全活動に取り組む地区数	地区	5	1	設定しない			
40	★鳥獣保護区の指定面積 ^{*3}	ha	145,300	141,196	(H24) 147,089	●	▲229.4%	100.0%
41	★鳥獣被害防止計画作成市町村数	市町村	(H22) 10	28	(H26) 25	○	120.0%	100.0%
42	★グリーンボランティア人数	人	164	199	250	●	40.7%	66.7%

*3 鳥獣保護区の指定面積：鳥獣保護区の指定面積については、岩手県環境基本計画策定時には野生鳥獣との共生の実現を図るために拡大していくこととしたが、その後県内で野生鳥獣による農林業被害が拡大する状況となったことから、鳥獣保護区周辺で被害が発生している場合には、廃止や区域縮小を行うこととしたもの。

2 自然とのふれあいの推進

- 県内11の自然公園の主要な地域に自然公園保護管理員を配置し、グリーンボランティア等との協働により、自然公園内のパトロールや利用者のマナー啓発活動等を実施しました。
- 登山道、遊歩道、トイレなどの自然公園等の施設整備を行い、利用者の安全性・利便性の向上を図ることで、自然に触れ豊かな環境を知る機会を提供しました。
- 早池峰地域保全対策事業推進協議会を開催し、関係機関と連携した利用者のマナー向上対策の推進等、貴重な高山植物が多数生育する早池峰山の総合的な保全対策に取り組みました。
- 森林公園等を活用した森林環境学習等の実施により、森林の役割等について県民理解の醸成を図りました。
- 中山間地域の森林を活用した自然とのふれあいを促進するため、関係団体と連携した里山の保全活動及び森林環境教育等の活動、並びに企業等が行うボランティア活動等への支援を行いました。
- 県民の森林づくりへの理解と参画を促進するため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、里山林の整備など、県民が主体的に行う森林づくり活動を支援しました。
- 温泉資源の保護を図るため、温泉掘削許可申請者及び動力装置許可申請者に対し、掘削した源泉からの適正な揚湯量と揚湯に伴う既存源泉への影響について試験や調査を実施するよう求める「岩手県揚湯試験及び既存源泉影響調査実施要領」を策定し、実施しています。
また、県内の主要源泉地域において、定点源泉の経年変化を把握するため、毎年度継続的に測定調査を行い、温泉資源の保護と利用者の安全確保に努めました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
43	◎★自然公園ビジターセンター等利用者数	人	136,031	413,705	150,000	○	1987.8%	66.7%
44	グリーンボランティア人数 (No42再掲)	人	164	199	250	●	40.7%	66.7%
45	県立広域公園利用者数	人	168,524	184,978	180,000	○	143.4%	66.7%

3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

- 「中山間地域等直接支払制度^{*4}」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。
*4 中山間地域等直接支払制度：中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・増進のため、5年以上農業生産活動を継続して実施することを約束した農業者に対し、交付金を交付する制度。
- 森林の環境保全機能に対する県民理解の醸成を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、県民の主体的な森林づくりの取組を支援しました。

- 岩手の森林を良好な状態で次の世代に引き継いでいくため、「いわての森林づくり県民税」を活用した強度間伐を実施し、森林環境の保全に努めました。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備事業等の活用により伐採跡地の再造林や間伐等を促進しました。
- 藻場・干潟の保全活動の促進のため、モニタリング調査等に取り組みました。
- 東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の復旧、整備等に取り組みました。
- 土砂流出等の災害防止対策を目的として、砂防等施設の整備を推進しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
46	◆森林面積	千ha	(H21) 1,179	(H24) 1,176	1,179	●	99.7%	100.0%
47	◆中山間地域等直接支払制度に取り組む面積	ha	(H22) 22,268	22,788	(H26) 22,268	○	102.0%	100.0%
48	漁場環境保全活動に取り組む地区数 (No.39再掲)	地区	5	1	設定しない			

【主な課題と今後の取組】

- シカの生息域拡大による農林業被害やクマの出没による人身被害などが発生していることから、野生鳥獣と人との共存を図るための対策を継続して講じていく必要があります。
特に、最も多く発生しているニホンジカによる被害を防止するため、第4次シカ保護管理計画を策定し、市町村、狩猟者団体等との連携のもと捕獲の強化に重点を置いた保護管理施策を実施します。
- 農地の多面的機能の維持・増進のため、引き続き「中山間地域等直接支払制度」を活用しながら、中山間地域において適切な農業生産活動が継続されるよう農業者を支援します。
- 生物多様性の保全の観点から、引き続き、農地や農業水利施設などの整備・管理において、農家の理解や地域住民の合意のもと、生物の生息・生育環境を維持・形成する取組を推進します。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き間伐等の適切な森林整備を促進します。
- 藻場・干潟の保全については、津波による影響や地域の復興状況等を踏まえながら、保全に向けた取組を促進します。

Ⅳ 安全で安心できる環境の確保

【実施状況】

1 大気環境の保全

- 八幡平国立公園内にある国設酸性雨測定所の管理運営の委託を受けて、酸性雨原因物質の長距離輸送の機構解明、酸性雨による生態影響の監視等を行いました。また、酸性雨による生態系への影響を把握するため、森林植生モニタリング（樹木衰退度調査）を実施しました。
- 関係団体と連携のうえ、フロンなどの適切な回収の周知を実施しました。
- 大気汚染実態の把握のため、大気環境の常時監視を実施しました。また、大気環境における有害大気汚染物質の常時監視を実施するとともに、事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、事業者の自主的な排出等の抑制を促進しました。
- 新幹線の騒音・振動測定を実施し、測定結果を事業者へ情報提供するとともに、環境基準が未達成な地域の騒音等の防止対策の推進について各事業者に要望しました。
- 悪臭公害は、近年、発生源が飲食店やサービス業等多岐にわたっていることから、市町村と連携して悪臭発生の防止について周知しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
49	◎★◆大気の大気汚染物質等環境基準達成率	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%
50	◆有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%
51	◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0	0	○	100.0%	100.0%
52	◆新幹線鉄道の騒音環境基準達成率	%	71	73	71	○	102.8%	100.0%

2 水環境の保全

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、255地点の公共用水域、173地点の地下水の環境基準等の状況を測定しました。
- 水道水の安全性の確保を図るため、水道水源における農薬類及びクリプトスポリジウム等の水質検査を実施しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水処理施設等に係る事業に対し財政的支援を行い、污水处理施設の整備を促進しました。
また、家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生を対象に浄化槽出前講座を開催し、普及啓発を図りました。
- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、長期安定的な対策の確立に努めるなど、北上川清流化を推進しました。また、その取組を広く県民へ周知し、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等を支援しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
53	◎★◆公共用水域のBOD等環境基準達成率	%	96.5	98.2	96.5	○	101.8%	100.0%
54	★◆排水基準適用の事業場における排水基準達成率	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%
55	◆地下水の環境基準達成率	%	100	92.6	96	●	96.5%	100.0%
56	▼未処理家庭雑排水量	千m ³ /日	77	62	52	●	60.0%	66.7%
57	◆岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視の実施割合	%	(H20) 95.2	100	100	○	100.0%	100.0%
58	★◆新中和処理施設放流水質基準達成率	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%

3 土壌環境及び地盤環境の保全

- 地下水の常時監視により、市街地等の土壌汚染状況の早期発見に努めました。
- 汚染が確認された区域において、汚染土壌が適切に措置されるよう監視・指導を実施しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
59	◆土壌の環境基準達成率	%	100	95.6	98	●	97.6%	100.0%

4 化学物質の環境リスク対策の推進

- 事業者が作成した環境報告書を県のホームページで紹介する「いわて環境報告書バンク」の取組を実施しました。
- 事業者主催による「地域とはじめる環境報告会」について、引き続き県等が開催を支援しました。
- 環境中及び発生源のダイオキシン類の常時監視を実施しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
60	★環境報告書作成企業数	企業	-	69	130	●	53.1%	60.0%
61	◆化学物質の環境基準達成率	%	100	98.0	100	●	98.0%	100.0%
62	◆PRTR排出量等の届出率	%	100	100	100	○	100.0%	100.0%
63	◆ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	99	100	●	99.1%	100.0%

5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

- 平成21年に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5^{*5}）の監視体制を整備しました。
*5 PM2.5：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられている。
- 県内の公共用水域の常時監視について、東日本大震災津波の影響により年間計画を一部変更して実施しました。特定事業場に対する立入調査を実施し、排水基準を超過した事業場に対して指導を行いました。

た。

- 被災地における大気中アスベスト濃度を測定し、生活環境への影響を調査しました。
- 県と各市町村間で公害苦情等の連絡を密にするとともに、情報共有を徹底しました。
- 大気中の放射線量を測定・公表するとともに、生活環境の放射線量が比較的高く、除染実施計画を策定した市町（一関市、奥州市、平泉町）を中心に除染等の実施を支援しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
64	◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数（No51再掲）	日	0	0	0	○	100.0%	100.0%
64-2	◆モニタリングポストの年間稼働台数	台	(H24) 10	10	10	○	100.0%	100.0%
64-3	★◆除染実施計画に位置付けた市町村のうち除染等実施市町村の割合	%	(H24) 100	100	100	○	100.0%	100.0%

6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

- 岩手県環境影響評価条例に基づき、事業者から届出のあった電気工作物の新築等2件について、岩手県環境影響評価技術審査会を開催（7月）し、専門的な見地からの意見をいただき、事業の実施に際して適切に環境配慮がなされるよう事業者に助言・指導を行いました。
- 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更12件について、国及び市町村と協議のうえ岩手県国土利用計画審議会に諮問し、承認されました。
- 国土利用計画法施行令の規定に基づく地価調査について、不動産鑑定評価を委託して基準地の標準価格を判定し、一般の土地取引価格の指標となるよう公表しました。
- 被災した沿岸市町村の地価動向を把握するため、短期地価動向調査に係る不動産鑑定評価を委託（基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）し、調査した結果、国土利用計画法の規定に基づく監視区域の指定が必要な状況にないことを確認し、引き続き平成26年度も調査を継続することとしました。

【主な課題と今後の取組】

- 微小粒子状物質（PM2.5）について、大気常時監視測定局における大気中濃度の監視のほか、発生源を把握するための成分分析を実施しており、成分分析結果等に係る知見を蓄積し、発生源の解析等に役立てます。
- 公害苦情等の適切かつ迅速な解決を図るため、今後とも、市町村や県における必要情報の収集・共有化を図ります。
- 公共用水域や地下水の水質監視を実施するとともに、工場・事業場の排出水の監視・指導を実施し、環境基準の維持・達成が図られるよう取り組みます。
- 「いわて環境報告書バンク」の取組について、事業者等に周知を行い、県のホームページで紹介する環境報告書を増やすとともに、環境報告書を作成する事業者等の取組を支援します。
- 除染実施計画策定市町を中心に、生活環境における除染等の放射線影響対策の取組を推進します。

V 快適でうるおいのある環境の創造

【実施状況】

1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。
- 省エネルギー資材である木材の利用拡大を促進するとともに、地域の森林資源を活用した再生可能エネルギーである木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みました。
- 「岩手県汚水処理実施計画」を策定するとともに、市町村の公共下水道や浄化槽などの汚水処理施設に係る事業へ財政的な支援を行い、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進しました。
- 市町村や県民に対して、「岩手県景観計画」のリーフレットを配布し、県土全体についての目指すべき景観像等の普及啓発に取り組みました。
- 国の補助金を活用して、水道未普及地域解消や老朽管路更新事業などの促進を図り、市町村が行う水道施設の計画的な整備推進に向けた支援を行いました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
65	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数	団体	42	73	50	○	387.5%	66.7%
66	県民一人当たり都市公園面積	m ²	13.7	14.1	14.9	●	33.3%	66.7%
67	★水洗化人口割合	%	61.9	68.2	72.4	●	60.0%	66.7%
68	長期優良住宅の認定戸数 (No.18再掲)	戸	316	799	525	○	231.1%	66.7%
69	まちづくりアドバイザー派遣件数	件	56	70	85	●	48.3%	66.7%
70	★県管理道路における無電柱化延長	km	24.6	25.4	(H26) 27.9	●	24.2%	80.0%

2 歴史的文化的環境の保全

- 「平泉の文化遺産」が世界文化遺産に登録(平成23年6月)となり、史跡整備をさらに推進するとともに、保存管理の大切さや平泉の価値について理解を深めるための普及啓発を展開しました。
- そのほかの文化財についても、史跡等の整備、災害復旧等の事業を推進しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
71	◎■本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合	%	(H22.1～2 調査) 59.3	(H26.1～2 調査) 56.6	70	●	▲25.2%	66.7%
72	登録有形文化財(建造物)登録件数	件	72	78	100	●	21.4%	66.7%

【主な課題と今後の取組】

- 県産材の利用を促進するため、県産材を活用した住宅を提案する、いわて森の棟梁の育成に取り組むとともに、木質バイオマスエネルギーの大口の需要先として期待される産業分野への利用を拡大させるため、木質バイオマスコーディネーターによる技術指導等に取り組めます。

Ⅵ 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

【実施状況】

1 環境学習の推進

- 学校における環境教育は、関係教科、特別活動や総合的な学習の時間において、それぞれ教科・科目等の目標に即して実施しました。また、学校における環境教育を効果的に行うために環境学習副読本や教師用手引書を作成し、県内の全小学校に配布しました。
- 水生生物による水質調査は、157団体、延べ4,543人の参加のもと、116河川の延べ179地点で実施し、水質保全意識の高揚を図りました。
- 「水の週間(8月1日から1週間)」行事の一環として、広く水に対する関心を高め、理解を深めることを目的に、次代を担う中学生を対象とした水の作文コンクールを実施しました。この結果は、作文集として取りまとめ関係者に配布するとともに、県のホームページに掲載し周知を図りました。
- 環境学習交流センターにおいて、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し、県内各地のイベントや学校等を訪問する出張環境学習会等を開催したほか、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣、環境に関する講師派遣や見学受入等を行う企業・団体を環境学習応援隊として登録・周知することにより、地域での環境学習を支援しました。
- 地域で地球温暖化対策の意識啓発等に取り組む地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するため、情報共有と課題解決に向けた意見交換を行う場を設定しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
73	◎省エネ活動を実施している県民の割合 (No.3再掲)	%	(H22.1～2 調査) 82.3	(H25.1～2 調査) 89.5	90	○	93.5%	66.7%
74	地球温暖化を防ごう隊実施学校数	校	282	483	800	●	38.8%	66.7%
75	★◆環境学習交流センター利用者数	万人	3.7	4.5	4	○	112.5%	100.0%
76	★水生生物調査参加率	%	(H23) 6.3	7.0	8	●	87.5%	100.0%

2 環境に配慮した行動・協働の推進

- 地球温暖化防止活動推進センターを中心として、より省資源や省エネルギー等の環境に配慮した取組の普及啓発を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員の派遣事業により、地域の自治会や住民団体等の研修会等で環境配慮への意識啓発を図りました。
- 「アドプト活動^{※6}」や「農地・水保全管理事業」など地域協働の取組への支援により、農地・農業用水など地域資源の保全活動を促進しました。
^{※6} アドプト活動：道路や水路等の公共施設の一部区域・区間を「養子」とみなして、住民・団体・企業等が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域（区間）を責任を持って保守管理する制度。
- 河川等の身近な社会資本の維持管理について、住民との協働による草刈りや清掃等を実施しました。なお、東日本大震災津波の影響により、海岸の環境美化活動は実施しませんでした。
- 東日本大震災津波以降の夏季及び冬季の電力需給の逼迫に対応し、県関係施設のより一層の節電・省エネに取り組んだほか、グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。なお、岩手県エコマネジメントシステムについては、平成23年以降、震災対応を優先しながら、できる限りの取組を進めています。
- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、メルマガや広報誌を作成するとともに、環境に関する企画展を開催するなど、県民への環境情報を提供しました。
- 事業者が作成した環境報告書を県のホームページで紹介する「いわて環境報告書バンク」の取組により、県民等への情報提供を行いました。（再掲）

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
77	◎省エネ活動を実施している県民の割合（No3再掲）	%	(H22.1～2 調査) 82.3	(H25.1～2 調査) 89.5	90	○	93.5%	66.7%
78	◎環境報告書作成企業数（No60再掲）	企業	-	69	130	●	53.1%	60.0%
79	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数（No65再掲）	団体	42	73	50	○	387.5%	66.7%

3 県域を越えた連携、国際的取組の推進

- 平成20年度に設置した「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部」を中心に、北海道・北東北三県が連携した普及啓発や環境学習等の取組を検討・調査するとともに、6月の環境月間等では学校や図書館等へ読書や読み聞かせの実施を呼びかける共同行動を実施しました。
- 有機フッ素化合物に関する国際共同研究を推進するため、中国及び韓国の大学と締結している共同研究の覚書に基づき、分析技術指導、現地調査指導及び分析精度管理指導を行いました。

【主な課題と今後の取組】

- 県民の環境問題に対する関心は高いものの、具体的な行動に必ずしも結びついていないことから、環境学習交流センターを通じて、環境アドバイザー、環境学習広報車等を派遣するなど、より一層動機付けにつながるような環境学習機会の拡充を図ります。
- 学校等が行う水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援します。
- 過疎化・高齢化による集落機能の低下などを背景に、多様な主体の参画による農地・農業用水など地域資源の保全活動が求められていることから、地域協働による保全活動を積極的に支援し、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進を図る必要があります。
- 復興推進と併せ、環境に配慮した行動を率先して実行していくために、他県等における先進事例等を参考としながら、より効果的な温室効果ガスの削減対策を実施していく必要があります。
- 有機フッ素化合物による環境汚染に関する研究及び分析技術等の国際交流の推進のため、今後も、研修員の受入や現地での指導による環境技術支援を行います。また、こうした支援を通じ、環境保全に関する国際協力を推進し、国内外の研究機関との共同研究等の関係を良好に維持、発展させていきます。

Ⅶ 環境を守り育てる産業の振興

【実施状況】

1 環境関連産業の振興

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、県内7事業者における産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。(再掲)
- 小水力発電設備の導入促進に向け、農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性調査や発電設備の概略設計及び実施設計を行いました。(再掲)

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
80	★産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数	件	46	79	80	○	97.1%	66.7%
81	★農業水利施設を活用した小水力発電施設数	施設	(H23) 3	4	6	●	33.3%	50.0%

2 自然共生型産業の振興

- エコファーマーや環境保全型農業直接支援対策等の制度を活用しながら、環境に優しい農業への取組を推進することにより、環境に配慮した持続的農業の実践者が増加しました。
- 農産物の安全性や品質向上、消費者や食品事業者等の更なる信頼を確保することを目的に、GAP（農業生産工程管理）^{*7}の取組を推進し、GAP取組産地数は平成25年度末で81産地となりました。
*7 GAP（農業生産工程管理）：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。
- 効率的な施肥管理を行うことで土壌環境負荷低減や肥料コストの低減が可能となる補給型施肥の普及拡大を推進し、この結果、補給型施肥導入に取り組む産地は57産地となりました。
- 酪農の堆肥適正還元に対する交付金や畜産公共事業による臭気対策を備えた畜舎整備などの国事業を活用し、環境への負荷軽減対策を促進しました。
- 農業集落排水施設などの污水处理施設に係る事業へ財政的支援を行い、農業集落における生活環境基盤の整備を促進しました。
- 森林資源の循環利用を図るため、伐採跡地への再造林や間伐等の森林整備を促進しました。
- 製材工場と工務店等とのマッチングによる県産材の利用促進に取り組むとともに、未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用や木質バイオマス燃焼機器設置事業者による排出量取引等への参加支援に取り組みました。
- 漁業資源の持続的利用に向け、漁協等において資源管理計画を策定し、計画数は累計で143件となりました。
- 東日本大震災津波や原子力発電所事故の影響により、首都圏や北海道、関西の学校からの体験型教育旅行受入学校数が減少したことから、受入地域の協議会や観光団体、県等が連携し誘致活動等に取り組みました。
- 木炭の高品質な製炭技術の継承や、意欲ある担い手の育成、販路拡大のための流通関係者との意見交換により、安定的・持続的な生産に向けた取組を推進しました。

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	現 状 (H25年度)	目標値 (H27年度)	区分	到達度	標準到達 レベル
82	◎環境保全型農業実践者数	人	22,300	29,047	30,000	○	87.6%	66.7%
83	★環境保全型農業に取り組む産地数	産地	(H22) 33	55	71	●	57.9%	66.7%
84	漁場環境保全士の認定	人	28	-	設定しない			
85	間伐実施面積 (No.19再掲)	ha	12,139	7,116	11,000	●	64.7%	100.0%
86	★産業分野の木質バイオマス導入事業者数 (No.20再掲)	事業者	(H22) 17	23	(H26) 30	●	46.2%	66.7%
87	ペレットの利用量 (No.10再掲)	トン	3,937	5,403	(H26) 5,100	○	126.1%	80.0%
88	★チップの利用量 (No.11再掲)	トン	1,277	8,796	(H26) 10,000	○	86.2%	80.0%
89	グリーン・ツーリズム交流人口	万人	440	450	設定しない			
90	★体験型教育旅行受入学校数	校	(H22) 364	246	(H26) 360	●	68.3%	75.0%

3 環境に関する科学技術の振興

- 県環境保健研究センターでは、大学等の関係機関と共同で、バイオマス燃料を活用した新エネルギー開発に取り組みました。
- 県工業技術センターでは、下水汚泥焼却灰をアスファルト材料やリチウムイオン2次電池材料に活用するための研究開発に取り組みました。
- 県農業研究センターでは、天敵や光反射資材を利用した野菜や果樹の害虫防除法の開発などに取り組みました。
- 県農業研究センター畜産研究所では、県工業技術センター等と共同で、空気清浄機能を有する畜舎用換気装置の開発と実用化に取り組みました。
- 東日本大震災津波からの復興に向け、海洋研究機関等との連携活動の促進や産学連携による研究活動の支援に取り組みました。
- 東日本大震災津波による漁場や海洋資源への影響を把握するため、漁場環境調査や資源量調査等を実施しました。

【主な課題と今後の取組】

- 環境関連産業の振興のため、「産業・地域ゼロエミッション推進事業」の有効活用等により事業者等の3Rの取組を支援します。
- 体験型教育旅行実施学校数の震災前の水準への早期の回復を目指し、観光団体等と連携し県外でのPR活動を実施するとともに、緊急時にも安全を確保することができる受入体制の構築に向けた受入技術向上研修会を開催します。
- 農産物の安全性や品質向上、消費者や食品事業者等の更なる信頼確保を目指し、GAP（農業生産工程管理）の取組を推進します。
- 土壌環境負荷低減や肥料コストの低減につながる補給型施肥の更なる導入に向け、実証圃の設置や研修会を開催し、関係機関とともに補給型施肥導入産地の拡大を図ります。
- 環境負荷を低減するために開発された農業技術について、各地域における実証等の成果を踏まえ、生産現場に対し速やかに普及を図ります。
- 堆肥処理やエネルギー利用による家畜排せつ物の地域循環型の取組を促進するため、更なる耕畜の連携や施設整備の補助事業導入を支援します。
- 県産材の利用を促進するため、県産材を活用した住宅を提案する、いわて森の棟梁の育成に取り組むとともに、木質バイオマスエネルギーの大口の需要先として期待される産業分野への利用拡大や排出量取引等への参加促進に取り組みます。
- 森林資源の循環利用を図るため、引き続き搬出間伐等の適切な森林整備を促進します。
- 環境との調和に配慮した水産業の本格復興を推進するとともに、関係団体等と連携し、漁業資源の持続的利用や漁場環境の回復・保全に取り組みます。

第2章 平成25年度 いわたの水を守り育てる施策の実施状況について

1 水環境の保全及び水資源の確保に関する施策

■ 河川整備、森林整備等を実施したほか、水環境のモニタリング等を通じた水質監視、汚水処理施設の整備による生活雑排水対策等に取り組んだ結果、健全な水環境が維持されました。

(1) 水環境の保全・水資源の確保（環境生活部、県土整備部）

ア 公共用水域及び地下水の水質保全
247地点の公共用水域、173井戸の地下水質の水質測定を実施しました。

＜主な事業＞
水質保全対策費

イ 北上川清流化確保対策
旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において処理を実施しました。

＜主な事業＞
休廃止鉱山鉱害防止事業費

ウ 工場・事業場監視
公共用水域及び地下水の水質保全のため、有害物質を使用し、又は排水量が多い工場・事業場の排水の検査を行い、排水基準を超過するなど違反が認められた場合、改善を指導しました。

＜主な事業＞
水質保全対策費

エ ダイオキシン類環境モニタリング
大気、公共用水域及び地下水におけるダイオキシン類の常時監視等を行い、環境基準達成率は99.1%でした。

＜主な事業＞
化学物質環境対策費

オ 水道水源の水質監視
県内4市2町の水道水源6地点において、クリプトスポリジウム及びジアルジアの水質検査を実施し、水道水源の水質について監視を行いました。平成25年度の検査において、クリプトスポリジウム等が検出された地点はありませんでした。

＜主な事業＞
水質検査費

カ 汚水処理施設の整備
下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を進めたことにより、水洗化人口が72千人分増加し、生活雑排水が適正に処理されて川などに流

れるようになりました（H20：818千人⇒H25：890千人）。



復旧後の大船渡浄化センター

キ 放射性物質モニタリング
公共用水域（河川42地点、海域2地点、海水浴場3地点）及び地下水（22地点）の水質測定等を実施しました。

その結果、放射性ヨウ素については、全地点において不検出でした。放射性セシウムについては、公共用水域等の水質全地点で不検出となっていますが、河川の底質及び河川敷土壌で検出されています。しかし、その濃度は昨年度に比べ低下傾向にあります。また、周辺環境の空間線量率についても、県で測定している一般環境と同程度であり、全体としては低下傾向を示しています。

また、盛岡市及び放射性物質特措法に基づく汚染状況重点調査地域である一関市、奥州市、平泉町の水道水の放射性物質濃度を測定しました。平成25年度の調査では、放射性ヨウ素及び放射性セシウムは全地点で不検出でした。

(2) 河川などの生態系の維持及び多様な生物が生息できる親水空間の創造

(県土整備部、農林水産部、環境生活部)

ア 多自然川づくりの取組

河川の維持・改修工事等において、河川が本来持つ多様な生物の生息・生育環境及び良好な水辺空間の保全と創出を図る「多自然川づくり」を実施しました。

＜主な事業＞
広域河川改修事業
総合流域防災事業

環境との調和に努めました。

また、中山間地域等直接支払交付金を活用し、水路・農道の管理など地域の共同取組活動を支援しました。

＜主な事業＞
農業農村整備事業
中山間地域等直接支払事業

イ 生物多様性に配慮した農村環境の整備

農業農村整備事業の実施に当たっては、振興局等に設置している公共事業等に係る「希少野生動植物調査検討委員会」において、学識経験者の助言を受け、事業計画区域内に生息する希少野生動植物等の状況確認のほか、必要に応じて動物の移送や植物の移植など、希少野生動植物の生息環境を維持・形成する取組を推進し、

ウ 希少野生動植物の保護

平成14年に指定した指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しました。

＜主な事業＞
条例指定種等保護事業費

(3) 森林及び水田が持つ水源かん養機能の維持及び増進 (農林水産部)

ア 森林の環境保全の向上

森林の水源かん養機能を維持増進するため、伐採跡地の再造林や間伐等への支援、県有林の整備を実施しました。

中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の農業者等による耕作放棄の発生防止活動や水路、農道等の管理活動等により、水源かん養や洪水防止等の多面的機能を維持しています。

イ いわて環境の森の整備

「いわての森林づくり県民税」を活用し、水源のかん養や県土の保全等の公益的機能の維持増進のため、管理不十分な人工林の混交林誘導伐等を実施しました。

オ 農地、農業用水等の保全

農業用水を安定的に供給するためには、農地の水源かん養機能の維持増進が必要なことから、地域協働による農地・農業用水など地域資源の保全活動を支援しました。

ウ 環境保全型農業の普及

環境に配慮した持続的な農業を広く普及定着させるため、水田での農薬、化学肥料の使用量を削減する営農活動の支援を実施しました。

＜主な事業＞
農地・水保全管理事業

エ 中山間地域等における多面的機能の維持

(4) 都市部の道路又は公園における雨水の浸透面の保全等 (県土整備部)

御所湖広域公園などにおいて植栽や緑化等を実施し、公園における雨水の浸透面の保全等を行いました。

＜主な事業＞
広域公園整備事業



御所湖広域公園 町場地区

2 効率的で持続的な水の利用を推進する施策

■ 水道水の安定供給や水質の安全確保を図るため策定した「いわて水道ビジョン」等に基づき、水道事業者への支援を行ったほか、その他の用水において合理的・効率的な水の利用を促進する取組を行いました。

(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的又は効率的な利用

(環境生活部、農林水産部、企業局、県土整備部)

ア 「いわて水道ビジョン」の推進

水道水の安定供給や水質の安全確保を図るため策定した「いわて水道ビジョン」及び国が策定した「新水道ビジョン」に基づき、安全で安定した水道水の供給のため、国庫補助事業を活用した水道施設の耐震化、アセットマネジメントの実施による水道事業の適正な運営等について、水道事業者への支援を行いました。

効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入を進めました。

<主な事業>

小水力発電エネルギー利活用可能性事業
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

イ 農業水利施設の整備

農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設を整備したほか、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。

エ 工業用水

施設の改良・修繕を計画的に実施しながら、良質な水質の工業用水を工業団地に供給しています。

さらに、将来にわたる安定供給の維持が図られるよう、送配水管等の施設の老朽化対策を進めています。

<主な事業>

かんがい排水事業
基幹水利施設ストックマネジメント事業

オ 下水熱の活用

下水熱を回収し、盛岡駅西口地区に空調用冷温水を供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施し、下水が持つエネルギーの効率的な利用を図っています。

ウ 農業用水の活用

農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有

(2) 地下水及び河川水の適切な利用 (農林水産部、県土整備部)

ア 河川水の適切な利用

県が所有する農業水利権について、営農状況の変化等に応じた見直しを行いました。

調査・調整を行い、適正な管理及び許認可を実施しました。

イ 河川の適切な管理

県が管理する311河川について、ダムや主要河川において流量観測を実施し、河川水量を的確に把握するとともに、河川水の利用について

<主な事業>

土地改良事業調査
河川管理事務

(3) 節水型の機器・設備の導入促進 (環境生活部)

環境学習交流センターの環境企画展において、企業協力のもと節水型シャワーの展示など節水型機器の導入促進について普及啓発を行いました。



環境学習交流センターでの展示の様子

3 水の有効利用を推進する施策

■ 県の公共施設整備等において水の有効利用を行う設備の率先導入と情報発信を行うとともに、水需給の動向調査を実施するなど、県内への普及啓発や調査等に取り組みました。

(1) 公共施設等における雑用水・雨水設備の導入促進と情報発信（環境生活部ほか）

ア 盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」において、雨水利用や中水道利用施設等を導入するとともに、ホームページや県民向けの施設見学において紹介するなど普及啓発を行っています。



アイーナ施設見学

イ 二戸地区合同庁舎において雨水貯留施設を設け、トイレの洗浄水として利用するなど率先導入を行っています。



雨水貯留施設（二戸地区合同庁舎）

(2) 温泉水、雪及び氷の特性を活かした地域の取組の奨励（環境生活部）

近年では、雪自体の持つ冷熱エネルギーを有効なエネルギー源と捉え活用が進められており、導入し

た施設の取組をホームページで紹介するなど、普及啓発を行っています。

(3) 水の有効利用に関する技術開発及び調査研究の推進（環境生活部）

県内及び全国の水需給の動向を把握し、将来的な水需給計画の基礎資料とするため、全国水需給動向

調査などを行っています。

4 水の価値を再認識するための施策

■ 県民・事業者等が実施する活動に対する顕彰として「水と緑を守り育てる活動知事感謝状」を4団体に贈呈したほか、水生生物調査等を通じた親水・水の価値の再認識の取組を推進し、参加者数で全国3位を維持するなど活発な活動が展開されました。

(1) 生態系の調査及び保護に関する情報の発信（環境生活部）

ア 県内の116河川179地点において、地域の小学校や環境保全団体の4,543名が「水生生物による水質調査」を実施しています（本県の参加者数は、岐阜県、愛知県に次いで全国3位）。県でも、振興局の担当者による支援や講師派遣等により実施を支援するとともに、その結果を「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」としてまとめ、関係機関や参加団体等に広く配布し、周知を行っています。

イ 公共用水域・地下水等の水質やダイオキシン類の測定を実施するとともに、結果をホームページや環境報告書上で公表しました。

＜主な事業＞
環境保全対策費（水生生物調査）
水質保全対策費

(2) 学校及び家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励（教育委員会、環境生活部、農林水産部）

ア 学校における環境教育の推進

学校における環境教育は、関係教科、特別活動や総合的な学習の時間において、それぞれの教科・科目等の目標に即して取り上げられています。

学校ごとに地域の河川等の清掃活動やそれに関わる調査活動等を通して地域の水について学ぶとともに、よりよい環境づくりを目指した実践が行われています。

イ 環境学習の支援

盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」内に設置している「環境学習交流センター」において、地域の自然体験・環境学習等への講師派遣や、環境学習広報車を活用し、地域に向いて環境学習を行う「出前環境講座」等により、学校・地域における環境学習の取組を支援しています。

また、学校における環境学習の支援を図るため、北東北3県の環境に関する児童向け環境副読本を作成し、県内の小学校5年生全員に配布し、水の大切さや地域の環境調査等を紹介しています。



環境副読本（表紙）

<主な事業>
環境学習交流センター管理運営費
環境王国を担う人づくり事業費

ウ 水生生物調査

小中学校や地域の団体に対し、水生生物調査への参加の呼びかけを行うとともに、出前講座の実施等を行い、水環境への関心を高めるよう支援しました。



水生生物調査

<主な事業>
環境保全対策費（水生生物調査）

エ 農業農村整備事業における生きもの調査

農業農村整備事業の計画・実施区域内において、農家や地域住民の参加による生きもの調査を行い、農業・農村が有する多面的な機能についての理解の促進と普及啓発に努めました。

<主な事業>
農業農村整備事業

オ 水の作文コンクール

中学生を対象に水の作文コンクールを実施し、9校から162作品の応募がありました。このうちから、優秀賞3作品と佳作7作品を表彰しました。また、この優秀賞作品の中から全国の最優秀賞（国土交通大臣賞）が選ばれました。この結果は、文集として関係者へ配付し、県のホームページで公開するとともに、新聞報道等により広く周知されています。

(3) 県民及び事業者が実施する水環境の保全等の活動に対する顕彰（環境生活部、県土整備部）

ア 環境大臣表彰

永年にわたる活動の実績が認められ「平田裕彌（釜石市）」氏が地域環境保全功労者表彰を、「御所湖の清流を守る会（盛岡市）」が地域環境美化功績者表彰を受賞しました。

イ 環境保全活動表彰

永年にわたり環境保全活動等に取り組んでいる1団体・4個人に対し知事表彰の贈呈を行いました。

ウ 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

条例に基づき創設した表彰制度により、4団体に対し知事感謝状を贈呈しました。

エ 河川愛護団体等への感謝状贈呈

地域で継続して河川環境の維持保全に貢献している県内の1団体に対し、知事から感謝状の贈呈を行いました。

オ 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

長年にわたり継続して「水生生物による水質調査」活動を行っている学校に対し感謝状の贈呈を行いました。



水と緑を守り育てる活動知事感謝状贈呈式

(4) いわたの水の価値等に関する情報の発信（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

ア 昭和60年に岩手県が選定した県内の優れた水環境「いわての名水20選」と平成の名水百選（平成20年度環境省選定）について、各種イベント等でPRしました。

水質保全活動の歴史については、北上川清流化確保対策に関するパネル・パンフレット等により、イベント等を通じて情報発信を行いました。



名水マップ



名水 久慈 不老泉

ウ 溪流でのシャワークライミングや手づかみによる魚とりなど、水辺環境等の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの取組について、周知を図っています。



シャワークライミング（久慈市）

エ 県内の親水公園や多自然川づくりの事例について、ホームページ上で紹介しています。

イ ホームページ「いわての文化情報大事典」において、「自然文化」「いわての川と暮らし」として、北上川と馬淵川の流域の歴史、特徴、出来事等を紹介しています。

<主な事業>

いわて文化芸術王国構築事業

5 その他の施策

■ 事業者等が県民と環境情報を共有するリスクコミュニケーションの取組を進めたほか、様々な機会を活用し情報交換や普及啓発活動に取り組みました。

(1) リスクコミュニケーションの促進（環境生活部、農林水産部）

ア 地域で事業を実施する企業の環境配慮の取組について、住民・行政と情報を共有する環境コミュニケーションについて、行政が支援を行います。13企業が自主的に環境報告会を開催しています。県も企業向けのセミナーや研修会等を開催し、これらの取組を支援しています。

＜主な事業＞
化学物質環境対策費（環境コミュニケーション推進費）

イ 県内の河川の流域ごとに行政・事業者・NPO・環境保全団体等からなる流域協議会を設置し、流域ごとの水環境のあり方や、環境保全について定期的に情報交換・協議が行われています。

また、流域協議会が主体となった地域の研修会や報告会などが県内各地で開催されました。

＜主な事業＞
水と緑の活動促進事業費

ウ 農薬適正使用の研修会開催や農薬管理使用アドバイザーを新規に90名認定（累計1,240名）する等の指導啓発活動を行い、広く農業者や販売業者等の農薬に対する適正使用・管理意識の向上を図りました。

また、畜産業者に対して、家畜排泄物の適切な処理についての巡回指導や処理施設整備の支援を実施しています。

(2) 県民への普及啓発・環境保全活動の促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

ア 森川海事例集のホームページ掲載や各流域の協議会の活動支援をすることにより、県民の環境保全活動への意識向上を図っています。

＜主な事業＞
水と緑の活動促進事業費

イ 「環境学習交流センター」による講師派遣や出前環境講座、中学生を対象とした水の作文コンクールを開催するなど、環境意識の向上を図っています。

＜主な事業＞
環境学習交流センター管理運営費
水利用対策費

＜主な事業＞
ふるさと水と土保全対策事業

オ ダムや農業用水路など農業水利施設が持つ多面的機能の理解を深めるため、イベント等普及啓発活動を支援しました。

カ 農業・農村が有する多面的機能の維持・増進を図るため、地域協働による農地・農業用水など地域資源の保全活動を支援しました。

＜主な事業＞
農地・水保全管理事業
ふるさと水と土保全対策事業

キ 河川や海岸の清掃・美化活動等を行うボランティア団体37団体に対して、物品支給などの支援を実施しました（※海岸は東日本大震災津波の影響により活動無し）。

＜主な事業＞
いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度

ウ 農業に関わる偉人や先人たちの功績や農業・農村の歴史を紹介する「農業農村整備紙芝居」を上演するなど、農地や農業用施設の重要性についての理解促進と普及啓発を図りました。

エ 地域住民や企業等が、農業水利施設の管理者である土地改良区等と施設管理協定（アドプト協定）を締結し、地域が主体となった環境保全活動を実施しました。

ク 花巻市、北上市の広報への掲載をはじめ、油流出事故による河川の汚染を防止するための活動を行いました。



油流出事故防止啓発チラシ

また、植樹を行う市町村や団体に対して苗木を提供するなど、環境保全活動を支援しました。



植樹活動支援事業

＜主な事業＞
油流出事故防止キャンペーン
植樹活動支援事業

いわての水を守り育てる条例 関連事業・取組一覧

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) H26当初予算額 (千円)	(事業の場合) H25当初予算額 (千円)	関係室課名	
第8条 水環境の保全および水資源の確保に関する施策	(1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が息できる親水空間の創造	・公共用水域及び地下水の水質保全 公共用水域水質及び地下水質の常時監視や工場、事業場の監視・指導等を実施	水質保全対策費	62,338	60,774	環境保全課
		・ダイオキシン類環境モニタリング事業 公共用水域及び地下水におけるダイオキシン類の濃度を調査測定	ダイオキシン類環境モニタリング事業	14,400	15,254	環境保全課
		・北上川清流化確保対策 田松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において坑廃水処理を実施	休廃止鉱山鉱害防止事業費	604,738	583,507	環境保全課
		・休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助 義務者存在の休廃止鉱山の坑廃水処理費に対し補助	休廃止鉱山坑廃水処理事業費	17,873	12,870	環境保全課
		・水道水源の水質監視 水道水質管理計画に基づき水道水源における農業などの水質検査を実施	水質検査費	3,885	3,999	県民くらしの安全課
		・放射性物質モニタリング 水道水や土壌等の放射性物質を測定し、県民へ情報提供を実施	環境放射能モニタリング強化費	4,718	4,724	環境保全課
		・畜少野生動植物の保護 畜少野生動植物の保護の必要性について、県民等の理解を深めるため、適切な措置を講ずる 山町村が行う畜少野生動植物の保護に関する施策を支援	条例指定種等保護事業費	996	678	自然保護課
		・多自然川づくりの推進 県管理河川の改修及び維持管理等に際し、河川の豊かな自然環境の保全・創出を行う取組を推進 多自然川づくり学校、岩手の「いい川」づくり研修会なども開催	(河川事業・河川管理事務全般での取組)	—	—	河川課
		・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：水路・農道等の維持・管理	中山間地域等直接支払事業費	2,630,588	2,603,712	農業振興課
		・農業農村整備事業(全般) 実施にあたっては、生物多様性保全など環境との調和に配慮し事業を実施	—	—	—	農村建設課
		・団体畜産経営環境整備事業 汚水等の流出を防止するための家畜排せつ物処理施設等整備を支援	団体畜産経営環境整備事業	228,883	0	畜産課
		・流域下水道建設事業費 下水道整備により、未処理家庭雑排水の削減を図る	流域下水道建設事業費	4,060,370	2,877,700	下水環境課
		・農業集落における汚水処理 水流入を促進するために山町村が行う事業へ補助し、未処理家庭雑排水の削減を図る	農業集落排水推進事業費補助 小規模農業集落排水推進事業費補助	173,770	10,343	下水環境課
		(2) 森林および水田が持つ水源かん養機能の維持および増進	【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 水田の耕作放棄を防止し、農業生産活動を通じた水源涵養機能の維持・増進を図る ・環境と共生する産地づくり確立対策事業 環境保全型農業の普及を進めるとともに、農業者と消費者の双方間コミュニケーションにより、安全・安心のきずなづくりを促進 ・農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施 ・いわて環境の森整備事業 水源のかん養や県上の保全等に重要な森林の混交林誘導伐を実施 ・保安林強化事業 保安林制度の普及啓発の実施や、保安林の配備と管理を推進 ・森林整備事業補助費 森林の持つ水土保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進 ・森林・林業再生基盤づくり交付金事業(間伐等森林整備推進事業) 間伐の遅れている森林の解消を図るため、路網の整備や高性能林業機械の導入を支援 ・森林整備加速化・林業再生事業費(間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助) 森林整備加速化・林業再生事業費(間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助) 手入れが遅れている森林の間伐と、間伐に必要な林内路網整備を支援	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,630,588	【再】2,603,712
環境と共生する産地づくり確立事業	98,502			104,247	農業普及技術課	
農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金	1,192,308			697,300	農村建設課	
いわて環境の森整備事業	660,614			659,806	林業振興課	
保安林強化事業	36,585			45,162	森林保全課	
森林整備事業補助費	700,918			696,926	森林整備課	
森林・林業再生基盤づくり交付金事業(間伐等森林整備推進事業)	0			39,375	森林整備課	
森林整備加速化・林業再生事業費(間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助)	605,908			644,448	森林整備課	
・公園・緑地の整備により、都市部における雨水の浸透面の保全の確保(御所湖広域公園)	広域公園整備事業			178,610	129,260	都市計画課
(3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向上						

いわての水を守り育てる条例の実施状況

IV

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) H26当初予算額 (千円)	(事業の場合) H25当初予算額 (千円)	関係室課名		
第9条 効率的で持続的な水の利用を推進する施策	(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用を推進する施策	いって水道ビジョンの推進 水道水の安定供給や水質の安全確保を図るため、いって水道ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づき生活用水の合理的・効率的利用を促進	—	—	—	県民くらしの安全課	
		・利水調整 ・工業用水道事業の経営健全化支援	工業用水道事業会計貸付金	0 (1126千円当りなし)	0 (1125千円当りなし)	環境保全課	
		・新岩手県水需給計画 ・全県水需給動態調査 ・湯水情報連絡会議 ・利水調整	水利用対策費 水資源確保対策費	1,144	1,226	環境保全課	
		【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,630,588	【再】2,603,712	農業振興課	
		・かんがい排水事業 農業用水の安定供給を図るため、農業用水路等の整備を実施	かんがい排水事業	218,000	477,000	農村建設課	
		・基幹水利施設ストックマネジメント事業 基幹的な農業水利施設について、劣化状況に応じた機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施	基幹水利施設ストックマネジメント事業	611,000	580,000	農村建設課	
		・土地改良事業調査 水田の排水整理や用排水路などの整備に係る調査を実施	土地改良事業調査(事業計画)	354,740	159,600	農村計画課	
		・小水力発電エネルギー利活用可能性事業費 農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入に向けた可能性調査を実施	小水力発電エネルギー利活用可能性事業費	10,000	15,000	農村計画課	
		・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備を設置	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	100,500	123,000	農村建設課	
		・下水熱を回収し、盛岡県西11地区に空調用冷温水を製造・供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施	—	—	—	下水環境課	
		・流域下水道建設事業費 下水処理の放流渠の落差を利用した発電施設の整備	流域下水道建設事業費	—	—	下水環境課	
		・計画的な施設の改良・修繕を行うことにより、クリーンな電力と良質の工業用水の安定供給を確保	電気事業 工業用水道事業	—	—	企業局 経営総務室	
		(2) 地下水および河川水の適切な利用	・工業用水道事業の事業計画調査等(地下水含む)	—	—	—	環境保全課
			・農業水利管理調査 河川から取水するための県有水利権について、営農状況等に応じた見直しを実施	土地改良事業調査(農業水利管理調査)	15,700	28,700	農村計画課
【再掲】 ・森林整備事業補助費 森林の持つ土壌保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進	【再掲】森林整備事業費補助		【再】700,918	【再】696,926	森林整備課		
【再掲】 ・森林・林業再生基盤づくり交付金事業(間伐等森林整備推進事業) 間伐の遅れている森林の解消を図るため、路網の整備や高性能林業機械の導入を支援	【再掲】森林・林業再生基盤づくり交付金(間伐等森林整備推進事業)		【再】0	【再】39,375	森林整備課		
【再掲】 ・森林整備加速化・林業再生事業費(間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助) 手入れが遅れている森林の間伐と、間伐に必要な林内路網整備を支援	【再掲】森林整備加速化・林業再生事業費(間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助)		【再】650,908	【再】644,448	森林整備課		
(3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進	・河川の流水古川の管理 河川法に基づき、県管理河川における河川水の利用(古川)について、種々の調査及び調整を行い、適正な管理及び許認可事務を実施	(河川管理事務)	—	—	河川課		
	・河川流量の観測 県管理河川の河川水量を的確に把握するため、ダムや県内主要河川において河川流量観測を実施	—	—	—	—		
第10条 水の有効利用を推進する施策	(1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進	—	—	—	—		
	(2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進	個別施設等における対応				—	
	(3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及	【再掲】 ・水に関する普及啓発を実施 新岩手県水需給計画等	—	—	—	環境保全課	
	(4) 温泉水、雪および水の特徴を生かした地域の取組の奨励	・新エネルギー、省エネルギーとしての普及啓発を実施	—	—	—	環境生活企画室	
	(5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進	・新エネルギー、省エネルギーとしての普及啓発を実施	—	—	—	環境生活企画室	
		【再掲】 ・全県水需給動態調査	【再掲】水利用対策費	【再】800	【再】800	環境保全課	

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) H26当初予算額 (千円)	(事業の場合) H25当初予算額 (千円)	関係室課名	
第11条 水の価値を再認識するための施策	(1) 生態系の調査および保護に関する情報の発信	・公共用水域水質、地下水の水質測定結果を公表	【再掲】水質保全対策費	【再】62,338	【再】60,774	環境保全課
		・公共用水域水質、地下水のダイオキシン類の調査測定結果を公表	【再掲】ダイオキシン類環境モニタリング事業	【再】14,400	【再】15,254	環境保全課
		・いわてレポデータブックの掲載種を対象とした生息状況調査(追跡調査)を行い、必要に応じて随時改訂を実施	【再掲】条例指定種等保護事業費	【再】996	【再】678	自然保護課
	(2) 学校および家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励	・環境学習交流センターにおける講師派遣、出前環境講座や各種講座の開催などによる支援	環境学習交流センター管理運営費	22,579	21,885	環境生活企画室
		・北東北三県合同による環境副読本の作成による学校における環境学習の奨励	環境王国を担う人づくり事業費	3,476	1,454	環境生活企画室
		・環境学習応援隊の登録及び周知により地域・家庭における環境学習の支援	環境王国を担う人づくり事業費	3,476	1,454	環境生活企画室
		・水生生物調査の奨励 小中学校等団体に対する水生生物調査への参加呼びかけ、出前講座の支援等による支援	環境保全対策費(水生生物調査)	1,342	1,413	環境保全課
		・こどもホタレンジャー(環境省事業)への参加奨励	—	—	—	環境保全課
		・田んぼの生きもの調査 農業農村整備事業の計画・実施地区内において、農家や地域住民に対し、生きもの調査を通じた農村環境保全に関する意識啓発活動を実施	—	—	—	農村計画課
	(3) 県民および事業者が実施する水環境の保全および水資源の確保に関する活動ならびに水の有効利用に関する顕彰	・環境保全活動表彰(知事表彰) 毎年度、永年にわたり環境保全活動を実施している団体を表彰(環境保全、環境美化、水資源など5部門)	水と緑の活動促進事業費	690	732	環境生活企画室
		・水と緑を守り育てる活動を実施している地域の中心的団体へ感謝状を贈呈	水と緑の活動促進事業費	690	732	環境生活企画室
		【再掲】 ・水生生物調査の永年調査団体への感謝状の贈呈	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)	【再】1,342	【再】1,413	環境保全課
		・水に関する普及啓発を実施 水資源功績者表彰等	【再掲】水利用対策費	【再】800	【再】800	環境保全課
		・河川愛護団体等への感謝状贈呈 河川環境の美化保全等に顕著な功績があった個人又は団体に対し、知事又は広域振興局長から感謝状を贈呈	河川愛護団体育成事業	100	100	河川課
		(4) いわての水の価値、水文化および水質保全活動の歴史に関する情報の発信	・いわての文化情報大辞典において、「自然文化」、いわての川と暮らしとして北上川と馬淵川の流域の歴史、特徴、出来事等を紹介	いわて文化芸術王国構築事業	1,130	1,617
・いわての名水選定・情報発信 県内のすぐれた水環境をいわての名水20選として選定、パンフレット作成、イベントでのPRを実施	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)		【再】1,342	【再】1,413	環境保全課	
・水生生物調査マップの作成・配布	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)		【再】1,342	【再】1,413	環境保全課	
・北上川清流化確保対策に関するパンフレット作成、イベントでのPRを実施	【再掲】休廃止鉱山鉱害防止事業費		【再】604,738	【再】383,507	環境保全課	
(5) 水辺景観の保全に関する情報の発信	・いわての水道概況の作成、情報発信	水道施設等指導監督費	872	921	県民くらしの安全課	
	・多自然川づくりの情報発信 県管理河川における多自然川づくり事例を、河川課ホームページで紹介	—	—	—	河川課	
その他の施策	第6条の2 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得よう努める。	・流域協議会の運営支援 各流域における協議会において、情報共有・優良事例の紹介などを通じて、流域における水環境保全活動等の活性化を図る	【再掲】水と緑の活動促進事業費	【再】690	【再】732	環境生活企画室
		・森川海事例集のHP掲載 各地域で行われる先進的・特徴的な水環境保全活動等を紹介し、県民への活動に対する理解と促進を図る	化学物質環境対策費(環境コミュニケーション推進費)	424	820	環境保全課
	・環境コミュニケーション(企業と住民による環境対話)の推進 環境報告会開催企業への支援や企業向け研修会、セミナーを開催	化学物質環境対策費(環境コミュニケーション推進費)	424	820	環境保全課	
	・環境影響評価制度の適切な運用 事業者に対し、環境影響評価法又は若手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書等の公告・縦覧、並びに環境影響評価準備書の関係地域内における説明会の開催に関する指導を実施	環境影響評価制度推進費	2,304	2,868	環境保全課	
	・公害防止協定等の締結の推進 事業者と住民との環境保全に関する合意形成を図る	【再掲】化学物質環境対策費(環境コミュニケーション推進費)	【再】424	【再】820	環境保全課	
	・農業適正販売・使用推進事業費(農業展示場設置費) 効果的・効率的な防除が図られる新たに登録された農業について、実証を行い、適正な農業使用の普及を図る	農業適正販売・使用推進事業費	936	899	農業普及技術課	
	・農業安全使用対策指導 環境負荷低減のため、農業使用者に対する農業の適正使用・管理指導を実施	農業安全使用対策指導費(一般行政経費)	5,763	5,870	農業普及技術課	
・家畜排せつ物法の遵守に関する指導 畜産事業者に対し、家畜排せつ物の適切な処理に関する指導を実施	—	—	—	畜産課		

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) H26当初予算額 (千円)	(事業の場合) H25当初予算額 (千円)	関係室課名	
その他の施策 (続き)	第7条の2 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努める。	【再掲】 ・環境学習交流センターによる環境学習・環境保全活動支援 ・子どもエコクラブなど環境施策の普及・啓発	【再掲】環境学習交流センター管理運営費	【再】22,579	【再】21,885	環境生活企画室
		【再掲】 ・水に関する普及啓発を実施 ・中学生水の作文コンクール	【再掲】水利用対策費	【再】800	【再】800	環境保全課
		【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 ・中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,630,588	【再】2,603,712	農業振興課
		・農業用水の重要性に関する意識啓発 ・農業用水の大切さを啓発するため、農業用水に関わる偉人や、先人達の苦勞などを紹介する農業農村整備紙芝居を年5回ほど上演	—	—	—	農村計画課
		・農業用水利施設等の保全活動の促進 ・地域住民や企業等が、施設管理者である土地改良区等と施設管理協定(アドプト協定)を締結し、農業用水利施設の保全活動を実施	ふるさと水と土保全対策事業	8,463	9,584	農村建設課
		【再掲】 ・農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金 ・農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	【再掲】農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金	【再】1,192,308	【再】697,300	農村建設課
		・いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業 ・河川の清掃・美化活動等を行うボランティア団体に対し、物品支給等の支援を実施	いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業	4,865	4,535	河川課
		・汚水処理の普及啓発事業 ・水の循環や汚水処理の大切さを周知するため、主に小学生を対象とした出前講座を開催	—	—	—	下水環境課
		・水源涵養や森林資源を確保する取り組みとして、植樹活動を行う団体に対して苗木等を支援 ・施設見学会を通じて、クリーンな水力発電や工業用水の役割に関する啓蒙・普及 ・油漏れ流出事故による河川等の汚染を防止するためのキャンペーンの実施	施設見学会等関係部分抜粋	9,167	4,805	企業局 経営総務室
		第7条の3 県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努める。	【再掲】 ・いわての文化情報大辞典において、「自然文化」、「いわての川と暮らし」として北上川と馬淵川の流域の歴史、特徴、出来事等を紹介	【再掲】いわて文化芸術王国構築事業	【再】1,130	【再】1,617
【再掲】 ・いわての名水選定・情報発信 ・県内のすぐれた水環境をいわての名水20選として選定。HP等でのPRを実施	—		—	—	環境保全課	
第7条の4 県民は、森林や水田の持つ水源のかん養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努める。	・水源地域整備計画地域対策の取りまとめ ・水源地域整備計画の策定及び水源地域に係る整備事業の実施状況取りまとめ	【再掲】水資源確保対策費	【再】344	【再】426	環境保全課	
	【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 ・中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 ・水田の耕作放棄を防止し、農業生産活動を通じた水源涵養機能の維持・増進を図る また、毎年度6月に本制度の実施状況を県民に公表	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,630,588	【再】2,603,712	農業振興課	
	・環境と共生する産地づくり確立事業 ・環境保全型農業の普及を進めるとともに、農業者と消費者の双方向コミュニケーションにより、安全・安心のきずなづくりを促進	環境と共生する産地づくり確立事業	【再】98,502	【再】104,247	農業普及技術課	
	【再掲】 ・農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金 ・農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	【再掲】農地・水保全管理事業、農地維持支払交付金	【再】1,192,308	【再】697,300	農村建設課	
	・県民参加の森林づくり促進事業 ・地域住民が主体的に取り組む森林づくり、森林学習を支援	県民参加の森林づくり促進事業	19,550	11,000	林業振興課	
・いわて森林づくり推進事業費(いわて森のゼミナール推進事業) ・児童・生徒をはじめ、広く県民を対象に森林・林業に理解を深めるための多様な学習機会を提供	いわて森林づくり推進事業費(いわて森のゼミナール推進事業)	4,659	4,531	森林整備課		

平成25年度「県及び事業者等が実施する水環境の保全等の活動に対する顕彰」表彰者一覧

1 環境保全活動表彰

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
【環境保全部門】 大沢農村振興会	洋野町	昭和58年に地区全世帯を会員として設立以来、川尻川の清掃活動、ほたるの鑑賞会、久慈平岳の登山会などを通じ、自然景観保全意識の高揚に貢献している。また、平成18年には「ふるさとの清流を守り隊」を結成し、自然を守る学習会、食用廃油を活用した石鹸作り、川魚稚魚の放流などを実施し、多くの流域住民及び訪れる町内外の人々の環境保全意識の高揚にも貢献している。
【環境美化部門】 高橋 一夫	盛岡市	平成7年以来長年にわたり、地域及び盛岡市のごみ処理の適正化を図り、地域の生活環境の向上に尽力するなど環境美化活動に寄与し、現在も地域のリーダーとして環境美化活動に取り組んでいる。
【環境美化部門】 関田 元之理	盛岡市	平成8年以来長年にわたり、地域及び盛岡市のごみ処理の適正化を図り、地域の生活環境の向上に尽力するなど環境美化活動に寄与し、現在も地域のリーダーとして環境美化活動に取り組んでいる。
【環境美化部門】 林 國男	盛岡市	平成8年以来長年にわたり、地域及び盛岡市のごみ処理の適正化を図り、地域の生活環境の向上に尽力するなど環境美化活動に寄与し、現在も地域のリーダーとして環境美化活動に取り組んでいる。
【自然保護部門】 遠藤 政一	北上市	平成17年度から現在に至るまで、栗駒国定公園の自然公園保護管理員として自然公園の保護及び適正な利用指導に尽力する等多年にわたり自然保護活動に寄与している。

2 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
川を守る会前郷	紫波町	平成17年に地域住民の賛同を得て会を結成。鮭の遡上やホタルの飛び交う川を求める子ども達が川と親しめる環境を目指し、紫波町内の太田川及び宮手川のゴミ拾いや草刈りなど地元の中高生とその父兄とも協力し、清掃・環境整備に取り組み、水環境の保全に貢献している。
カタクリの会	西和賀町	平成2年から毎月自然観察会を開催。観察会には自然観察指導員も同行し詳細な解説を行うなど充実したプログラムであり、また、地域の環境保全団体の育成にも力をいれるなど地域のリーダー的存在として環境保全意識の醸成に貢献している。
下内野自治会	一関市	平成元年の結成以来、自然豊かな住みよいふるさとづくりに地域一丸となって取り組んでおり、砂鉄川の上流においてカジカの棲める清流にするための石磨き大会や都市部の学生との水環境学習の交流を行うなど、水質保全意識の高揚に貢献している。
鳥海地区振興会	一戸町	平成6年の結成以来、地域の河川の清掃活動を実施。花植えや植樹活動も行うなど地域の中核的団体であり、水環境美化及び地域環境保全意識の高揚に貢献している。

3 河川愛護団体等への感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
広瀬川ボランティアの会	奥州市	平成13年の設立以来、広瀬川の清掃や、草刈りのほか、河川敷の樹木の伐採や、桜の木の植樹など多彩な活動を展開し、河川環境の美化保全に果たした業績は顕著である。

4 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
花巻市立湯口小学校	花巻市	長年にわたり継続して本調査に参加し、環境保全意識の高揚に功績がある。
大槌町立大槌小学校	大槌町	長年にわたり継続して本調査に参加し、環境保全意識の高揚に功績がある。
葛巻町立吉ヶ沢小学校	葛巻町	長年にわたり継続して本調査に参加し、環境保全意識の高揚に功績がある。
遠野市立綾織小学校	遠野市	長年にわたり継続して本調査に参加し、環境保全意識の高揚に功績がある。
岩手県立宮古高等学校	宮古市	長年にわたり継続して本調査に参加し、環境保全意識の高揚に功績がある。

第 2 部

資 料

1 県行政組織

岩手県の環境保全等に関する主な行政機構

(平成 25 年 4 月 1 日現在)



資料

2 県における環境保全関係条例の制定状況

条例名称	制定年月日
岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成10年3月30日
岩手県環境影響評価条例	平成10年7月15日
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	平成13年12月21日
循環型地域社会の形成に関する条例	平成14年12月16日
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例	平成14年12月16日
岩手県産業廃棄物税条例	平成14年12月16日
水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和48年3月30日
岩手県自然環境保全条例	昭和48年12月25日
県立自然公園条例	昭和33年12月26日
温泉法施行条例	平成12年3月28日
岩手県希少野生動物の保護に関する条例	平成14年3月29日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例	平成12年3月28日
浄化槽法施行条例	昭和60年7月12日
新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	平成15年3月19日
岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年10月9日
いわての水を守り育てる条例	平成20年12月12日

3 審議会等の開催状況

(1) 岩手県環境審議会開催状況(平成25年度)

回	開催年月日	主要審議事項
第27回	平成25年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・鳥獣部会報告 ・温泉部会報告 ・平成24年度環境基本計画の進捗状況について ・災害廃棄物処理の現況について ・放射線影響対策に関する取組状況について ・産業廃棄物最終処分場問題の経緯について
第28回	平成26年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県環境審議会運営規程の一部改正について ・大気部会報告 ・水質部会報告 ・自然・鳥獣部会報告 ・平成24年度環境基本計画の進捗状況について ・災害廃棄物処理の現況について ・東日本大震災からの復興の状況について

大気部会

回	開催年月日	主要審議事項
第28回	平成26年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく平成26年度測定計画について ・平成26年度ダイオキシン類に係る調査測定実施計画について

水質部会

回	開催年月日	主要審議事項
第20回	平成26年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度公共用水域水質測定計画及び平成26年度地下水質測定計画について ・平成26年度ダイオキシン類調査測定計画について

自然・鳥獣部会

回	開催年月日	主要審議事項
1	平成25年10月1日	・第4次シカ保護管理計画の作成について ・ニホンジカの狩猟期間の延長及び捕獲等の制限の一部解除について ・鳥獣保護区の変更について

温泉部会

回	開催年月日	主要審議事項
1	平成26年1月27日	・温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可について ・温泉法第11条第1項の規定による動力装置許可について

青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会

回	開催年月日	主要審議事項
	なし	

災害廃棄物処理対策特別部会

回	開催年月日	主要調査事項
	なし	

岩手県環境審議会委員名簿（任期24.4.1～26.3.31）

部会長：◎ 部会長職務代理者：●

区分	氏名	所属及び職	部 会				備 考
			大気	水質	鳥獣	温泉	
委員	青井 俊樹	岩手大学農学部教授			◎		自然・鳥獣部会長
	生田 弘子	カシオペア環境研究会会長		○			
	市原 裕子	岩手県森林・林業会議理事			○		
	伊藤 歩	岩手大学工学部准教授		○		○	
	内澤 稲子	月刊誌編集顧問				○	
	大澤 長嘉	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事				○	
	大塚 尚寛	岩手大学副学長	○			○	会長
	小野寺 キイ子	JA岩手県女性組織協議会役員			○		
	川邊 弥生	(公募委員)			○		
	菅野 範正	(公社)岩手県猟友会副会長兼専務理事			○		
	勝部 修	岩手県市長会会長	○				
	高橋 由一	岩手県町村会副会長		○			
	越谷 信	岩手大学工学部准教授			○	◎	温泉部会長
	坂下 洋子	(公募委員)	○				
	佐藤 きよ子	関工業高等専門学校教授		●			●
	佐藤 雅子	(社)岩手県医師会女性医部会副会長	●			○	
	篠木 幹子	中央大学総合政策学部准教授	○			○	
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授			○	○	
	杉本 功陽	岩手県漁業協同組合連合会専務理事		○			
	竹原 明秀	岩手大学人文社会科学部教授			●		
	立身 政信	岩手大学教授・保健管理センター長	◎			○	大気部会長
	千葉 啓子	岩手県立大学盛岡短期大学部教授	○	◎			水質部会長
	中澤 廣	岩手大学工学部教授				◎	県境不法投棄特別部会長兼会長職務代理者
永田 京子	岩手県自然保護団体協議会会長			○			
野澤 日出夫	小岩井農牧園特別常任顧問		○		○		
平賀 喜代美	岩手県地域婦人団体協議会				○		
宮本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授				●		
由井 正敏	(社)東北地域環境計画研究会			○			
特別委員	丸山 恵史	農林水産省東北農政局生産部長		○			
	吉田 功	経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部長		○			
	森 吉尚	国土交通省東北地方整備局企画部長		○			

(平成26年3月31日時点)

(2) 岩手県環境影響評価技術審査会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第47回	平成25年7月4日	・「高森高原風力発電事業(仮称)」環境影響評価方法書について ・「(仮称)住田ウインドファーム事業」環境影響評価方法書について

環境影響評価技術審査会委員名簿 (任期 平成24年9月18日～平成26年9月17日)

区分	氏名	分野	所属及び職
会長	由井 正敏	生物学	(社)東北地域環境計画研究会会長
会長代理	竹原 明秀	生物学	岩手大学人文社会科学部教授
委員	北川 尚美	環境工学	東北大学大学院工学研究科准教授
〃	齊藤 貞	大気環境工学	岩手大学工学部准教授
〃	佐藤 きよ子	水環境工学	一関工業高等専門学校准教授
〃	佐藤 久美子	有機化学	八戸工業高等専門学校准教授
〃	篠木 幹子	環境社会学	中央大学総合政策学部准教授
〃	篠田 宜道	生物学	岩手生物教育研究会会長
〃	島田 卓哉	生物学	森林総合研究所東北支所主任研究員
〃	高根 昭一	音響工学	秋田県立大学システム科学技術学部准教授
〃	鷹薮 紅子	景観、建築	(有)鷹薮建築設計事務所代表取締役
〃	千葉 啓子	公衆衛生学	岩手県立大学短期大学部教授
〃	中村 学	生物学	岩手県立総合教育センター研修指導主事
〃	平塚 明	生物学	岩手県立大学総合政策学部教授

(平成25年3月31日現在)

4 平成25年度「県及び事業者等が実施する水環境保全等の活動に対する顕彰」表彰者

(1) 環境保全活動表彰

部門	団体等名(敬称略)	市町村
環境保全部門	大沢農村振興会	洋野町
環境美化部門	高橋 一夫	盛岡市
環境美化部門	関田 元之理	盛岡市
環境美化部門	林 國男	盛岡市
自然保護部門	遠藤 政一	北上市

(2) 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

団体等名(敬称略)	市町村
川を守る会前郷	紫波町
カタクリの会	西和賀町
下内野自治会	一関市
鳥海地区振興会	一戸町

(3) 河川愛護団体等への表彰

団体等名(敬称略)	市町村
広瀬川ボランティアの会	奥州市

5 平成25年度大気環境基準の達成状況

表1 一般環境大気測定局の測定結果

(平成 25 年度)

所在地	一酸化硫黄 (ppm)				一酸化窒素 (ppm)				浮遊粒子状物質 (mg/m ³)				酸化炭素 (ppm)				オキシダント (ppm)				非メタン炭化水素(ppm)				微小粒子状物質 (μg/m ³)															
	測定局	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数															
		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%	平均	98%	平均	98%									
盛岡市	津志田	0.000	0.002	0	0	0.009	0.022	0	0	0.013	0.037	無	0	0	0.019	0.044	無	0	0	0.020	0.054	無	0	0	0.028	0.030	0	0	0.028	0.030	0	0	11.3	32.3	0	0	11.6	32.2	0	0
盛岡市	奥田	0.001	0.002	0	0	0.006	0.017	0	0	0.016	0.040	無	0	0	0.019	0.044	無	0	0	0.020	0.054	無	0	0	0.028	0.030	0	0	0.028	0.030	0	0	13.6	37.7	0	0	13.5	37.0	0	0
紫波町	日詰	0.001	0.003	0	0	0.007	0.018	0	0	0.017	0.045	無	0	0	0.017	0.045	無	0	0	0.017	0.045	無	0	0	0.028	0.030	0	0	0.028	0.030	0	0	10.1	29.3	0	0	10.2	32.9	0	0
北上市	花巻	0.001	0.003	0	0	0.009	0.028	0	0	0.011	0.037	無	0	0	0.011	0.037	無	0	0	0.011	0.037	無	0	0	0.033	0.033	103	103	0.033	0.033	9.0	29.7	0	0	9.0	29.7	0	0		
奥州市	水沢	0.001	0.003	0	0	0.009	0.028	0	0	0.018	0.041	無	0	0	0.018	0.041	無	0	0	0.018	0.041	無	0	0	0.030	0.030	0	0	0.030	0.030	11.4	32.4	0	0	11.4	32.4	0	0		
奥州市	江刺	0.001	0.003	0	0	0.006	0.019	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
一関市	竹山町	0.001	0.002	0	0	0.008	0.022	0	0	0.017	0.043	無	0	0	0.017	0.043	無	0	0	0.017	0.043	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
大船渡市	猪川町	0.001	0.004	0	0	0.006	0.014	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
釜石市	新町	0.001	0.002	0	0	0.009	0.019	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
宮古市	横町	0.000	0.002	0	0	0.006	0.015	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
久慈市	八日町	0.001	0.002	0	0	0.006	0.015	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
一戸市	荷	0.001	0.003	0	0	0.007	0.020	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
平均値	全測定局	0.001	0.003	0	0	0.007	0.020	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.016	0.042	無	0	0	0.028	0.028	0	0	0.028	0.028	11.3	32.9	0	0	11.3	32.9	0	0		
測定局数	継続測定局	8	8	8	8	12	12	12	12	12	12	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	1	1	1	1	8	8	8	8	8	8	8	8	
有効測定局数	継続測定局	8	8	8	8	12	12	12	12	12	12	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	1	1	1	1	8	8	8	8	8	8	8	8	
環境基準達成率	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	

表2 自動車排出ガス測定局の測定結果

所在地	一酸化硫黄 (ppm)				一酸化窒素 (ppm)				浮遊粒子状物質 (mg/m ³)				一酸化炭素 (ppm)				オキシダント (ppm)				非メタン炭化水素(ppm)				微小粒子状物質 (μg/m ³)														
	測定局	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数	継続		短期的評価 超過回数														
		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%		平均	98%	平均	98%	平均	98%								
盛岡市	上田	0.011	0.023	0	0	0.017	0.048	無	0	0.017	0.048	無	0	0	0.017	0.048	無	0	0.017	0.048	無	0	0	0.017	0.048	0	0	0.017	0.048	0	0	15.9	40.6	0	0	15.9	40.6	0	0
一関市	二反田	0.016	0.029	0	0	0.014	0.039	無	0	0.014	0.039	無	0	0	0.014	0.039	無	0	0.014	0.039	無	0	0	0.014	0.039	0	0	0.014	0.039	13.1	34.2	0	0	13.1	34.2	0	0		
平均値	全測定局	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	0.014	0.026	0	0	14.5	37.4	0	0	14.5	37.4	0	0		
測定局数	継続測定局	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
有効測定局数	継続測定局	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
環境基準達成率	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

環境基準	一酸化硫黄 (ppm)		一酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		一酸化炭素 (ppm)		オキシダント (ppm)		非メタン炭化水素(ppm)		微小粒子状物質 (μg/m ³)	
	継続	短期的評価	継続	短期的評価	継続	短期的評価	継続	短期的評価	継続	短期的評価	継続	短期的評価	継続	短期的評価
環境基準	0.04ppm以下 (2%除外値で評価) ただし、2日間以上連続して超過した場合を除く	1 H 平均値が0.04~ 0.06ppmまでのゾーン内 又はそれ以下 (9.8%値で評価)	0.10 mg/m ³ 以下 (2%除外値で評価) ただし、2日間以上連続して超過した場合を除く	1 H 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間 毎が0.20mg/m ³ 以下	10ppm以下 (2%除外値で評価) ただし、2日間以上連続して超過した場合を除く	1 H 平均値が 10ppm以下、かつ 1時間以上連続して 超過した場合 20ppm以下	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)	1時間値が0.06ppm以下 (毎時的評価のみ)
健康への影響	のどや肺への刺激による気管支炎、上気道炎など	のどや肺への刺激による気管支炎、上気道炎など	肺胞への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など	血液への沈着による気管支炎や上気道炎など
主な発生源	石油や石炭などの化石燃料の燃焼	全ての燃焼	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	ばいじん、粉じん、黄砂等の気象要因の影響を受ける場合がある。	

【注】 1. 継続測定局 : *印は、10年間の測定を継続している局。継続局の平均値で過去10年間の推移を評価する。
2. 有効測定局 : 測定が年間6,000時間以上の局。
3. 環境基準達成率 : [環境基準達成率] / [有効測定局数] の百分率。
4. 年間2%除外値 : 1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値。年間9.8%値も同様。
5. 一酸化炭素の超過回数 : 1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数。

6 水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況

注 達成期間 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(1) 水質にかかる環境基準の類型指定状況

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考		
北 上 川 水 域	北上川（1）	松川合流点より上流	AA	イ	第21号 S48.3.31	環境庁		
		生物A	イ	第93号 H18.6.30	環境省			
	北上川（2）	松川合流点から南大橋まで （四十四ダム貯水池を除く）	A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない	
			生物A	イ	第93号 H18.6.30	環境省		
	四十四ダム 貯水池 （南部片富士湖）	四十四ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する北上川本流と各支流を除く）	湖沼A	イ	第36号 H15.3.27	環境省	全窒素を適用しない。	
			湖沼Ⅲ	イ	第36号 H15.3.27			
			湖沼生物A	イ	第93号 H18.6.30			
	北上川（3）	南大橋から和賀川合流点まで	A	ロ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない	
			生物A	イ	第93号 H18.6.30	環境省		
	北上川（4）	和賀川合流点より下流	A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	北上川橋より上流についてはpHは適用しない	
			生物A	イ	第93号 H18.6.30	環境省		
	北 上 川 支 流 水 域	岩洞ダム貯水池 （岩洞湖）	岩洞ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する各支流川を除く）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	丹藤川 S50.3.25県告示を改訂
湖沼生物A			イ	第309号 H22.3.31				
丹藤川		岩洞ダムえん堤から丹藤川と北上川との合流点までの丹藤川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
雫石川		上流	御所ダムえん堤から上流の雫石川本流、葛根田川本流、南川本流及び鶯宿川本流（御所ダム貯水池を除く）	A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S50.3.25県告示を改訂
		下流	御所ダムえん堤から雫石川と北上川の合流点までの雫石川本流及び鶯宿川本流	A	イ	第210号 H12.3.14		S50.3.25県告示を改訂
御所ダム貯水池		御所ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する雫石川本流と各支流を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31	岩手県	雫石川 全窒素を適用しない。	
			湖沼A	イ	第210号 H12.3.14			
			湖沼Ⅱ	ロ	第210号 H12.3.14			
中津川		上流	綱取ダムえん堤から上流の中津川本流（綱取ダム貯水池を除く）	AA	イ	第188号 H20.3.18	岩手県	H1.6.9県告示を改定
		中流	浅岸橋から綱取ダムえん堤までの中津川本流及び米内川本流	A	イ	第534号 H1.6.9		S50.3.25県告示を改訂
		下流	浅岸橋から中津川と北上川との合流点までの中津川本流	A	イ	第534号 H1.6.9		S50.3.25県告示を改訂
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
綱取ダム貯水池		綱取ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する中津川本流と各支流川を除く。）	湖沼A	イ	第534号 H1.6.9	岩手県	中津川 全窒素を適用しない	
			湖沼Ⅲ	イ	第534号 H1.6.9			
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
築川		築川と北上川との合流点から上流の築川本流	A	ハ	第384号 S50.3.25	岩手県	暫定目標B	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
乙部川	乙部川と北上川との合流点から上流の乙部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
岩崎川	岩崎川と北上川との合流点から上流の岩崎川本流	A	ロ	第384号 S50.3.25	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
彦部川	彦部川と北上川との合流点から上流の彦部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北 上 川 支 流 水 域	滝名川	滝名川と北上川との合流点から上流の滝名川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	葛丸川	葛丸川と北上川との合流点から上流の葛丸川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	稗貫川	稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	添市川	添市川と北上川との合流点から上流の添市川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	猿ヶ石川	猿ヶ石川と北上川との合流点から上流の猿ヶ石川本流、小島瀬川本流、早瀬川本流、小友川本流及び達首部川本流（田瀬ダム貯水池を除く）	A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	S50.3.25県告示を改訂 H13.4.1適用	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	田瀬ダム貯水池	田瀬ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する猿ヶ石川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	猿ヶ石川 H13.4.1適用 全窒素は適用しない	
			湖沼III	イ	第291号 H13.3.30			
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	瀬川	瀬川と北上川との合流点から上流の瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢ダム貯水池 (豊沢湖)	豊沢ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する豊沢川本流と各支流を除く）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S50.3.25、H14.3.26県告示を改訂 全窒素を適用しない	
			湖沼II	イ	第283号 H15.3.31			
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢川	中流	豊沢ダムのえん堤から不動橋までの豊沢川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
		下流	不動橋から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	A	ロ	第919号 S48.7.3		
		豊沢ダムのえん堤から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
飯豊川	飯豊川と北上川との合流点から上流の飯豊川本流	A	イ	第225号 H16.3.26	岩手県	S50.3.25県告示を改訂		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
和賀川	上流	湯田ダムのえん堤より上流の和賀川本流であって、湯田ダム貯水池（錦秋湖）に係る部分を除いたもの	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S48.7.3県告示を改訂 H13.4.1適用	
	中流	湯田ダムのえん堤から広表橋までの和賀川本流及び夏油川本流（入畑ダム貯水池を除く）	AA	イ	第291号 H13.3.30			
	下流	広表端から和賀川と北上川との合流点までの和賀川本流	A	イ	第919号 S48.7.3			
		和賀川と北上川との合流点より上流の和賀川本流及び夏油川本流（湯田ダム貯水池及び入畑ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
湯田ダム貯水池 (錦秋湖)	湯田ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域（上流端は、湯田ダムの満水時（総貯水量47,100,000立方メートルが貯水した時点をいう。）のバックウォーターの終端とする。）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	和賀川 S48.7.3県告示を改訂		
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31				
入畑ダム貯水池	入畑ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する夏油川本流と各支流を除く）	湖沼A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	H13.4.1適用 和賀川支流 全窒素を適用しない 暫定目標全磷0.012mg/l		
		湖沼II	ニ	第291号 H13.3.30				
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31				
宿内川	宿内川と北上川との合流点から上流の宿内川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
胆沢川	上流	石淵ダムえん堤から上流の胆沢川本流及び前川本流（石淵ダム貯水池を除く）	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S50.3.25県告示を改訂 H15.3.31適用	
	下流	石淵ダムえん堤から胆沢川と北上川との合流点までの胆沢川本流	A	イ	第283号 H15.3.31			
		胆沢川と北上川との合流点より上流の胆沢川本流及び前川本流（石淵ダム貯水池を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31			

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北 上 川 支 流 水 域	広瀬川	広瀬川と北上川との合流点から上流の広瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	人首川	人首川と北上川との合流点より上流の人首川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	伊手川	人首川と伊手川との合流点より上流の伊手川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	人首川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	太田代川	太田代川と北上川との合流点から上流の太田代川	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	白鳥川	白鳥川と北上川との合流点から上流の白鳥川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	衣川	衣川と北上川との合流点から上流の衣川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	磐井川	上流	黒沢橋より上流の磐井川本流	AA	イ	第220号 H17.7.22	岩手県	S48.7.3県告示を改訂
		中流	黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流	A	ロ	第919号 S48.7.3		
		下流	磐井川と吸川との合流点から磐井川と北上川との合流点までの磐井川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3		
			磐井川と北上川との合流点より上流の磐井川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	久保川	久保川と磐井川との合流点より上流の久保川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	磐井川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	砂鉄川	砂鉄川と北上川との合流点から上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
千厩川	上流	久伝橋より上流の千厩川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
	下流	久伝橋から千厩川と北上川との合流点までの千厩川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3			
		千厩川と北上川との合流点から上流の千厩川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
黄海川	黄海川と北上川との合流点から上流の黄海川本流	A	イ	第384号 S50.2.25	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
有馬川	有馬川と金流川との合流点から上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	A	イ	第405号 H11.5.7	岩手県	金流川支流		
		生物A	イ	第484号 H23.8.5				
金流川	金流川と北上川との合流点から上流の金流川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
		生物A	イ	第484号 H23.8.5				
新 井 田 川 河 口 水 域	新井田川上流	青森県長橋橋より上流	A	イ	閣議決定 S46.5.25	環境庁		
	瀬月内川	瀬月内川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの	A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	雪谷川	雪谷川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの	A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	馬淵川	青森県櫛引橋より上流	A	イ	閣議決定 S46.5.25	環境庁		
	安比川	馬淵川と安比川との合流点より上流の安比川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
生物A			イ	第309号 H22.3.31				
白鳥川	馬淵川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3	岩手県			
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
米代川	米代川本流、瀬の沢川本流及び兄川本流で秋田県に属する部分を除いたもの	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県			

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考
陸 中 海 岸 北 部 水 域	川尻川	川尻川本流	AA	イ	第283号 H15. 3. 31	岩手県	S52. 3. 22県告示を改訂 H15. 3. 31適用
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	有家川	有家川本流	AA	イ	第283号 H15. 3. 31	岩手県	S52. 3. 22県告示を改訂 H15. 3. 31適用
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	高家川	高家川本流	A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	宇部川	宇部川本流	A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	根待川	根待川本流	AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	久慈川	上流 鳶の巣地点より上流の久慈川本流	AA	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	
		下流 鳶の巣地点から河口までの久慈川本流	A	イ	第919号 S48. 7. 3		
		久慈川本流	生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	長内川	上流 白山橋より上流の長内川本流	AA	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	
		下流 白山橋から長内川と久慈川との合流点までの長内川本流	A	イ	第919号 S48. 7. 3		
		長内川と久慈川との合流点より上流の長内川本流	生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	夏井川	夏井川と久慈川と合流点より上流の夏井川本流	A	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	久慈川支流
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	久慈湾	久慈半島燈台北緯40度12分55秒東緯141度50分16秒から180度に引いた線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	
	安 家 川 河 口 水 域	安家川	安家川本流	AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県
生物A				イ	第309号 H22. 3. 31		
普代川		普代川本流及び茂市川本流	AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
小 本 川	小本川本流及び大川本流	AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県		
		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31			
	田代川	上流 田老橋から上流の田代川本流	A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
		下流 田老橋から下流の田代川本流	A	ロ	第1540号 S53. 11. 24		
		田代川本流	生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	神田川	神田川と田代川との合流点から上流の神田川本流	A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	田代川支流
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	田老湾	田老町三土東端と佐賀部東端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	ロ	第1540号 S53. 11. 24	岩手県	
	閉伊川	上流 花輪橋より上流の閉伊川本流	AA	イ	第558号 S47. 4. 18	岩手県	
		下流 花輪橋から閉伊川河口までの閉伊川本流	A	ロ	第558号 S47. 4. 18		
		閉伊川本流	生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	小国川	小国川と閉伊川との合流点から上流の小国川本流	AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	閉伊川支流
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	薬師川	薬師川と小国川との合流点から上流の薬師川本流	AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	小国川支流
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	刈屋川	刈屋川と閉伊川との合流点から上流の刈屋本流	AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	閉伊川支流
			生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
宮古湾水域	長沢川	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	近内川	A	ロ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	津軽石川	山田町との境から下流の部分	AA	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	宮古湾	閉伊崎北端と姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	
		宮古市閉伊北端と同市姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 II	ロ	第462号 H10.5.1		
山田湾水域	織笠川	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	関口川	関口川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	山田湾	宮古市館ヶ崎南端と山田町小根ヶ崎北端とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			海域 II	イ	第873号 H9.9.5		
大槌湾水域	大槌川	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	小鏡川	小鏡川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	鶴住居川	鶴住居川本流	AA	イ	第264号 H18.3.3	岩手県	S50.3.25県告示を改訂
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	大槌湾	大槌町野島北端と釜石市御箱崎北端とを結ぶ線及び大槌湾内陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			海域 II	イ	第462号 H10.5.1		
釜石湾水域	甲子川	A	イ	第298号 H5.3.23	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示（改訂）を改訂H5.3.26適用	
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	小川川	小川川と甲子川との合流点から上流の小川川本流	A	イ	第234号 H19.3.20	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示（改訂） H5.3.23県告示（H5.3.26適用）を改訂
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	水海川上流	女遊部橋から上流	A	イ	第256号 S48.2.27	岩手県	S48.3.1適用
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	釜石湾（甲）	釜石市鑑島先端と同市鷺ノ巣崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S48.2.27県告示を改訂
			海域 II	ハ	第213号 H12.3.14		
	釜石湾（乙）	オイデ崎から尾崎に至る陸岸の地先海岸であつて、釜石湾（甲）に係る部分を除いたもの。	海域 A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S48.2.27県告示を改訂
	唐丹湾水域	片岸川	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
生物A			イ	第309号 H22.3.31			
熊野川		熊野川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
唐丹湾	大根崎と死骨崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
（陸中海岸） 船越湾	大槌町野島鮫鼻から18度に引いた線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
		海域 II	イ	第873号 H9.9.5			
	吉浜川	吉浜川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
生物A	イ	第309号 H22.3.31					

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考
へ 南 部 中 海 岸 水 域	吉浜湾	死骨崎と首崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
	越喜米湾	大塩崎と脚崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
		三陸町大塩崎と同町脚崎を結ぶ線及び陸岸により 囲まれた海域	海域 II	イ	第462号 H10.5.1		
	綾里湾	脚崎と綾里崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
大川	大川本流で宮城県に属する部分を除いたもの	A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
広 田 湾 水 域	盛川	上流 佐野橋より上流の盛川本流及び立根川本流	A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	暫定目標B-イ
		下流 佐野橋より河口	A	ロ	第558号 S47.4.18		
		盛川本流及び立根川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	大船渡湾（甲）	大船渡湾湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤及 び陸岸により囲まれた海域	海域 A	ロ	第398号 H8.4.12	岩手県	暫定目標B-イ S47.4.18県告示を改訂 全燐についてはII類型が維持されるように努め る
			海域 II	ハ	第398号 H8.4.12		
	大船渡湾（乙）	大船渡湾湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤、 海馬島西端及びコオリ崎南端を結ぶ線並びに陸岸 により囲まれた海域	海域 A	イ	第398号 H8.4.12	岩手県	S47.4.18県告示を改訂
	気仙川	気仙川本流。大股川本流を含む	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
矢作川		矢作川と気仙川との合流点より上流の矢作川本流	AA	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	気仙川支流
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
長部川本流		長部川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
広田湾	陸前高田市広田町広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑 町御崎岬南端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域 であって宮城県に属する部分を除いたもの	海域 A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
		海域 II	イ	第462号 H10.5.1			

(2) BOD(GOD)の達成状況表(経年変化)

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	指定 類型	年度	最近10年度間における 達成状況の推移										
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
007	閉伊川	上流	AA Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
008		下流	A Ⅱ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
009	津軽石川		AA Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
010	盛川	上流	A Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
011		下流	A Ⅱ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
012	甲子川		A Ⅰ H04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
013	小川川		A Ⅰ H18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
015	水海川	上流	A Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
016	北上川	(1)	AA Ⅰ S47	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×
017		(2)	A Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
018		(3)	A Ⅱ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
019		(4)	A Ⅰ S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
020	白鳥川		C Ⅱ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
021	安比川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
022	豊沢川	中流	A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
023		下流	A Ⅱ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
024	和賀川	上流	AA Ⅰ S48	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
025		中流	AA Ⅰ H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
026		下流	A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
027	人首川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
028	伊手川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
029	磐井川	上流	AA Ⅰ H16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
030		中流	A Ⅱ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
031		下流	C Ⅱ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
032	久保川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
033	千蔵川	上流	A Ⅰ S48	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
034		下流	C Ⅱ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
035	久慈川	上流	AA Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
036		下流	A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
037	夏井川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
038	長内川	上流	AA Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
039		下流	A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
040	氣仙川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
041	矢作川		AA Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
042	長部川		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
043	丹藤川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
044	中津川	中流	A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
045		下流	A Ⅱ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
046	牽石川	上流	A Ⅰ H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
047		下流	A Ⅰ H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
048	栗川		A Ⅱ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
049	乙部川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
050	岩崎川		A Ⅱ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
051	彦部川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
052	滝名川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
053	葛丸川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
054	稗貫川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
055	添市川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
056	猿ヶ石川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
057	瀬川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
058	飯豊川		A Ⅰ H15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
059	宿内川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
060	胆沢川	上流	AA Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
061		下流	A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
062	広瀬川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
063	太田代川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
064	白鳥川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
065	衣川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(備考) 北上川(4)については、県内の環境基準点により評価したもので、他県部分も含めた水域全体の達成状況とは異なる場合がある。

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	指定 類型	年度	最近10年度間における 達成状況の推移										
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
066	砂鉄川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
067	黄海川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
068	金流川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
069	関口川		AA Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
070	織笠川		AA Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
071	大槌川		AA Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
072	小鯉川		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
073	鶴住居川		AA Ⅰ H17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
074	米代川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
075	安家川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
076	普代川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
077	小本川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
078	片岸川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
079	熊野川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
080	吉浜川		AA Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
081	大川		A Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
082	瀬月内川		A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
083	雪谷川		A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
084	川尻川		AA Ⅰ H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
085	有家川		AA Ⅰ H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
086	高家川		A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
087	宇部川		A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
088	撰待川		AA Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
089	田代川	上流	A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
090	神田川		A Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
091	小国川		AA Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
092	薬師川		AA Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
093	刈屋川		AA Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
094	長沢川		AA Ⅰ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
095	近内川		A Ⅱ S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
096	田代川	下流	A Ⅱ S53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
097	中津川	上流	AA Ⅰ H19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
098	有馬川		A Ⅰ H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
501	湯田ダム貯水池		A Ⅰ S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
502	岩洞ダム貯水池		A Ⅰ S49	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
503	田瀬ダム貯水池		A Ⅰ S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
505	豊沢ダム貯水池		A Ⅰ S49	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
506	綱取ダム貯水池		A Ⅰ H01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
507	御所ダム貯水池		A Ⅰ H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
508	入畑ダム貯水池		A Ⅰ H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
509	四十四田ダム貯水池		A Ⅰ H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
604	宮古湾		A Ⅰ S47	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
605	大船渡湾(甲)		A Ⅱ S47	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
606		(乙)	A Ⅰ S47	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
610	久慈湾		A Ⅰ S48	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○
611	広田湾		A Ⅰ S48	○	○	×	×	○	○	○	○	—	—	—
612	山田湾		A Ⅰ S49	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
613	大槌湾		A Ⅰ S49	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
614	唐丹湾		A Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
615	船越湾		A Ⅰ S50	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
616	吉浜湾		A Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
617	越喜来湾		A Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
618	綾里湾		A Ⅰ S50	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
619	田老湾		A Ⅱ S53	○	○	×	○	○	○	○	○	—	—	○
620	釜石湾(甲)		A Ⅰ H11	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○
621		(乙)	A Ⅰ H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境基準達成率(%)				93.0	93.0	89.5	92.1	96.5	96.5	95.6	97.3	96.3	98.2	

※平成23・24・25年度の「—」の水域については、東日本大震災津波の影響により測定不能であったもの。

7 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ア 新幹線鉄道騒音環境基準（S50.7.29 環境庁告示第46号）

地域の類型	基準値	岩手県において当てはめる地域 (S52.9.30 岩手県告示 第1221号)
I	70 デジベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
II	75 デジベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めない地域であって住居等が存在する地域

- 備考 1、「沿線区域」とは、別に定められた工事実施計画による東京起点から青森県側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 2、「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 3、沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはめる地域から除く。

達成目標期間

		a	b	c
新幹線鉄道の沿線 区域の区分		80 デジベル以上の区域	75 デジベルを超え 80 デジベル未満の区分	70 デジベルを超え 75 デジベル未満の区分
達成目 標期間	東京 盛岡間	開業時に直ちに	開業時から3年以内	開業時から5年以内
	盛岡以北	開業時直ちに		

イ 航空機騒音環境基準（S48.12.27 環境庁告示第154号）

環境基準		岩手県において当てはめる地域 (S60.10.11 岩手県告示第1019号)
地域の 類型	基準値	
I	57 デシベル以下	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要のある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
II	62 デシベル以下	別図に示す区域のうち、住専地域等以外の地域。 ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び花巻空港の敷地である区域を除く。

(注)「別図」は省略

ウ 騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号)

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	70デシベル以下 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	65デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。

岩手県において当てはめる地域及び時間の区分 (H11.3.26 岩手県告示第258号)

1 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
A	第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域
C	第3種区域及び第4種区域

備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和48年岩手県告示第422号)に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により盛岡市長、宮古市長、花巻市長、北上市長又は一関市長が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域に指定した地域をいう。

2 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められている地域をいう。

2 時間の区分

区分	時間
昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

8 国立公園等の指定の状況

(1) 国立公園法の制定

昭和6年4月制定、同年9月施行された。

(2) 国立公園法の一部改正

昭和24年5月19日法律改正が行われ、同年6月1日施行された。

この改正により、国立公園に準ずる公園として国定公園の制度が設けられた。

三陸復興国立公園・・・・・・・・平成25年5月24日 名称変更・区域変更告示

(注) 昭和30年5月2日、陸中海岸国立公園として指定。その後、指定区域が拡張され、名称が変更された。

十和田八幡平国立公園・・・・・・・・昭和31年7月10日 指定告示

(注) 昭和11年2月1日、十和田国立公園として指定。その後、八幡平が追加され、十和田八幡平国立公園として指定された。

(3) 自然公園法の制定

昭和32年6月1日法律第161号で国立公園法を改め自然公園法が制定され、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つを体系的に制度化した。

栗駒国定公園・・・・・・・・昭和43年7月22日 指定告示

早池峰国定公園・・・・・・・・昭和57年6月10日 指定告示

(4) 県立自然公園条例の制定

昭和32年6月1日の自然公園法制定に基づき、県は県立自然公園条例を昭和33年12月26日条例第53号で公布し、翌年の昭和34年4月1日施行した。

この県立自然公園条例の施行に伴い、昭和23年5月19日公布の岩手県公園条例を昭和34年4月1日に廃止した。

岩手県立公園の指定（昭和23年～昭和34年）

	岩手県立公園名（指定当初）	指定告示
1	花 巻 温 泉 郷 県立公園	S23. 7. 11
2	須 川 夏 油 焼 石 山 郷	〃
3	八 幡 平	S24. 10. 5
4	三 陸 海 岸	〃
5	早 池 峰 山 郷	〃

(注) 三陸海岸県立公園は、昭和30年5月2日陸中海岸国立公園に、八幡平県立公園は、昭和31年7月10日十和田八幡平国立公園として指定され、岩手県立公園から除外された。

県立自然公園の指定（平成26年3月末現在）

	県立自然公園名（現名）	指定告示
1	久慈平庭	県立自然公園 S36.5.8
2	外山早坂高原	〃 〃
3	花巻温泉郷	〃 〃
4	早池峰	〃 〃
5	須川焼石	〃 〃
6	湯田温泉峡	〃 〃
7	折爪馬仙峡	〃 S37.11.27
8	五葉山	〃 S41.6.1
9	室根高原	〃 S49.6.4

（注）須川焼石県立自然公園は昭和43年7月22日栗駒国定公園に、早池峰県立自然公園は昭和57年6月10日早池峰国定公園に指定され、県立自然公園から除外された。

(5) 自然公園の面積等一覧表

（平成26年3月末現在）

公園の種別	公園名	指定年月日	関係市町村	面積 (ha)					計
				特別地域				普通地域	
				特別保護区	第一種	第二種	第三種		
国立公園	十和田八幡平	S31.7.10	八幡平市、滝沢市、雫石町	1,960	1,806	6,895	7,354		18,015
	三陸復興	S30.5.2	久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	438	772	4,991	3,156	1,875	11,232
	小計	2		2,398	2,578	11,886	10,510	1,875	29,247
国定公園	栗駒	S43.7.22	一関市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、西和賀町	247	6,362	3,388	4,578		14,575
	早池峰	S57.6.10	遠野市、花巻市、宮古市	698	1,230	1,682	1,853		5,463
	小計	2		945	7,592	5,070	6,431		20,038
県立自然公園	花巻温泉郷	S36.5.8	花巻市				597	990	1,587
	久慈平庭	S36.5.8	久慈市、葛巻町			1,106	738		1,844
	外山早坂高原	S36.5.8	岩泉町、盛岡市		146	3,936	4,715	536	9,333
	湯田温泉峡	S36.5.8	西和賀町		4	1,000	40	653	1,697
	折爪馬仙峡	S37.11.27	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村			98	845		943
	五葉山	S41.6.1	釜石市、大船渡市、住田町		235	1,023	4,660		5,918
	室根高原	S49.6.4	陸前高田市、一関市			166	1,329		1,495
小計	7			385	7,329	12,924	2,179	22,817	
合計	11			3,343	10,555	24,285	29,865	4,054	72,102

9 自然環境保全地域等の指定の状況

(1) 制度の概要

自然環境保全地域とは、優れた自然環境を有しており、学術的価値や希少性等の観点から保全することが必要な地域を、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定したもので、各種の行為規制を行っています。

指定地域等名	指定要件	行為規制	備考
原生自然環境保全地域 (国指定)	① 原生状態を維持 ② 面積要件(1,000ha以上、島は300ha以上) ③ 国公有地	①工作物の新設増築、土地の形質 変更等は原則禁止	県内該当なし
自然環境保全地域 (国指定)	原生自然環境保全地域を除き、保全することが特に必要な地域 ① 高山・亜高山植生(1,000ha以上) ② 優れた天然林(100ha以上) ③ 特異な地形・地質(10ha以上) ④ 野生動物の生息地(10ha以上)	①特別地区 ②野生動物植物保護地区 ③海中特別地区 各種行為には許可が必要 ④普通地区 各種行為には届出が必要	和賀岳 早池峰山(北側)
自然環境保全地域 (県指定)	国指定の自然環境保全地域に準ずる優れた自然を有する地域 ①高山・亜高山植生(100ha以上) ②優れた天然林(10ha以上) ③特異な地形・地質(5ha以上) ④豊かな生態系を保っている海岸、湖沼、湿原、 河川の区域(5ha以上) ⑤野生動物の生息地(5ha以上)	①特別地区 ②野生動物植物保護地区 工作物の新築等保全地域に景響 を与える各種行為には許可が必要 ③普通地区 各種行為には届出が必要(受理 後30日間の行為規制あり)	県内12地域
環境緑地保全地域 (県指定)	① 良好な生活環境を維持するために必要な 地域(3ha以上) ② 良好な環境を形成するために緑地の確保 が必要な地域(10ha以上)	届出の受理(受理後30日間の行為 規制あり) ①工作物の新、増、改築 ②土地の形質の変更 ③鉱物、土石の採取 ④水面の埋め立て、干拓 ⑤木竹の伐採	県内11地域

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

区 分		地域の名称	所 在 地	面積 (ha)	特別 地区	自然環境の特質	指 定 年月日
国	自然環境保全地域	早池峰	宮古市	1,370	1,370	わが国の代表的な蛇紋岩山地の優れた自然環境	50. 5. 17
		和賀岳	西和賀町	1,451	1,451	わが国の代表的なブナ原生林等の優れた自然環境	56. 5. 21
小 計		2地域		2,821	2,821		
県	自然環境保全地域	琴畑湿原	遠野市	17	17	北上高地の低層湿原	48. 2. 6
		松森山	八幡平市	8	7	アカマツ林 御堂松	48. 2. 6
		荒川高原	遠野市	281		雄大な自然景観、シヅカガ群落等	48. 2. 6
		宇霊羅山	岩泉町	163		石灰岩地帯特有の植生	48. 12. 5
		滝観洞	住田町	50	50	原始性に富む石灰洞	48. 12. 5
		区界高原	盛岡市・宮古市	550		高原、残丘とシヅカガ等の樹林・草原	49. 1. 23
		大洞カルスト	遠野市	250		典型的なカルスト地形	50. 12. 9
		蓬来山	奥州市・一関市	300	98	蛇紋岩特有の植生	50. 12. 9
		青松葉山	宮古市・岩泉町	163	163	北上高地北端のワケリトマツの群生地	56. 10. 23
		檀取湿原	岩泉町	277	55	北上高地の中層湿原	56. 10. 23
		和山湿原	釜石市	38	6	北上高地の低層・中間湿原	58. 10. 14
		春子谷地	滝沢市	38	38	本県最大規模の低層湿原	H8. 6. 14
	1 2地域			2,135	434		
	環境緑地保全地域	森山工業団地	金ヶ崎町	323		植生の保護、緑地の造成	48. 2. 6
		国道4号・282号沿線	盛岡市・滝沢市	22		道路沿いの樹林地	48. 12. 5
北上工業団地		北上市	150		植生の保護、緑地の造成	48. 12. 5	
正法寺及び黒石寺		奥州市	140		歴史的な自然環境	49. 7. 1	
東八幡平観光施設団地		八幡平市	380		植生の保護、緑地の造成	49. 7. 1	
網張観光施設団地		雫石町	180		同 上	50. 2. 18	
胡四王山		花巻市	90		歴史的な自然環境	51. 5. 25	
国見山		北上市	230		同 上	51. 5. 25	
蘭梅山		一関市	35		同 上	52. 6. 3	
天台寺		二戸市	69		同 上	52. 6. 3	
黒森山		宮古市	24		同 上	60. 1. 18	
1 1地域			1,643				
小 計		2 3地域		3,778	434		
合 計		2 5地域		6,599	3,255		

(平成26年3月末現在)

10 希少野生動植物の状況

(1) 種の保存法で指定されている国内希少野生動植物種(県内関係)

※種の保存法＝絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成4年法律第75号)

名称	主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【動物】		
イヌワシ	北上山系・奥羽山系	平成5年4月1日
クマタカ	北上山系・奥羽山系	〃
オオタカ	北上山系・奥羽山系	〃
オジロワシ	三陸海岸	〃
オオワシ	三陸海岸	〃
ハヤブサ	三陸海岸	〃
【植物】		
アツモリソウ	—	平成9年11月1日

(2) 文化財保護法で指定されている天然記念物(県内の鳥獣関係)

名称	主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【鳥類】		
イヌワシ	北上山系・奥羽山系	昭和40年5月1日
クマゲラ	八幡平	〃
オジロワシ	三陸海岸	昭和45年1月23日
オオワシ	三陸海岸	〃
マガン	一関市(永井鹿沼)	昭和46年6月28日
椿島ウミネコ繁殖地	陸前高田市	昭和9年12月28日
三貫島オオミズナギドリ及び ヒメクロウミツバメ繁殖地	釜石市	昭和10年12月24日
日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	宮古市	昭和10年12月24日
イヌワシ繁殖地	岩泉町	昭和51年12月22日
【獣類】		
カモシカ(特別天然記念物)	北上山系・奥羽山系	昭和30年2月15日
ヤマネ	北上山系・奥羽山系	昭和50年6月26日
岩泉湧窟及びコウモリ	岩泉町(龍泉洞)	昭和13年12月14日

(3) 希少野生動植物保護条例で指定・特定されている希少野生動植物

分類	種名(和名)	科名(和名)	指定	特定	指定年月日
植物	ハヤチネウスユキソウ	キク科	○	○	平成14年12月16日
植物	ナンブトラノオ	タデ科	○	○	〃
植物	ナンブトウチソウ	バラ科	○	○	〃
植物	トチナイソウ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ヒメコザクラ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ナンブイヌナズナ	アブラナ科	○	○	〃
植物	チシマツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	エゾノツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	チシマギキョウ	キキョウ科	○	○	〃
植物	ゴヨウザンヨウラク	ツツジ科	○		〃
植物	チシマウスバスマイレ	スマイレ科	○		〃
植物	ホソバノシバナ	シバナ科	○		〃
植物	リシリシノブ	ホウライシダ科	○	○	〃
植物	ゲイビゼキショウ	ユリ科	○		〃
動物	ゴマシジミ	シジミチョウ科	○		〃
動物	イワテセダカオサムシ	オサムシ科	○		〃

※注 「指定」は指定希少野生動植物：捕獲・採取等が禁じられている種

「特定」は特定希少野生動植物：個体の取引等の監視が必要な種

(4) いわてレッドデータブック（2014年版）掲載種数一覧

区分	絶滅	野生絶滅	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	情報不足	計
植物	11	0	164	217	151	20	58	621
動物	5	0	47	73	119	183	45	472
計	16	0	211	290	270	203	103	1,093

区分	基本概念	要件
絶滅 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に相当する種
野生絶滅 (Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「野生絶滅」の基準に相当する種
A ランク	<ol style="list-style-type: none"> 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種
B ランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来 A ランクに移行することが考えられるもの	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
C ランク	存続基盤が脆弱の種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては A ランク及び B ランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
D ランク	<ol style="list-style-type: none"> C ランクに準ずる種 優れた自然環境の指標となる種 岩手県を南限又は北限とする種等 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 現状では絶滅のおそれはないが、最近減少が著しい等、C ランクに準ずる種 優れた自然環境の指標となる種 岩手県を南限又は北限とする種や特殊な分布をする種
情報不足	情報不足	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

11 いわたの名水二十選

(昭和 60 年岩手県選定)

名 称	水の形態	所 在 地
なかつがわ 中津川	河川	盛岡市
すぎの どうおおしみず 杉之堂大清水	湧水	奥州市水沢区佐倉河字杉ノ堂
みずわけじんじやゆうすい 水分神社湧水	湧水	花巻市轟木
ふろうせん 不老泉	湧水	久慈市大川目
しみず わつくつ 清水の湧口	湧水	陸前高田市矢作字清水
たけかわげんりゅう 岳川源流	河川	花巻市大迫町国有林花巻事業区
ながしみず 長清水	湧水	北上市和賀町藤根
めがみれいせん 女神霊泉	湧水	西和賀町西山国有林地内
おおしみず 大清水	湧水	一関市東山町長坂字里前
ろうかんだうないすい 滝観洞内水	湧水	気仙郡住田町神有住字土倉
ふどうたき みず ふどうかわ 不動滝の水・不動川	瀑布・河川	大船渡市三陸町綾里字熊之入
あつかかわ 安家川	湧水	下閉伊郡岩泉町・九戸郡野田村
だけ わつくつ 岳の湧口	湧水	九戸郡軽米町大字山内
ふどう たき ふどうがわ 不動の滝・不動川	瀑布・河川	八幡平市高畑
やなぎさわたいわつくつ 柳沢大湧口	湧水	滝沢市松尾
ちやうじややしきよみず 長者屋敷清水	湧水	八幡平市松尾
いっほんすぎしみず 一本杉清水	湧水	盛岡市玉山区姫神岳国有林内
にとべかんのんせん 新渡戸観音泉	湧水	北上市下江釣子
いなりあな 稲荷穴	湧水	遠野市宮守町達曾部
しみずがわ 清水川	湧水	久慈市山形町霜畑

参考：国の名水百選に指定された県内の湧水

昭和の名水百選

(昭和 59 年環境庁選定)

名称	水の形態	所在地
りゅうせんだうちてい こ みず 龍泉洞地底湖の水	湧水	下閉伊郡岩泉町
かなざわしみず 金沢清水	湧水	八幡平市松尾寄木

平成の名水百選

(平成 20 年環境省選定)

名称	水の形態	所在地
だいじしみず せいりゅうすい 大慈清水・青龍水	井戸水	盛岡市鉦屋町
なかつがわつなとりだむかりゅう 中津川綱取ダム下流	河川	盛岡市
すかわだけひすい めぐみ 須川岳秘水ぶなの恵み	湧水	一関市巖美町祭時山国有林内

12 環境保健研究センター研究体系（平成25年度）

区分	No.	研究課題	研究年度	県施策項目	共同研究機関	担当部
健康危機管理時の対応力向上に資する調査研究	1	ノロウイルス検出感度向上に関する研究	25-26	食の安全・安心の確保		保健科学部
	2	腸管出血性大腸菌による健康被害発生時における疫学的解析手法の検討に関する研究	24-25			
	3	病原微生物の分子疫学指標のデータベース化に関する研究	24-25			
行政課題・地域課題解決に向けた調査研究	4	マダニ媒介性感染症に関する基礎研究	25-27	地域の保健医療体制の確立		保健科学部
	5	ウイルス媒介性節足動物の生息に関する研究	25-26	地球温暖化対策の推進	国立感染症研究所(厚生労働省科学研究補助金研究協力)	地球科学部
	6	粒径別大気粒子状物質の環境リスク評価と大気環境情報の可視化に関する研究	24-25	多様で豊かな環境の保全		地球科学部
	7	酸性雨による環境影響の総合的評価(広域連携事業)	25-26			地球科学部
高度な分析機器を用いた新たな検査・分析法の開発	8	食品中有害化学物質検査の精度管理体制の強化及び検証	25-27	食の安全・安心の確保		衛生科学部
	9	腸管出血性大腸菌(EHEC)の検査法に関する研究	25-27			検査部
	10	有機フッ素系化合物に係る日中韓汚染状況比較及び生体影響解明等に関する研究	23-25	多様で豊かな環境の保全	大連理工大学・中国医科大学(中国)、釜慶大学(韓国)、USEPA(アメリカ)、国立環境研究所、京都大学、岩手大学など	環境科学部
	11	PPCPs(Pharmaceutical and Personal Care Products)等化学物質実態調査	25-26			
12	LCMS/MSによるDNAアダクトームの解析	25-27	八戸高専、岩手大学、日本獣医生命科学大学			
本県の豊かな自然環境の保全に資する調査研究	13	希少植物の種の保存および地域資源としての活用に関する研究	24-28	多様で豊かな環境の保全		地球科学部
	14	イヌワシ個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究	23-27		東北鳥類研究所、京都大学、盛岡市動物公園、三陸中部森林管理署、環境省猛禽類保護センター	
	15	ヘア・トラップ法によるツキノワグマの生息動向と個体数推定法の開発	24-28			
	16	里山における半自然草原の生物多様性保全に関する研究	23-25		信州大学	
計	16テーマ					

13 平成25年度県環境基本計画関連事業

区 分	施策の展開方向（細事業等を含む）	事業名（細事業等を含む）	担当課	H25決算額	
I 低炭素社会の構築	1 二酸化炭素削減対策の推進	① 省エネルギー対策の推進	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	11,500
			住情報交流事業	建築住宅課	2,884
			公共交通利用推進事業費	地域振興室	1,855
			地域連携道路整備事業	道路建設課	12,149,184
		② 交通等における低炭素化の推進	物流支援交流促進道路整備事業等	道路建設課	178,240
			港湾改修事業	港湾課	180,661
			緊急地方道路整備事業(街路)	都市計画課	588,158
			地方特定道路整備事業(街路)	都市計画課	16,438
			再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	103,223
			再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	環境生活企画室	404,414
		③ 再生可能エネルギーの導入促進	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費	環境生活企画室	1,689,982
			戦略的再生可能エネルギー推進事業費	環境生活企画室	19,231
	木質バイオマス資源活用促進事業費		林業振興課	568	
	森林環境ビジネスモデル事業		森林保全課	39,373	
	小水力発電エネルギー利活用可能性調査事業費		農村計画課	18,050	
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業		農村計画課	17,260	
	水力開発検討業務委託		企)業務課	8,400	
	クリーンエネルギー導入支援事業		企)経営総務室	9,747	
	商店街低炭素街路灯導入促進事業費補助		経営支援課	0	
	いわて元気のある工務店支援事業		建築住宅課	7,368	
	④ 低炭素なまちづくり	緊急地方道路整備事業(区画)	都市計画課	120,000	
		土地区画整備事業	都市計画課	38,000	
		交通安全施設整備費	警)交通規制課	598,349	
		木質バイオマス資源活用促進事業費【再掲】	林業振興課		
	① 適切な森林整備の促進	間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助	森林整備課	271,930	
		森林整備事業費	森林整備課	177,159	
		県行造林造成事業費	森林保全課	421,695	
		模範林造成事業費	森林保全課	14,100	
		公営林造成事業費	森林保全課	520,992	
	② 木材資源の有効利用の促進	木質バイオマス資源活用促進事業費【再掲】	林業振興課		
		木質バイオマス資源活用促進事業費【再掲】	林業振興課		
	3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進	① フロン類の回収・破壊の促進	化学物質環境対策	環境保全課	44
			② メタン、一酸化二窒素等の排出抑制対策の促進	地球温暖化対策事業費【再掲】	環境生活企画室
小 計		事業数 29		17,608,805	
II 循環型社会の形成	1 廃棄物の発生抑制を第1とする3Rと適正処理の推進	① 発生抑制、リサイクルの推進	循環型地域社会形成推進事業	資源循環推進課	137,305
			産業廃棄物処理モデル事業推進費	資源循環推進課	727
		廃棄物処理モデル施設整備費	資源循環推進課	3,945	
		環境再生保全機構出捐金	資源循環推進課	16,500	
	② 事業者の省資源化の促進	建設リサイクル法の周知(パンフレット作成等)	建設技術振興課	-	
		循環型地域社会形成推進事業【再掲】	資源循環推進課		
2 廃棄物の不適正処理の防止等	① 廃棄物の不適正処理の防止等	廃棄物適正処理監視等推進費	資源循環推進課	31,732	
		県境不法投棄現場環境再生事業費	廃棄物特別対策室	465,360	
小 計		事業数 7		655,569	
III 自然共生社会の形成	1 豊かな自然との共生	① 自然環境の保全	環境影響評価制度推進費(一般行政経費)	環境保全課	534
			自然公園等保護管理費	自然保護課	51,494
			自然環境保全対策事務費	自然保護課	7,175
			植樹活動支援事業	企)経営総務室	2,862
		② 多様な動植物が生息・生育できる森・里・川・海のつながりの確保	鳥獣被害防止対策事業費	農業振興課	61,479
			農地・水・環境保全向上対策事業	農村建設課	550,857
			美しい海環境保全対策事業	水産振興課	329
			海岸防潮対策事業費	河川課	459,334
			広域河川改修事業	河川課	1547859
		③ 野生動植物との共生の推進	鳥獣行政運営費	自然保護課	42,049
			シカ特別対策費	自然保護課	29,563
			野生鳥獣救護体制整備費	自然保護課	434
	希少野生動植物保護対策事業		自然保護課	6,348	
	野生動物との共生推進事業費		自然保護課	4,079	
	カモシカ特別対策費		生涯学習文化課	3,033	
	④ 県民参加型の自然環境保全活動の促進	希少野生動植物保護対策事業【再掲】	自然保護課		
		野生動物との共生推進事業費【再掲】	自然保護課		
		自然公園等保護管理費【再掲】	自然保護課		
		県民参加の森林づくり促進事業	林業振興課	10,273	
		自然公園等保護管理費【再掲】	自然保護課		
	2 自然とのふれあいの推進	① 自然とのふれあいの推進	国定公園等施設整備事業費	自然保護課	16,269
			自然公園施設整備事業費	自然保護課	22,817
			森林公園管理運営費	森林保全課	56,876
② 都市公園や森林公園の整備とふれあいの推進		広域公園整備事業	都市計画課	281,054	
		里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進			
③ エコツーリズムの推進					
④ エコツーリズムの推進					
⑤ 温泉の保護と安全安心な利用の推進		温泉法施行事務費	自然保護課	124	

区 分	施策の展開方向（細事業等を含む）	事業名（細事業等を含む）	担当課	H25決算額	
(Ⅲ) 自然共生社会の形成	3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	① 中山間地域等における農林業の振興による農地や森林の多面的機能の維持・増進	中山間地域等直接支払事業費	農業振興課	2,584,399
		② 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進	いわて環境の森整備事業費	林業振興課	576,655
			松くい虫等防除事業費	森林整備課	198,855
			保安林強化事業費	森林保全課	40,999
		③ 藻場・下潟の保全活動の促進	美しい海環境保全対策事業【再掲】	水産振興課	
		④ 海岸の保全	海岸高潮対策事業	農村建設課	147,599
			海岸高潮対策事業費	漁港漁村課	3,688
			海岸高潮対策事業等【再掲】	河川課	
		⑤ 災害に強い県土づくり	治山事業費	森林保全課	1,764,046
			地すべり防止事業費	森林保全課	168,624
			県単独治山事業費	森林保全課	86,275
			通常砂防事業	砂防災課	294,238
			火山砂防事業	砂防災課	211,776
			総合流域防災事業(砂防・地すべり)	砂防災課	28,128
			県単独砂防事業	砂防災課	808
			特定緊急砂防事業	砂防災課	25,915
			急傾斜地崩壊対策事業	砂防災課	148,439
県単独急傾斜地崩壊対策事業	砂防災課	78,773			
小 計		事業数 37		9,514,059	
Ⅳ 安全で安心できる環境の確保	1 大気環境の保全	① 地球規模の大気環境の保全	環境放射能水準調査	環境保全課	13,755
		② 大気汚染物質排出源の監視・指導等	大気汚染監視設備整備事業	環境保全課	7,111
		③ 有害大気汚染物質等に係る対策の推進	有害大気汚染物質調査	環境保全課	4,891
		④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音・振動・悪臭防止対策費	環境保全課	197
	2 水環境の保全	① 健全な水循環の確保	水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	560
			水質保全対策費	環境保全課	33,462
			治山事業費【再掲】	森林保全課	1,764,046
			漁業集落環境整備事業	漁港漁村課	146,480
			下水道事業債償還基金費補助	漁港漁村課	-
			地域水産物供給基盤整備事業(漁場整備分)	漁港漁村課	101,050
			過疎地域公共下水道整備代行事業	下水環境課	-
			浄化槽設置事業費補助	下水環境課	157,661
			浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	72,536
			下水道事業債償還基金費補助(農集)	下水環境課	25,700
			下水道整備促進対策費	下水環境課	15,306
	② 水道水の水質保全対策の強化	流域下水道管理事業費	下水環境課	3,209,282	
	③ 北上川清流化対策の推進	流域下水道建設事業費	下水環境課	2,306,097	
	④ 水質検査費	水質検査費	県民くらしの安全課	4,096	
	3 土壌環境及び地盤環境の保全	① 市街地における土壌汚染防止対策の推進	休廃止鉱山鉱害防止事業費	環境保全課	569,478
		② 地盤沈下未然防止対策の推進	環境保全対策事務費	環境保全課	18,663
	4 化学物質の環境リスク対策の推進	① PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進	環境保全対策事務費【再掲】	環境保全課	
		② 化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進	環境コミュニケーション推進費	環境保全課	212
	5 監視・観測隊の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	① 環境に係る監視・観測体制の強化	ダイオキシン類環境モニタリング調査	環境保全課	11,756
		② 環境に係る調査研究の充実	環境保全対策費【再掲】	環境保全課	
		③ 公害苦情等への的確な対応	環境調査費	環境保全課	6,613
	6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	① 環境影響評価制度の運用	環境保健研究センター試験研究費(環境関係)	環境生活企画室	12,694
		② 適正な土地利用の促進	公害審査会費	環境保全課	42
③ 環境影響評価制度推進費(一般行政経費)【再掲】		環境影響評価制度推進費(一般行政経費)【再掲】	環境保全課	534	
小 計		事業数 27		8,519,503	
Ⅴ 快適でうるおいのある環境の創造	1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	① 緑と水のうるおいのある空間の創造	道路維持修繕事業(維持補修)	道路環境課	3,205,999
		② 快適で豊かな生活環境等の整備の促進	広域河川改修事業等	河川課	1,547,859
			広域的下水道整備促進費補助	県民くらしの安全課	27,778
			過疎地域公共下水道整備代行事業【再掲】	下水環境課	-
			浄化槽設置事業費補助【再掲】	下水環境課	157,661
			浄化槽下水道事業債償還基金費補助【再掲】	下水環境課	72,536
			下水道事業債償還基金費補助(農集)【再掲】	下水環境課	25,700
			下水道整備促進対策費【再掲】	下水環境課	15,306
			流域下水道管理事業費【再掲】	下水環境課	3,209,282
			流域下水道建設事業費【再掲】	下水環境課	2,306,097
	③ 良好な景観の保全と創造	公営住宅建設事業	建築住宅課	791,770	
	2 歴史的文化的環境の保全	① 歴史的文化的環境の保存と活用	道路環境改善事業(無電柱化推進)	道路環境課	217,840
		② 環境と共生する生活文化の継承と創造	美しいまちづくり推進事業	都市計画課	576
			広域公園整備事業【再掲】	都市計画課	281,054
いわて文化芸術王国構築事業費			若者女性協働推進室	4,075	
世界遺産登録推進事業費	生涯学習文化課	14,334			
いわて文化芸術王国構築事業費【再掲】	若者女性協働推進室				
伝統工芸産業支援事業費	産業経済交流課	3,268			
農山漁村いきいきチャレンジ支援事業	農業普及技術課	546,299			
小 計		事業数 18		12,427,434	

区 分	施策の展開方向（細事業等を含む）	事業名（細事業等を含む）	担当課	H25決算額		
活動の環境推進 環境を守り育てる人材の育成と協働	1 環境学習の推進	① 学校における環境学習の推進	環境王国を担う人づくり事業費 地球温暖化対策事業費【再掲】	環境生活企画室 環境生活企画室	1,399 11,500	
		② 多様で身近な環境学習機会の提供、支援	環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	21,475	
			水生生物調査	環境保全課	1,379	
	③ 環境人材の育成	地球温暖化対策事業費【再掲】	環境生活企画室			
	2 環境に配慮した行動・協働の推進	① 県民の環境に配慮した行動・協働の推進	いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度	河川課	-	
		② 企業の環境に配慮した行動・協働の推進	環境コミュニケーション推進費【再掲】	環境保全課	212	
			地球温暖化対策事業費【再掲】	環境生活企画室		
		③ 県の環境に配慮した行動の率先実行	地球温暖化対策事業費(一般行政経費)	環境生活企画室	1,928	
	3 県域を越えた連携、国際的取組の推進	④ 環境広報及び情報提供の推進	地球温暖化対策事業費【再掲】	環境生活企画室		
		① 他の地方公共団体との連携				
	② 海外との交流や国際協力の推進	東アジア環境分析技術支援事業費	環境保全課	2,050		
	小 計		事業数 7		38,544	
	1 環境関連産業の振興	2 自然共生型産業の振興	① 環境関連産業の育成・集積	半導体関連産業創出推進事業費	ものづくり自動車産業振興課	7,873
			① 環境と調和した農林水産業の推進	環境と共生する産地づくり確立事業費	農業普及技術課	40,264
				畜産基盤再編総合整備事業	畜産課	491,901
団体営畜産経営環境整備事業				畜産課	289,760	
間伐等森林整備・里山再生対策事業費補助【再掲】				森林整備課	271,930	
森林整備事業費【再掲】				森林整備課	177,159	
海洋資源管理事業				水産振興課	10,828	
水産物品質管理推進事業				水産振興課	3,581	
いわてブランド水産加工品創造事業				水産振興課	-	
② 木材関連産業の振興			木質バイオマス資源活用促進事業費【再掲】	林業振興課	568	
			いわて環境の森整備事業費【再掲】	林業振興課	576,655	
③ 優れた自然を活用した観光産業の振興			いわてデスティネーションキャンペーン推進協議会負担金	観光課	-	
			三陸観光再生事業費	農業振興課	287	
④ グリーン・ツーリズムの推進			地域連携道路整備事業【再掲】	道路建設課	12,149,184	
			物流支援交流促進道路整備事業等【再掲】	道路建設課	178,240	
	浄化槽設置事業費補助【再掲】	下水環境課	157,661			
	浄化槽下水道事業債償還基金費補助【再掲】	下水環境課	72,536			
	下水道事業債償還基金費補助(農集)【再掲】	下水環境課	25,700			
3 環境に関する科学技術の振興	① 環境に関する科学技術の研究開発の促進	いわてバイオエネルギー利活用促進事業費	農業振興課	-		
	② 産学官共同研究等の推進	いわて戦略的研究開発推進事業費	科学ILC推進室	55,068		
		海洋研究拠点形成促進事業費	科学ILC推進室	1,827		
小 計		事業数 21		14,511,022		



発行：平成27年3月

■お問合せ先
岩手県環境生活部 環境生活企画室
〒020-8570
盛岡市内丸10-1
電話 019-629-5329